

那珂川市地域防災計画

風水害対策編

令和7年2月

那珂川市防災会議

第1章 総 則	1
第1節 計画の策定方針	3
第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置	7
第3節 市の概況	21
第4節 災害危険性	25
第5節 防災ビジョン	30
第2章 災害予防計画	31
第1節 災害に強い組織・ひとづくり	33
第2節 災害に強いまちづくり	45
第3節 応急活動体制の整備	53
第3章 災害応急対策計画	91
第1節 応急活動体制	93
第2節 防災気象情報の収集・伝達	106
第3節 被害情報等の収集・伝達	115
第4節 災害広報・広聴	118
第5節 応援要請・受け入れ	121
第6節 災害救助法の適用	128
第7節 避難対策	131
第8節 要配慮者支援対策	144
第9節 安否情報の提供	148
第10節 消防・救出・救助活動	150
第11節 医療・救護活動	154
第12節 交通対策・緊急輸送	157
第13節 生活救援活動	161
第14節 住宅対策	167
第15節 衛生・清掃対策	170
第16節 遺体の処理・埋葬	177
第17節 公共施設等の応急対策	179
第18節 文教対策	185
第19節 公安警備活動	188
第20節 その他災害応急対策	189

第4章	災害復旧計画	195
第1節	災害復旧・災害復興の基本方針	197
第2節	市民生活安定のための緊急措置	198
第3節	災害復旧事業	207
第4節	復興計画	210

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置

第3節 市の概況

第4節 災害危険性

第5節 防災ビジョン

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、及び那珂川市防災会議条例第2条の規定に基づき、那珂川市防災会議が作成する計画であって、市・県及び関係機関や公共的団体その他市民がその所有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

1. 基本的な考え方

近年国内では、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号による東日本の大雨・暴風、令和2年7月豪雨及び令和5年7月梅雨前線による大雨災害（那珂川市の溢水、土砂災害）などの風水害、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震などの地震災害といった、大規模な自然災害が毎年のように各地で発生している。

大規模災害による教訓や課題をもとに、政府は災害対策基本法をはじめとする防災に関連する法令やガイドライン等を改正することにより、防災・減災の取り組みを推進している。

本市における地域防災計画では、これら災害の対応における課題や、令和3年5月の災害対策基本法の改正、最新の福岡県地域防災計画との整合性を図りながら、市の実態に合わせた災害対応、各主体に求められる役割などを検証し、以下の点を基本的な考え方として見直しを行う。

■ 基本的な考え方

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行う内容とする。

なお、防災に関する施策・方針決定過程においては、防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、地域における生活者の多様な視点や、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の災害時に配慮を要する市民の視点及び、男女共同参画の視点に配慮する。

2. 基本方針

（1）災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制と避難体制の強化を重点的に取り組む。

◆方針1 活動体制の整備

災害の発生及び恐れのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊

密な連携に努める。

◆方針2 活動体制の支援強化と防災活動拠点の整備

市民の生活している地域の災害や、それに対する防災認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

◆方針3 防災情報の収集、伝達体制の確立及び市民への広報

防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に市民へ提供できるような体制を目指す。また、市内の危険箇所の把握に努め、市民のおかれた環境を周知し、防災意識の啓発を図る。

(2) 対策の推進に当たり、自主防災組織の育成、避難行動要支援者の避難支援、避難所運営など、地域防災力の強化に努める。

◆方針1 防災意識の高揚と自主的組織づくりの推進における計画

市民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等、市民の防災意識の高揚を図る。

◆方針2 要配慮者支援対策

災害時に自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦及び外国人等の要配慮者や避難行動要支援者の的確な把握や災害時の救助体制、避難場所の周知及び誘導等、要配慮者や避難行動要支援者に対する防災体制の確立を図る。

◆方針3 避難場所の指定、誘導と収容体制の確認

公民館、小、中学校等の避難場所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた整備体制の充実を図る。

◆方針4 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達の確立

災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。

※要配慮者：高齢者、障がいのある人、乳幼児等が利用する防災に関する施設において、特に配慮を要する者とする。

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、円滑・迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とする。

(3) 福岡県地域防災計画（原子力災害編）を踏まえ、那珂川市として必要な災害対策の検討、追加を行う。

◆方針1 原子力災害編の策定

「福岡県地域防災計画」（原子力災害編）の公表に基づき、那珂川市における原子力災害に対する考え方を検討し策定する。

原子力災害の性質や玄海原子力発電所との距離を考慮し、策定することが市民に対し不安を掻き立てるようなものとならないよう、災害に係る情報収集、確実な伝達を中心に、福岡県をはじめとした関係機関等と連携して実施すべき予防対策等を検討する。

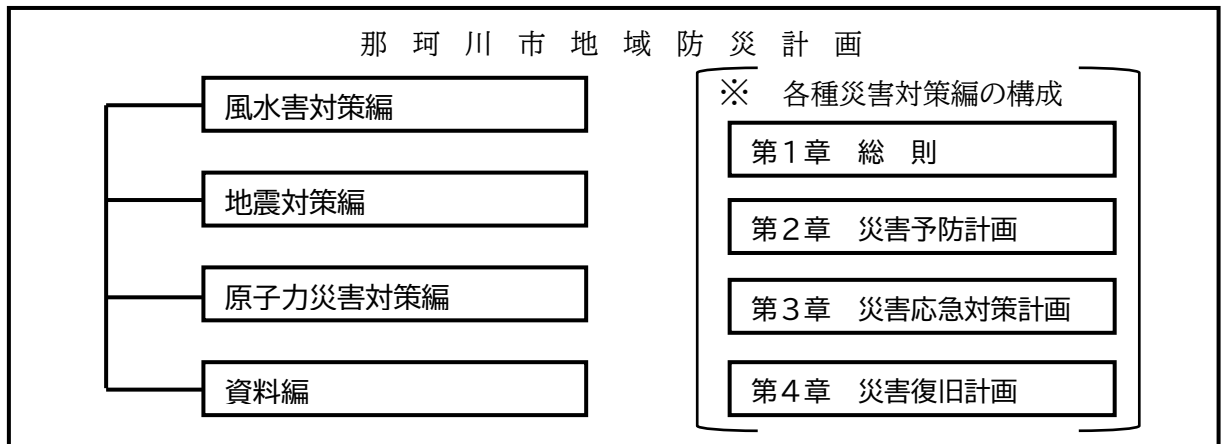
第3 災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図る。

①風水害

②大規模事故災害（林野火災、各種危険物施設等災害、航空機事故、その他事故）

第4 計画の構成



第5 他の計画との関係

1. 法令に基づく防災業務計画及び県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、市域に係る災害から市民（来訪者を含む）の生命・身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び福岡県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

2. 市総合計画との関係

那珂川市総合計画は地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項に基づき那珂川市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されものである。

現在は、第6次総合計画（令和3年度～令和13年度）として、10ヶ年にわたる行政に関するまちづくりプランを策定している。

第6次那珂川市総合計画では、市の将来像を『笑顔で暮らせる 自然都市 なかがわ』と掲げ、5つの施策大綱として「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」、「誰もが学び、育むまちづくり」、「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」、「自然の豊かさを感じるまちづくり」、「地域の自然を活かした活力あふれるまちづくり」に取り組むこととしている。

この中で、地域防災計画と関係のある「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」において、次に示す施策大綱（これからの取り組み）を定めている。

高齢者や障がい者など、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、自助力、共助力、互助力、公助力を高め、支え合い、助け合いのできる人づくり、地域づくりを進めます。

また、自然災害が多発化する中、市民一人ひとりが非常時の災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備え、みんなで助け合って乗り越えていける、地域の防災力が高いまちづくりを進めます。

第6 計画の修正及び周知徹底

1. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを那珂川市防災会議において修正する。

したがって、市及び各防災機関は関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議事務局に提出しなければならない。

2. 計画の周知徹底

この計画は、市及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底する。

第7 調査・連携

防災対策を有効なものとするために、災害の事例等を科学的に調査・研究する。

また、広域的な連携に基づき、市の地域特性に応じた地域防災計画の策定に役立てる。

1. 防災アセスメント調査、防災関連資料の収集等

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究を継続的に実施又は推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

市の防災的な諸問題については、県が実施する防災アセスメント調査結果をはじめ、防災に関する学術刊行物、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2. 防災関係機関等との情報交換

国・県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

3. 情報交換、活動調整

本市では、近隣市町村と定期的に情報交換会を開催し、防災対策の情報交換に努めるとともに、応援・医療・輸送・備蓄・清掃活動等の各対策活動に関して、必要に応じて関係機関と連携して共同調整を行うよう努める。

第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置

第1 市	
機関の名称	事務又は業務の大綱
市	【災害予防】 ① 市防災会議に係る事務に関すること ② 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育・訓練に関すること ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品・応急食料等の備蓄に関すること ⑨ 給水体制の整備に関すること ⑩ 市域における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること ⑪ 市民の自発的な防災活動の促進に関すること ⑫ 災害危険区域の把握に関すること ⑬ 各種災害予防事業の推進に関すること ⑭ 防災知識の普及に関すること ⑮ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ⑯ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑰ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ⑱ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること
	【災害応急対策】 ① 水防・消防等応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査に関すること ③ 避難の準備情報・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること ④ 災害時における文教・保健衛生に関すること ⑤ 災害広報及び被災者からの相談に関すること ⑥ 被災者の救難・救助その他の保護に関すること ⑦ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ⑧ 復旧資機材の確保に関すること ⑨ 災害対策要員の確保・動員に関すること ⑩ 災害時における交通・輸送の確保に関すること ⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑭ 市所管施設の被災状況調査に関すること
市	【災害復旧】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	① 激甚法等による災害復旧事業の推進に関すること ② り災証明の発行、雇用機会の確保、生活資金の貸与等、市民生活安定のための支援に関すること ③ 公共土木施設・農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ④ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資に関すること ⑤ 市民税等公的徴収金の猶予・減免措置に関すること ⑥ 義援金・義援品の受領、配分に関すること

第2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	【災害予防】 ① 福岡県防災会議に係る事務に関すること ② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ⑨ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること ⑩ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑪ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ⑫ 防災知識の普及に関すること ⑬ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ⑭ 消防応援活動調整本部に関すること ⑮ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑯ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ⑰ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ⑱ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること ⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること 【災害応急対策】 ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
県	

機関の名称	事務又は業務の大綱
	⑨ 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関する事 ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事 ⑫ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ⑬ 福岡県所管施設の被災状況調査に関する事 【災害復旧】 ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事 ② 物価の安定に関する事 ③ 義援金品の受領、配分に関する事 ④ 災害復旧資材の確保に関する事 ⑤ 災害融資等に関する事
筑紫保健福祉環境事務所	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 医療の確保に関する事 ② 防疫その他保健衛生に関する事
那珂県土整備事務所	県知事が直接管理する河川・道路・施設等について、下記の措置をとる。 【災害予防】 ① 気象観測通報についての協力に関する事 ② 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 ③ 災害危険区域の選定又は指導に関する事 ④ 防災資機材の備蓄・整備に関する事 ⑤ 雨量・水位等の観測体制の整備に関する事 ⑥ 道路・橋梁等の耐震性の向上に関する事 ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関する事 【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 水防活動の指導に関する事 ② 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ③ 災害広報に関する事 ④ 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事
福岡農林事務所 (福岡県災害警戒・対策福岡地方本部)	【災害予防】・【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害に関する情報収集、関係行政機関との連絡調整に関する事 ② 災害対策応急事務に関する事
筑紫県税事務所	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 被災者に対する県税の減免及び徴収猶予に関する事 ② 災害時における市の応援に関する事
県教育委員会 (福岡教育事務所)	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 被災児童及び生徒の救護、及び応急教育に関する事 ② 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事

第3 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県警察本部	【災害予防】
	① 災害警備計画に関すること
	② 警察通信確保に関すること
	③ 関係機関との連絡協調に関すること
	④ 災害装備資機材の整備に関すること
	⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
	⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
	⑦ 防災知識の普及に関すること
	【災害応急対策】
	① 災害情報の収集及び伝達に関すること
	② 被害実態の把握に関すること
	③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
	④ 行方不明者の捜索に関すること
	⑤ 危険箇所の警戒及び市民に対する避難指示、誘導に関すること
	⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること
	⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
	⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
	⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
	⑩ 広報活動に関すること
	⑪ 遺体の死因・身元の調査等に関すること

第4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊福岡駐屯地第四師団司令部第四後方支援連隊	【災害予防】
	① 災害派遣計画の作成に関すること
	② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
	【災害応急対策】・【災害復旧】
	① 災害派遣による県・市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

第5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	【災害予防】 ① 警備計画等の指導に関すること 【災害応急対策】 ① 広域緊急救助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ② 広域的な交通規制の指導調整に関すること ③ 他の管区警察局との連携に関すること ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ⑤ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ⑥ 警察通信の運用に関すること
福岡財務支局	【災害応急対策】 ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること 【災害復旧】 ① 地方公共団体に対する災害融資に関すること ② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	【災害応急対策】 ① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	【災害予防】 ① 米穀の備蓄に関すること ② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること 【災害応急対策】 ① 応急用食料の調達・供給に関すること ② 農業関係被害の調査・報告に関すること ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること ④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること ⑤ 災害時における政府所要米穀の供給の支援に関すること 【災害復旧】 ① 被害農業者等に対する融資等に関すること ② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること ③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ⑥ 技術者の応援派遣等に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	【災害予防】 ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること ② 林野火災予防体制の整備に関すること 【災害応急対策】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	① 林野火災対策の実施に関すること ② 災害対策用材・復旧対策用材の供給に関すること 【災害復旧】 ① 復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	【災害予防】 ① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること 【災害応急対策】 ① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること ② リ災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること 【災害復旧】 ① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
九州産業保安監督 部	【災害予防】 ① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
九州運輸局 (福岡運輸支局)	【災害予防】 ① 交通施設及び設備の整備に関すること ② 宿泊施設等の防災設備に関すること 【災害応急対策】 ① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること ② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調節に関すること ⑤ 緊急輸送命令に関すること
大阪航空局 (福岡空港事務所)	【災害予防】 ① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること ② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること ② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
福岡管区气象台	【災害予防】・【災害応急対策】 ① 気象、地震、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ④ 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言にすること ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
九州総合通信局	【災害予防】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	① 非常通信体制の整備に関すること ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における電気通信の確保に関すること ② 非常通信の統制、管理に関すること ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	【災害予防】 ① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること 【災害応急対策】 ① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること 【災害復旧】 ① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 【災害予防】 ① 気象観測通報についての協力に関すること ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ③ 災害危険区域の選定又は指導に関すること ④ 防災資機材の備蓄・整備に関すること ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ⑥ 道路・橋梁等の耐震性の向上に関すること ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること 【災害応急対策】 ① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること ② 水防活動の指導に関すること ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ④ 災害広報に関すること ⑤ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること ⑥ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ⑦ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること
九州地方整備局	⑧ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ⑨ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること ⑩ 市その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	【災害復旧】 ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事
九州防衛局	【災害応急対策】 ① 災害時における防衛省（本省）との連携調整 ② 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援
国土地理院九州地方測量部	【災害応急対策】 ① 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 【災害復旧】 ① 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事
九州地方環境事務所	【災害予防】 ① 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関する事 ② 環境監視体制の支援に関する事 【災害復旧】 ① 災害廃棄物等の処理対策に関する事

第6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社（博多総合車両所） （以下、JR西日本）	【災害予防】 ① 鉄道施設の防火管理に関する事 ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 【災害応急対策】 ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事 ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 【災害復旧】 ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
西日本電信電話株式会社（九州支店）（以下、NTT西日本）、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	【災害予防】 ① 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 ② 応急復旧用通信施設の整備に関する事 【災害応急対策】 ① 気象警報の伝達に関する事 ② 災害時における重要通信に関する事 ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関する事
日本銀行（福岡支店、北九州支店）	【災害予防】・【災害応急対策】 ① 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調整に関する事 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
	⑤ 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 (福岡県支部)	【災害予防】 ① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会（以下、NHK）（福岡放送局）	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社(福岡支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	【災害予防】 ① 緊急輸送体制の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること 【災害復旧】 ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社 福岡南配電事業所 (以下、九州電力)	【災害予防】 ① 電力施設の整備と防災管理に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における電力の供給確保に関すること 【災害復旧】 ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
西部ガス株式会社 (以下、西部ガス)	【災害予防】 ① ガス施設の整備と防災管理に関すること ② 導管の耐震化の確保に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時におけるガスの供給確保に関すること 【災害復旧】 ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便株式会社 (九州支社)	【災害応急対策】 ① 災害時における郵政事業運営の確保 ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

第7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人福岡県トラック協会	【災害予防】 ① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事 【災害応急対策】 ① 緊急・救援物資の輸送協力に関する事
一般社団法人福岡県LPガス協会	【災害予防】 ① LPガス施設の整備と防災管理に関する事 ② LPガス供給設備の耐震化の確保に関する事 【災害応急対策】 ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関する事 【災害復旧】 ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
公益社団法人福岡県医師会	【災害予防】・【災害応急対策】 ① 災害時における医療救護の活動に関する事 ② 負傷者に対する医療活動に関する事 ③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関する事
公益社団法人福岡県歯科医師会	【災害予防】 ① 歯科医療救護活動体制の整備に関する事 【災害応急対策】 ② 災害時の歯科医療救護活動に関する事
公益社団法人福岡県看護協会	【災害予防】 ① 災害看護についての研修や訓練に関する事 【災害応急対策】 ① 要配慮者への支援に関する事 ② 指定避難所等における看護活動に関する事 ③ 災害支援看護師の要請・受入れ等の支援に関する事
公益社団法人福岡県薬剤師会	【災害予防】 ① 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関する事 【災害応急対策】 ① 災害医療救護活動に関する事 ② 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する事 ③ 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関する事 ④ 指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関する事 ⑤ その他公衆衛生活動に関する事
株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関する事 ② 災害時における報道の確保対策に関する事 【災害応急対策】 ① 気象予警報等の報道周知に関する事 ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社西部支社	③ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
R K B毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CRO S S FM、ラブエフエム国際放送株式会社	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	【災害予防】 ① 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること ② 職員や市民の災害に対する意識の向上に関すること 【災害応急対策】 ① 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること ② 災害ボランティアの活動体制強化に関すること ② 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

第8 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
春日・大野城・那珂川消防組合（以下、消防組合）	【災害予防】 ① 危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制、指導に関すること ② 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導・育成に関すること ③ 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること 【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること ② 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること ③ 人命の救助及び救急に関すること
春日那珂川水道企業団（以下、水道企業団）、福岡都市圏南部環境事業組合	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の防災活動に対する協力に関すること

第9 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
那珂川市消防団	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 水火災及びその他災害の予防・警戒・防御に関すること ② 災害等の情報収集に関すること ③ その他消防に関すること
一般社団法人筑紫医師会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 医療救護及び助産活動に関すること ② 防疫及び遺体の検案の協力に関すること ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人筑紫歯科医師会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 歯科医療活動に関すること ② 遺体の検案の協力に関すること ③ 県歯科医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人筑紫薬剤師会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 医薬品の調剤・服薬指導及び医薬品の管理に関すること ② 医薬品の調達・供給に関すること ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡活動に関すること
行政区（区又は自治会など）	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 地域内住民への災害に関する情報伝達・広報広聴活動に関すること ② 出火防止及び初期消火に関すること ③ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること ⑤ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること
筑紫農業協同組合（那珂川支店他）	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 農作物の災害応急対策の指導に関すること ③ 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっせんに関すること ⑤ 災害時における食料及び物資の供給に関すること
那珂川市商工会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 加盟各事業者との連絡調整に関すること ③ 被災中小企業に対する融資のあっせんに関すること ④ 災害時における救助物資・復旧資材の確保、あっせん及び被災者に対する炊き出しに関すること
公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（筑紫支部）	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関すること
那珂川市土木協力会、那珂川市建設業	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
協力会	② 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること ③ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること ④ その他災害時における復旧活動の協力に関すること ⑤ 加盟各事業者との連絡調整に関すること
那珂川市コンサルタント協会、一般社団法人筑紫地区建設コンサルタント協会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害箇所における測量設計に関すること ② 的確な情報収集に関すること
筑紫地区ビル管理事業協働組合	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 建築物内等の床上浸水の処理及び泥水、汚水、その他ごみ、土砂等の搬出運搬に関すること ② 洗浄、消毒の協力及び清掃等に関する物資の提供に関すること ③ 建築物の設備等の被害調査、応急処置
南福岡管工事協同組合	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関すること ② 加盟各事業者との連絡調整に関すること
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）に関すること ② その他必要とされる業務に関すること
那珂川市電設協力会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害時における電気設備の復旧活動の協力に関すること ② 加盟各事業者との連絡調整に関すること
那珂川市社会福祉協議会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害時のボランティアの受け入れに関すること ② 被災者の生活支援活動の協力に関すること ③ 県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の受付・申込に関すること
那珂川市防犯組合連絡協議会、春日地区交通安全協会那珂川支部	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること ③ その他災害応急対策業務の協力に関すること
那珂川市交通安全施設業協力会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 交通安全施設の応急復旧に関すること
危険物・有毒物等保有施設	【災害予防】 ① 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること

第10 市民・事業所

区分	事務又は業務の大綱
市民	【災害予防】 ① 自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認すること ② 平常時から食料・飲料水等の備蓄（3日分）、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えること
	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めること
事業所	【災害予防】 ① 従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練の実施に努めること
	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力すること ② 必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市との物資・役務の供給協定の締結に努めること。

第3節 市の概況

第1 自然的条件

1. 位置・面積

本市は、福岡県の西部にあり、福岡市の都心部から13kmのところに位置する。北西部は福岡市、東部は春日市・大野城市・筑紫野市、南部は佐賀県に接し、南北約14.5km、東西約6.2kmの南北に長い形状で総面積74.95km²である。

2. 気象

九州の北部に位置する那珂川市は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区分に区分される。日本海型気候区の主な特徴は以下のとおりである（出典 太宰府測候所の記録）。

- （1）平均気温は15～16℃、1月の平均気温は6℃以下でほかの気候区に比べて寒い。
- （2）年降水量は1,700mm前後で、内海型気候区に次いで降水量は少ない。
- （3）この地域の最大の特徴は、冬季に曇りや雨の天気が多いことと、北西の季節風をまともに受けて風の強い日が多い。

3. 地形・地質

市の大部分は脊振山地北斜面の山地で、市の約70%は林野が占めている。市の北部には平野が広がり、市街地となっている。南部は背振雷山県立自然公園に指定されており、九千部山・背振連山からなる溪谷と緑豊かな山麓の間には景勝の地釣垂峡がある。また、県境の背振山付近に源を発する那珂川が市の中央を南北に貫流し、博多湾に注いでいる。

地質は、那珂川市を構成する基盤岩類は白亜紀深成岩類（花崗岩）からなる。

山地・丘陵地は、すべて白亜紀火成岩類からなる。深成岩類（花崗岩類）は、厚さ数10mまで風化（深層風化）を受けてマサ土化していることがある。マサ土は、大雨を受けると壊れやすい特徴を持つ。

段丘は、地形分類の台地に相当し、砂礫から構成される砂礫段丘と阿蘇カルデラ起源の火砕流堆積物（シラス）からなる。

各河川周辺には、第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は10～20mほどの沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなっている。谷底平野・氾濫平野・自然堤防及び旧河道は、砂泥質堆積物からなる。扇状地及び扇状平野は、砂泥礫堆積物からなる。土石流地形は、過去に発生した土石流の堆積土砂からなり、礫分が含まれる砂泥礫質堆積物からなる。

（1）山地・丘陵地

那珂川市の大部分は山地・丘陵地からなり、平野は北部を中心に広がっている。山地は、標高847.5mの九千部山を最高峰に順次高度を下げ標高200m付近からなだらかな丘陵へと変化するほか、平野部の段丘の基盤となっている。山地・丘陵地は白亜系花崗岩類からなり、表層部は風化しマサ化している。

（2）台地

那珂川市に分布する台地には、砂礫台地と火山灰台地の2種類がある。

砂礫台地は、過去に河川によって形成された平坦な地形面が、その後の隆起侵食によって、やや高い段になった地形であり、段丘の上面は平坦な土地であるが、縁辺部は侵食により急崖になっている場合が多い。

火山灰台地は、火山噴火により形成された平坦な地形面であり、細粒な火山灰（シラス）か

らなる。本市の火山灰台地は、阿蘇カルデラで、約8万年前に大噴火を起こした際に噴出された火砕流堆積物からなる。以下それぞれの分布は次のとおりである。

①砂礫台地

砂礫台地は、那珂川流域の市ノ瀬、埋金及び市北部の市街地周辺に分布する。市街地周辺の分布は、都市圏活断層図（ $s = 1 / 25, 000$ ）で、下位段丘面と記載されている範囲とした。低地との比高差は数m～20m程度である。

②火山灰台地

火山灰台地は、安徳と下梶原に分布しており、比高約20m程度の台地をなしている。

（3）土石流堆積面

土石流堆積面は、桑河内、成竹、南面里などに分布する。土石流堆積面は、山地内や斜面上部からもたらされた碎屑土砂が堆積した斜面地形であり、砂・泥・礫から構成されている。

（4）谷底平野・氾濫平野

谷底平野は、那珂川・梶原川及びこれらの支川沿い一帯に細長く分布する。一方、氾濫平野は那珂川の安徳より下流域に分布する。氾濫平野には、自然堤防と旧河道が存在し、過去の洪水によって自然堤防の形成や河川の流路変更が行われたことが類推される。谷底平野は、山地・丘陵地あるいは台地・段丘を刻む河川の沖積作用によってできた平坦な土地で、主として礫・砂よりなる。氾濫平野は、河川の沖積作用によって形成された広く開けた土地で、堆積物は谷底平野より細粒の砂・シルト・粘土からなっている。

（5）自然堤防

自然堤防は氾濫平野内の那珂川流路沿いに帯状又は島状に分布する。自然堤防は、洪水時に河川の流路沿い又は周辺に、砂や礫が堆積してできた帯状の微高地（周辺との比高0.5～1.0m）で縁辺部では小さなパッチ（帯状）になることが多い。

（6）旧河道

氾濫平野内の那珂川流路沿いに帯状に分布する。旧河道は、過去の河川流路の跡で、周辺的一般面より0.5～1.0m低く自然堤防より1～2m程度の凹地である。

（7）人工改変地

人工改変地は、山地・丘陵地の斜面を切り取り整地して造成された平坦地又は緩傾斜地である。山地や丘陵地の谷を盛土するような大規模な改変が多く、丘陵を切土し、平坦化している程度である。人工改変地は、ゴルフ場、リゾート施設及び住宅団地として利用されている。

新幹線の車両基地も人工改変地である。

4. 活断層

那珂川市周辺には警固断層等、13の断層（系）が活断層として確認あるいは推定されている。

那珂川市を横断する活断層は、「西畑」、「南面里」及び「五ヶ山」などを横断する、『日向峠—小笠木峠断層帯』が確認されているが、被害想定などに必要十分なデータが確保されていないことから、現状ではこの活断層による地震を想定することは困難である。

そのため、現状において活断層で発生する地震は、那珂川市域で非常に大きい揺れが予測されている「警固断層帯地震」が想定される。

■ 想定地震の概要

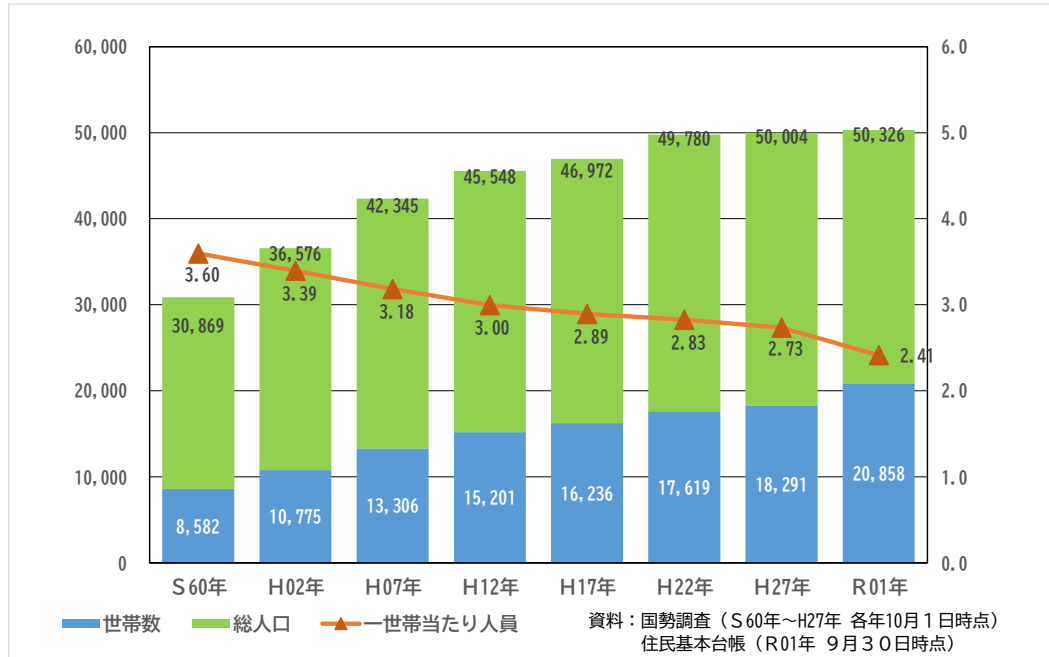
種別	想定地震	地震タイプ	マグニチュード (Mj)	断層の長さ
活断層	警固断層地震	地殻内	7.2 (南東部)	約27km (南東部)
			6.9 (北西部)	約25km (北西部)

警固断層は、地震調査研究推進本部により公表されており、玄界灘から博多湾を経て、福岡平野にかけて分布している。最新の活動時期は約4,300年前以後、3,400年前以前で、今後30年以内に地震が発生する確率は0.3～6%と想定されている。

第2 社会条件

1. 人口及び世帯数

本市の人口（住民基本台帳：令和5年9月30日現在）は、49,706人（男性24,020人、女性25,686人）世帯数21,587世帯で、1世帯当たりの構成員は2.3人である。



平成27年実施の国勢調査では、人口が50,004人となり、市制要件の一つである「人口5万人以上」を達成したことから、平成30年10月1日より那珂川市となった。

また、年齢別では、最も多い年齢層は45～49歳層であり、次いで40～44歳層となっており、平均年齢は43歳である。65歳以上の人口は11,477人であり、全体の22.8%となっている。

2. 土地利用の変遷

昭和46年以後の約20年間で、本市は大きく姿を変えている。新幹線基地などの新たな社会基盤が整備され、市街地も大幅に拡大している。市北部の那珂川や梶原川沿いに広がっていた水田地帯は、そのほとんどが宅地に転用されている。水田の宅地への転用の他に、山林・原野の宅地への転用も推し進められている。王塚台・京団地などのニュータウン建設は、そのほとんどが山林・原野を転用する形で行われている。山麓地域では、筑紫ヶ丘ゴルフ場・大博多カントリーゴルフ場をはじめ、郊外型の娯楽施設が数多く造られている。

3. 建物

（1）概略

全市に17,551棟（令和5年1月1日現在）の建物があり、その約70%が木造建物である。その大部分が市北部に集中しており、特に今光・王塚台地区で1,000棟を越える。集合住宅の多い松原地区は、棟数が30棟以下であるが、その他の地区は、100棟を越えている。

市南部の山地を有する大字単位の地区では、概して木造建物の構成比が高く古い木造建物の比率も大きい。建物の集中する今光地区では木造の割合が約60%程度で、古い木造建物の割合も他の大字単位の地区に比べて低い傾向にある。

(2) 木造建物

木造建物は市全体で12,832棟（令和5年1月1日現在）あり、松原地区を除けば、全ての行政区で木造建物が占める割合は、非木造建物が占める割合を上回っている。

年代別に見ると、1960年以前の比較的古い建物については、市ノ瀬・山田・西畑地区に多く、市南部に集中していることがわかる。一方、1961年以降の建物は、王塚台・今光・恵子地区に多く、市街地に集中していることがわかる。

(3) 非木造建物

非木造建物は、市全体で4,719棟（令和5年1月1日現在）あり、地区別に見ると今光地区で最も多く、全体の1割を越える。年代別にみると、1965年以前は、市南部に位置する五ヶ山などに多く分布していた。

しかし、木造建物と同様、後年になるにつれて、今光・中原地区などの市街地に位置する行政区に、多く分布している。

第4節 災害危険性

第1 災害履歴

那珂川市における災害履歴を、異常気象報告及び現地調査などの資料を元に本市の各種災害の特徴を整理した。結果は以下のとおり。

本市では、各種災害の危険区域等を地図に表示したハザードマップを作成しており、令和2年3月には水害・土砂災害・地震を対象とした総合防災マップを作成した。

※資料編：1-1 那珂川市総合防災マップ

1. 水害

市中央を流れる那珂川の氾濫による水害が頻繁に発生している。昭和38年の水害では、多くの民家が浸水・倒壊などの被害を受け、現人橋、安西橋、橋本橋は決壊した。

なお、昭和24年8月、同27年6月、及び38年7月の豪雨は、那珂川水系に甚大な被害をもたらした。また、下流一帯は年々水不足に悩まされ、灌漑用水、上水道用水の不足は、当該地域の発展を著しく阻害していた。これらの問題を解消するため、ここに洪水調節・灌漑用水の補給、上水道用水の供給を目的として建設された多目的ダム「南畑ダム」サイトの碑に記載がある。

平成15年7月の集中豪雨では家屋の床下以上の浸水による損壊が40棟を超えるなど多大の被害をうけた。また、平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、床上浸水73棟、床下浸水125棟、河川の溢水13箇所の甚大な被害が発生した。

県は、那珂川水系那珂川に係る洪水浸水想定区域を平成30年4月27日に指定している。

※資料編：1-2 那珂川水系那珂川洪水浸水想定区域図

2. 土砂災害

市の大部分が山地から構成され、土砂災害は頻繁に発生している。平成11年6月の集中豪雨では、斜面崩壊による国道385号の通行止めが生じた。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、がけ崩れ95箇所、住宅被害6棟の被害が発生し土砂災害による国道385号の通行止めも発生した。

県は、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、市内の土砂災害警戒・特別警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）を指定している。

※資料編：1-6 砂防指定地指定箇所一覧、1-7 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧、1-8 土砂災害(特別)警戒区域指定箇所概要書(土石流)、1-9 土砂災害(特別)警戒区域指定箇所概要書(急傾斜地の崩壊)、1-10 土砂災害警戒区域指定箇所概要書(地滑り)、1-11 市が別途指定した危険箇所一覧、1-13 山腹崩壊危険地区一覧、1-14 崩壊土砂流出危険地区一覧

3. 地震災害

『新編 被害地震総覧〔増補改訂版〕』によると、1898年8月10日の「糸島地震」で震度4、1854年7月24日の「安政南海地震」で震度5の揺れがあったとされており、家屋等への被害があったと予想される。また、平成17年3月20日及び同年4月20日に発生した福岡県西方沖地震により、196棟もの家屋が被害に遭った。

平成18年1月26日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号、以下「法」と言う。）を受け、市域において発生の恐れがある地震やそれに伴う建物被害等の可能性を市民に伝えるための地震揺れやすさマップ・危険度マップを平成26年3月に作成した。

4. 火災

本市では、大正末期と昭和初期に大火が発生したが、近年は目立った大火災は発生していない。平成13年に那珂川市で発生した火災件数は、26件であり、損害額は54,677千円である。しかしながら、火災件数は近年増加傾向にあり、平成16年で34件、損害額55,623千円、平成17年で40件、損害額は91,581千円、特に平成17年中の春日・大野城・那珂川消防組合管内での総発生件数は100件を超え、損害額は218,519千円である。

5. その他

その他の災害として、山間部での大雪があげられるが、農作物への影響が主体である。

■ 那珂川市における災害履歴年表

年月日	災害区分	出来事
大正2年9月	かんばつ	大かんばつに見舞わる（90日間雨なし）
大正8年9月	火災	南面里に大火災起こる
昭和9年11月	火災	西畑に大火災起こる
昭和16年6月	水害	豪雨のため、中原中池の堤防決壊
昭和24年7月	水害	集中豪雨による大水害発生（中ノ原、寺倉橋決壊）
昭和28年6月	水害	大雨による大災害発生
昭和38年1月	大雪	大雪で被害甚大
昭和38年6月	水害	集中豪雨による大水害起こる（現人橋、安西橋、橋本橋決壊、一ノ井堰流出）
昭和39年1月		南畑ダム建設始まる
昭和41年3月		南畑ダム完成
昭和42年8月	かんばつ	大かんばつ見舞わる
昭和46年6月		背振ダム建設工事始まる
昭和48年7月	水害	集中豪雨による大水害発生（激甚地指定）
昭和53年5月	かんばつ	65年ぶりの大かんばつ
平成11年6月29日	水害	梅雨前線集中豪雨により農業災害39箇所、公共災害33箇所
平成11年6月30日	水害	豪雨により上梶原の上ノ池決壊、西畑の下ノ田橋決壊
平成11年7月2日	崩壊	山林の斜面崩壊による国道385号の通行止め（市ノ瀬）
平成15年7月19日	水害	豪雨により、全壊、半壊家屋がそれぞれ1棟、床下浸水家屋の被害が40棟を超えた。（上梶原・西畑・成竹等家屋崩壊等の被害）
平成17年3月20日	地震	福岡西方沖地震 震度5弱
平成17年4月20日	地震	福岡西方沖地震 震度5弱 被害合計196棟
平成18年9月17日	台風13号	国道への倒木8箇所、町道（当時）への倒木3箇所、負傷者4名、屋根の損壊数棟
平成21年7月24～26日	水害	住宅被害6棟、床上浸水73棟、床下浸水125棟、河川溢水13箇所、がけ崩れ95箇所
平成22年7月14日	水害	住宅被害1棟、床上浸水2棟、床下浸水10棟、河川溢水3箇所、がけ崩れ10箇所
平成30年3月		五ヶ山ダム建設事業完成
平成30年7月5日～7日	水害・土砂災害	負傷者1名、住家被害6棟、道路被害3箇所、溢水1箇所（西畑川）、がけ崩れ4箇所、土石流（小規模）32箇所

第2 災害危険性

1. 風水害

本市で想定される水害は、主に那珂川や梶原川の外水氾濫（溢水、堤防の決壊による河川からの流入による洪水氾濫）や、内水氾濫（河川の水位が上昇し、市街地や農地等で河川への排水が困難になって生じる湛水）が想定される。

那珂川の外水氾濫は、平成21年7月の中国・九州北部豪雨の災害を踏まえ、県の床上浸水対策特別緊急事業による改修が進められているため、氾濫の危険性は減少すると予想されるが、当該事業は平成21年7月の中国・九州北部豪雨における豪雨（1時間雨量64mm、3時間雨量168mm、24時間雨量302mm）が再度発生しても、堤防満杯で流下できるように改修されるため、これ以上の豪雨が発生すれば氾濫する恐れはある。

また、那珂川沿いの那珂川橋より下流左岸1.4kmと右岸0.9km、松尾橋上流200mから轟橋までの左岸1.8kmが県の重要水防箇所として、引き続き指定されている。

なお、浸水被害が想定される区域については、平成30年4月27日付の那珂川洪水浸水想定区域を「那珂川市総合防災マップ」に記載している。

■ 那珂川市における洪水浸水想定区域内の推定人口及び世帯数

地区	行政区	想定最大規模(L2)内				家屋倒壊等 氾濫想定区域内	
		浸水深0.5m未満		浸水深0.5m以上		人口 (人)	世帯数 (世帯)
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)		
南畑地区	五ヶ山	0	0	0	0	0	0
	市ノ瀬	29	13	60	27	56	25
	埋金	5	2	24	9	21	8
	不入道	47	21	111	50	64	29
	成竹	11	5	113	52	48	22
	寺倉	9	4	38	18	15	7
	南面里	0	0	0	0	0	0
	小計	101	45	346	156	204	91
岩戸地区	西畑	0	0	0	0	0	0
	別所	15	7	311	144	210	97
	井尻	35	16	98	45	11	5
	山田	75	32	487	208	54	23
	西隈	20	9	459	203	176	78
	後野	4	2	291	131	31	14
	道善	97	40	2907	1,186	393	160
	恵子	84	34	123	50	0	0
	小計	330	140	4,676	1,967	875	377
片縄地区	片縄谷口	27	12	2,521	1089	170	73
	片縄内田	92	38	434	179	0	0
	片縄観音堂	41	18	348	151	32	14
	下片縄	30	13	1,120	484	246	106
	下片縄西	0	0	0	0	0	0
	片縄今池	0	0	0	0	0	0
	片縄新町	0	0	0	0	0	0
	片縄緑	0	0	0	0	0	0
	片縄浦ノ原	0	0	0	0	0	0
	片縄丸ノ口	0	0	3	1	0	0
	片縄ときわ台	0	0	0	0	0	0
	小計	190	81	4,426	1,904	448	193

地区	行政区	想定最大規模(L2)内				家屋倒壊等 氾濫想定区域内	
		浸水深0.5m未満		浸水深0.5m以上		人口 (人)	世帯数 (世帯)
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)		
安徳地区	上梶原	2	1	0	0	0	0
	下梶原	53	21	90	36	0	0
	安徳	26	8	71	22	10	3
	東隈	0	0	192	80	14	6
	仲	16	7	1,992	823	117	48
	五郎丸	577	211	1,031	377	109	40
	松木	199	76	61	24	0	0
	今光	361	158	1,914	838	341	149
	中原	20	8	0	0	0	0
	観晴が丘	0	0	0	0	0	0
	松原	404	134	323	107	0	0
	王塚台	5	2	3	1	0	0
	小計	1,663	626	5,677	2,308	591	246
	合計	2,284	892	15,125	6,335	2,118	907

2. 土砂災害

本市は「第1 災害履歴」に示したように、過去にがけ崩れ等の土砂災害に度々見舞われている。本市の山地・丘陵地は花崗岩類が厚さ数10mまで風化を受けてマサ土化しており、大雨に対して脆弱な地質となっている。

県は、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、市内の土砂災害警戒・特別警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）を指定しており、市は「那珂川市総合防災マップ」に記載している。

土砂災害警戒区域等	指定区域数（令和6年10月18日現在）			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	
土砂災害警戒区域	124箇所	131箇所	1箇所	256箇所
土砂災害特別警戒区域	114箇所	127箇所	0箇所	241箇所

（福岡県砂防課 HP）

■ 那珂川市における土砂災害警戒・特別警戒区域内の推定人口及び世帯数

地区	行政区	建物数(棟)	人口(人)	世帯数(世帯)
南畑地区	五ヶ山	0	0	0
	市ノ瀬	148	329	148
	埋金	73	193	74
	不入道	62	138	62
	成竹	74	161	75
	寺倉	13	28	13
	南面里	90	185	91
	小計	460	1,034	463
岩戸地区	西畑	120	236	120
	別所	98	212	98
	井尻	68	149	68
	山田	78	183	78
	西隈	122	276	122
	後野	138	306	138
	道善	9	46	19
	恵子	59	145	59
	小計	692	1,553	702

地区	行政区	建物数(棟)	人口(人)	世帯数(世帯)
片縄地区	片縄谷口	0	0	0
	片縄内田	8	28	12
	片縄観音堂	4	12	5
	下片縄	0	0	0
	下片縄西	0	0	0
	片縄今池	0	0	0
	片縄新町	0	0	0
	片縄緑	4	8	4
	片縄浦ノ原	29	84	38
	片縄丸ノ口	23	66	29
	片縄ときわ台	8	20	8
	小計	76	218	96
安徳地区	上梶原	79	179	79
	下梶原	16	42	17
	安徳	11	35	11
	東隈	0	0	0
	仲	20	81	33
	五郎丸	6	25	9
	松木	47	222	85
	今光	0	0	0
	中原	0	0	0
	観晴が丘	31	157	66
	松原	0	0	0
	王塚台	18	45	19
	小計	228	786	319
合計		1,456	3,591	1,580

第5節 防災ビジョン

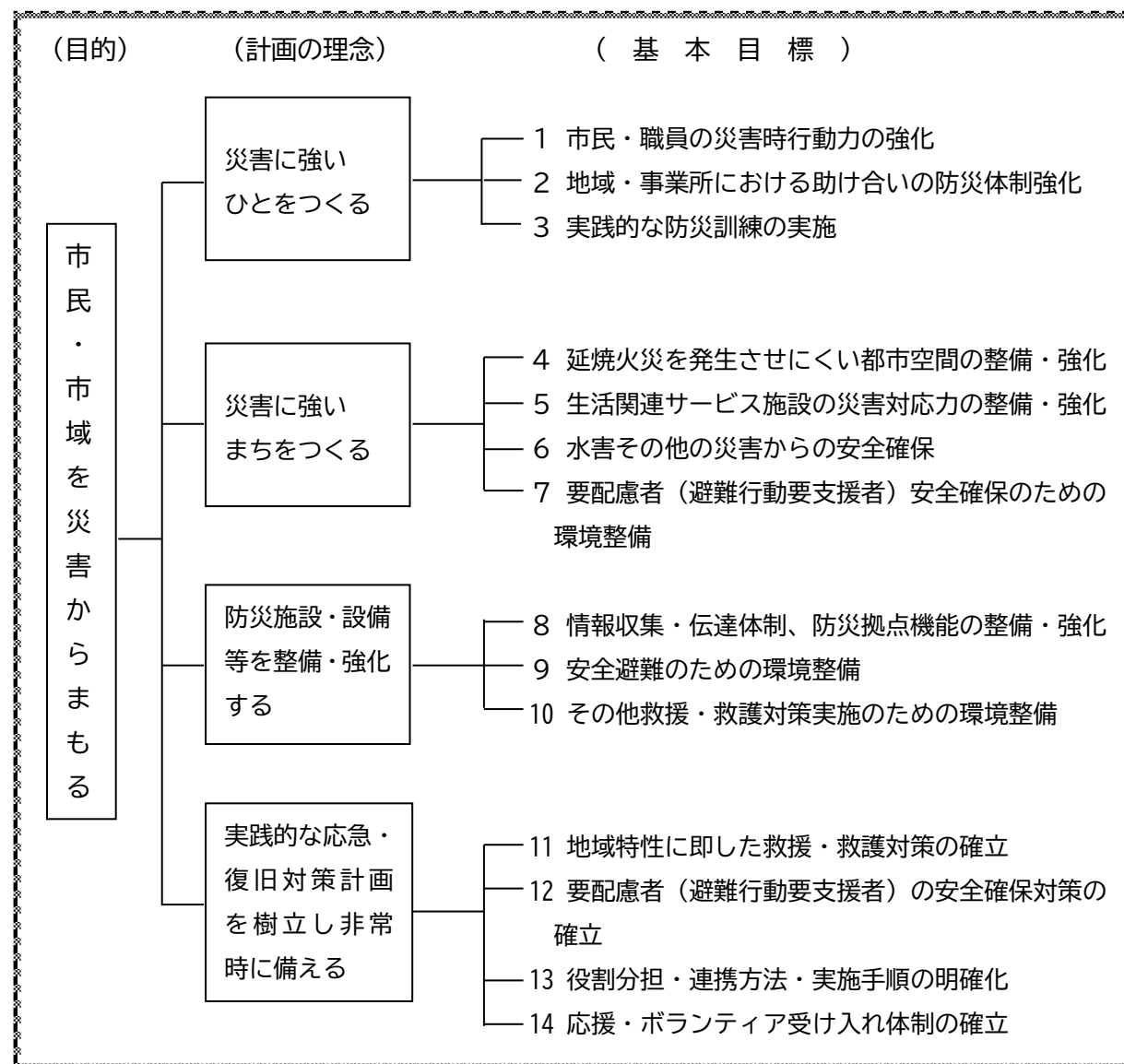
第1 計画の理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画の策定、及び運用の指針として、次の点を本計画の理念とする。

- ◆災害に強いひとをつくる。
- ◆災害に強いまちをつくる。
- ◆防災施設・設備等を整備・強化する。
- ◆実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える。

第2 基本計画

市民の生命・身体、及び財産を災害から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。



第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

第2節 災害に強いまちづくり

第3節 応急活動体制の整備

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項目	担当
第1 防災組織の整備	安全安心課・総務課・税務課・生活福祉課・教育総務課・建設課・関係機関
第2 自主防災体制の整備	安全安心課・消防組合（消防団）
第3 企業等防災対策の促進	安全安心課・消防団
第4 防災訓練	安全安心課・関係各課・関係機関
第5 防災知識の普及	安全安心課・消防組合（消防団）
第6 市民の心得	安全安心課・消防組合・関係機関

第1 防災組織の整備

1. 市

（1）那珂川市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、那珂川市防災会議を設置し、市域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画を作成し、防災対策を推進する。

■ 防災会議の役割

- ◆那珂川市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- ◆市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること

■ 防災会議の構成

- ◆会長：市長
- ◆委員：次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する
 - （1）指定地方行政機関職員
 - （2）福岡県知事の部内職員
 - （3）福岡県警察の警察官
 - （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5）市の教育長
 - （6）消防組合の消防長及び消防団長
 - （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の役員もしくは職員
 - （8）自主防災組織を構成する者
 - （9）その他市長が必要と認める者

※資料編：3-1 那珂川市防災会議条例、3-2 那珂川市防災会議委員名簿

（2）那珂川市災害対策本部

組織の概要は、本章第3節「応急活動体制の整備」に記述する。

2. 消防団

消防団は、消防組合と連携をとりながら、適切な消火・救助活動を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

3. 防災関係機関

非常事態発生時における応急対策実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善を図る。防災関係機関は、次のとおりである。

市域を所管する、又は市内にある次の機関

- ◆指定地方行政機関（国の機関）
- ◆指定公共機関（公共的機関・公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定）
- ◆指定地方公共機関（公共的機関・公益的事業を営む法人で県知事が指定）
- ◆一部事務組合

第2 自主防災体制の整備

市民は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し備えを図る。

市は、地域ごとの自主防災組織の育成に努め、市民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る等、市民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

1. 活動内容

（1）平常時の活動内容

①自主防災組織の地区防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ地区防災計画書等に定めておく。

- ア）地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- イ）市民の任務分担に関すること。
- ウ）防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- エ）防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- オ）出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資器材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- カ）指定緊急避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- キ）負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- ク）救助用資器材の配置場所及び点検整備に関すること。
- ケ）その他自主的な防災に関すること。

②防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう講演会、研究会、災害図上訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

③防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、災害図上訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市と有機的な連携をとる。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

ア）情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に市民に伝達し、地域における被害状況等を関

係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ) 出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ) 救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。

オ) 炊き出し訓練

災害時の電気や水道等のライフラインが寸断された状況の下、自ら炊き出しができるよう実施する。

カ) 災害図上訓練

市内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、市民の立場に立った図上訓練を実施する。

キ) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

④防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

⑤自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

⑥地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

ア) 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）とが異なる市民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む市民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む市民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地の自主防災組織は、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供等を実施し、災害時に従業地の自主防災組織と安全に共に活動できるよう、ひいては居住地での自主防災組織活動にも協力できるよう啓発・研修等に努める。

イ) 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域社会においては、自治会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

一方、地域社会では、自治会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴

重な戦力となりうる。

そこで、このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供等を実施し、災害時に自主防災組織活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

①初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末等、出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

②情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を市民等に伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

③救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用した速やかな救出活動の実施に努める。また、自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対し応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

④避難の実施

市長や警察官等から避難指示等が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。避難の実施に当たって、次の点に留意する。

ア) 次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。

- a 市街地・・・・・・・・・・火災、落下物、危険物
- b 山間部、起伏の多いところ・・・・崖崩れ、地滑り

イ) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度とする。

ウ) 避難行動要支援者は、市民の協力のもとで避難させる。

⑤炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらを円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の支給に協力する。

2. 自主防災組織の育成・指導

- (1) 市は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。
- (2) 市は自治会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研修会等を開催し、防災士等の防災人材の育成強化、地域における自主防災活動の推進を図る。

- (4) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (5) 市は災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- (6) 自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。
- (7) 市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市民等に通知しなければならない。
- (8) また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3. 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりする等、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

4. 水防団、水防協力団体の育成強化

市は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

5. 一定の地区内における市民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行う。

なお、素案の提案は、その内容が市地域防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行う。

当該素案が市地域防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する市民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

第3 企業等防災対策の促進

企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成する等して、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

1. 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努める。

（1）災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、市民が協力して災害に強いまちを作ること、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

（2）事業継続計画（BCP）の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画（BCP）の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン第三版（平成25年8月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

（3）事業継続マネジメント（BCM）の取り組み

防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2. 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

また、企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- | | |
|---|---------------|
| ①防災訓練 | ②従業員等の防災教育 |
| ③情報の収集・伝達体制の確立 | ④火災その他災害予防対策 |
| ⑤避難対策の確立 | ⑥応急救護 |
| ⑦食料、飲料水、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる） | |
| ⑧施設耐震化の推進 | |
| ⑨システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化等、災害時における情報システムの保全 | |
| ⑩施設の地域避難所としての提供 | ⑪地元消防団との連携・協力 |
| ⑫要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、地震等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成 | |

3. 県及び市の役割

（１）防災訓練

県及び市は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し訓練への参加等と呼びかける。

（２）事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発

県及び市は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

さらに、県においては、国や関係団体と連携し、事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催等を行い、企業の事業継続計画（BCP）策定を推進する。

（３）事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

県は、その指導又は助言等により、市の制度運用を支援する。

※消防団協力事業所表示制度：消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

（４）企業の防災に係る取り組みの評価

市は、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

(5) 商工会・商工会議所等との連携

県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

県は、商工会・商工会議所がその地区を管轄する市町村と共同して策定する、小規模事業者の防災・減災対策を支援するための事業継続力強化支援計画の策定及び実行支援に努める。

第4 防災訓練

市は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその他関係団体及び要配慮者も含めた市民等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

1. 総合防災訓練

市が中心となり、近隣の各市町村・県・県警察本部・警察署・自衛隊等防災関係機関のできるだけ多くの参加を呼びかけ、総合防災訓練を実施する。

また、自主防災組織・ボランティア組織・学校・事業所・一般市民の参加を要請する。

■ 訓練種目

◆情報の収集・伝達	◆災害対策本部の設置、運営	◆交通規制及び交通整理
◆避難準備及び避難誘導、避難所の運営		◆救出・救助・救護・応急医療
◆ライフライン復旧	◆各種火災消火	◆道路復旧・障害物排除
◆緊急物資輸送	◆給水給食	◆その他

2. 個別訓練

(1) 避難誘導訓練

災害時における避難指示等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察署・消防本部等及びその他の防災関係機関参加のもと、自主防災組織・事業所等市民の協力を得て実施する。

(2) 要配慮者利用施設における防災訓練

災害時に、幼児・児童・生徒・傷病者・高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・病院及び社会福祉施設等は、避難訓練を重点に防災訓練を定期的の実施する。

(3) 非常参集訓練

災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の初動体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

(4) 水防訓練

水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水位雨量観測、水防団の動員、水防資器材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難時の訓練を実施し、水門の閉鎖の時間がかかる等、機器等の不備により迅速な遂行が困難になることが判明した場合には点検・整備も行う。

(5) 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、市民の避難誘導、火災防御技術、救助等の

訓練を実施する。

(6) 通信通報訓練

大規模な災害の発生を想定した災害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

(7) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための市民を対象とした図上訓練を実施する。

第5 防災知識の普及

1. 市職員に対する防災教育

市は、市民の生命・身体及び財産を災害から守るため、災害時の被害を最小化し、被害の拡大防止、被災者の救護等を円滑に実施しなくてはならない。このため、市職員は、防災に関し知識を深めるとともに責務を理解し、訓練及び研修等に積極的に参加する。

(1) 研修の実施

市職員に対する防災知識、役割の分担等に関する次の研修の実施に努める。

■ 研修項目

◆災害対策活動の概要	◆防災関係職員としての心構え	◆班内での役割の分担
◆防災情報集約システム及び防災行政無線システムの取扱い方法		
◆災害情報収集・伝達の要領、報告様式の活用		◆防災の基礎知識
◆防災関係法令の運用	◆災害に対する地域の危険性	

(2) マニュアルの作成

関係各課は、突発的災害に対応するための参集・配備体制の徹底及び応急対策活動の円滑な実施のため、各種応急対策マニュアルの作成に努める。

2. 市民に対する防災知識の普及

市は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得る。

市は、過去に発生した災害被害等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図る。市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を市民等に対して行う。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズの違い等にも留意する。

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。

なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

■ 防災知識の普及事項

- | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------------|
| ◆災害に関する一般知識 | ◆市地域防災計画の概要 | ◆災害情報の正確な入手方法 |
| ◆要配慮者への配慮 | ◆災害時における風評による人権侵害を防止するための知識 | |
| ◆災害に備えた食料・救急用品・非常持出品等の備蓄・準備 | | |
| ◆避難所、避難路等避難対策に関する知識 | | |
| ◆火災予防に関する事項 | ◆住宅の耐震診断・補強・火気の始末等、地震に関する対策事項 | |
| ◆室内外における災害発生時の心得 | ◆災害危険箇所 | ◆防災訓練、自主防災活動の実施 |

3. 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ◆防災に関する知識の習得 | ◆周囲の状況に応じ安全に行動する態度や能力の育成 |
| ◆防災管理・組織活動の充実・徹底 | |

第6 市民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

1. 家庭における心得

(1) 平常時の心得

- ①家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- ②自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖等の危険な箇所がないか、防災マップや現地確認等で事前に把握する。

- ③飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- ④地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑤隣近所と災害時の協力について話し合う。
- ⑥浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

(2) 大雨・台風等風水害発生時の心得

- ①外出は必要最低限とする。

風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。

- ②危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。

- ③緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間等には、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリート等の堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。

- ④子どもとはぐれないようにする。

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負う等工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。

- ⑤避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。

- ⑥避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

- ⑦車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

- ⑧情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

- ⑨高齢者や子供、乳幼児、身体の不自由な人等が安全に避難できるよう声をかけて協力する。

(3) 竜巻災害発生時の心得

- ①屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッター等を閉める。

※但し、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。

- ②屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。

※但し、物置や車庫及び橋の下等は危険である。

(4) 土砂災害発生時の心得

- ①土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

○土石流の前触れ

- ・山鳴りがする。
- ・川が濁り、流木が混ざり始める。
- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

○地滑りの前触れ

- ・地面がひび割れたり、陥没する。
- ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
- ・家の戸が開かなくなる。
- ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

○がけ崩れの前触れ

- ・がけから小石がばらばら落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができる。
- ・がけから濁った水がわき出る。
- ・わき水が濁る。

- ②土砂災害のうち、土石流が迫って逃げる際は、土砂や流木が流下するスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。がけ崩れの場合は、斜面から離れるように逃げる。

（５）外出時の心得

河川上流付近が大雨で急な下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

2. 職場における心得

（１）平常時の心得

- ①事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の整備に努める。
- ②消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にする。
- ③消防計画により避難訓練を実施する。
- ④とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- ⑤重要書類等の非常持出品を確認する。
- ⑥不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

（２）災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第2節 災害に強いまちづくり

項目	担当
第1 治水対策	建設課・安全安心課・農林課
第2 土砂災害防止対策	建設課・安全安心課・都市計画課・農林課
第3 火災予防計画	安全安心課・消防組合
第4 市街地の整備	建設課・都市計画課
第5 建築物及び文化財等災害予防計画	文化振興課・安全安心課
第6 ライフライン施設の安全対策	安全安心課・下水道課・水道企業団・関係機関
第7 交通施設の安全対策	建設課・都市計画課

第1 治水対策

1. 河川・ため池の整備・市民への周知

(1) 那珂川の治水対策

本市には、二級河川那珂川沿いに洪水浸水想定区域や重要水防箇所等がある。

また、河川の合流部並びに湾曲部付近での浸水の危険度が高く、さらに、市北部の福岡市との境界部では、氾濫原に市街地が発達しており、内水氾濫の危険性も予想される。

このような浸水に対して脆弱な土地利用となっている中で、平成21年7月の中国・九州北部豪雨による那珂川の氾濫等により甚大な浸水被害が発生したことから、福岡県において那珂川の河川改修事業が継続的に実施されており、県及び関係機関と連携・協力し、事業の促進を図っている。

一方、支川の梶原川についても浸水被害を未然に防ぐために、河川断面を阻害している土砂の浚渫等、適切な維持管理を県に要請する。

さらに、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県が組織する「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

また、地方公共団体は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難時基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

(2) 洪水浸水想定区域等の把握及び市民等への周知

那珂川水系那珂川に係る洪水浸水想定区域を平成30年4月27日に指定していること等から、令和元年度に水害（洪水・内水）・土砂災害・地震を対象とした総合防災マップを作成

し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な市民への分かりやすい周知に努める。

(3) ため池対策

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、安全性を確認するための現地調査を行い、老朽化等により、防災工事（堤体の補強・漏水防止・余水吐き樋管の改修等）を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で、優先順位の高いものから速やかに整備を行うとともに、立地条件等を踏まえた適切な維持管理体制の充実を図る。

特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第5条の規定に基づき、県が防災工事等推進計画を策定・公表しており、本計画に基づいて防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

※防災重点農業用ため池：決壊による水害その他の災害により周辺区域の住宅等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池

防災重点農業用ため池の決壊に係る、ため池浸水想定区域をもとに令和2年度にため池ハザードマップを作成し、説明会や防災学習などの場を通じて継続的な市民への分かりやすい周知に努める。

※資料編：1-1 那珂川市総合防災マップ、1-2 那珂川洪水浸水想定区域図、1-3 重要水防箇所一覧、1-4 災害危険河川区域一覧、1-5 防災重点農業用ため池一覧

2. 水防施設の整備

水防倉庫は、保守点検を図るとともに、必要に応じて新たな施設の整備を検討する。

水防用資機材は、毎年出水期前に点検し、在庫品に不足を来す場合は、速やかに補充する。

3. 雨水流出抑制対策の推進

所管する道路及び施設の排水施設整備に伴う雨水流出抑制対策を検討する。

また、山林地等については、植林や適切な維持管理により、保水能力の向上に努める。

第2 土砂災害防止対策

1. 土砂災害警戒区域等の把握・市民への周知

本市には土石流、急傾斜地の崩壊、地滑りの発生する恐れがある土砂災害警戒区域等が多数分布する。土砂災害防止法に基づき、福岡県において土砂災害発生の恐れのある区域の調査が行われ、土砂災害(特別)警戒区域の指定を受けており、市は令和元年度に水害（洪水・内水）・土砂災害・地震を対象とした総合防災マップを作成・配布して市民への周知を図っている。

※資料編：1-1 那珂川市総合防災マップ、1-6 砂防指定地指定箇所一覧、1-7 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧、1-8 土砂災害(特別)警戒区域指定箇所概要書（土石流）、1-9 土砂災害(特別)警戒区域指定箇所概要書（急傾斜地の崩壊）、1-10 土砂災害警戒区域指定箇所概要書（地滑り）、1-11 市が別途指定した危険箇所一覧、1-13 山腹崩壊危険地区一覧、1-14 崩壊土砂流出危険地区一覧

2. 避難体制の整備

(1) 自主防災組織の育成

災害情報の収集及び伝達、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、市民の協力を得て、自主防災組織の育成を図る。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等について把握しておく。

(3) 情報の収集・伝達体制の整備

過去の経験から雨量と災害発生との関係を把握する。また、危険地区の市民に気象予警報や避難等の情報が伝達できるような体制を整備する。

3. 安全性を重視した土地利用の確保

土砂災害危険性のある地域について、本市の諸計画との整合を図りながら、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する。

◆危険箇所の周知	◆安全な土地利用の検討
◆建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条による災害危険区域の指定、住宅等の建築制限	

4. 災害防止に関する指導・監督

都市計画法、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)等に基づき、県と連携を図りながら安全な宅地造成が図られるよう指導する。

◆造成地開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督
◆造成後の巡視等による違法開発行為の取り締まり

5. 災害危険区域の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)砂防法(明治30年法律第29号)、宅地造成等規制法等を有効に活用し、県と連携を図りながら安全化対策の推進に努める。

◆土砂災害警戒区域等の災害防止工事の促進
◆がけ地近接危険住宅の移転の促進、所有者への安全対策の実施・是正勧告
◆災害時に備えた警戒避難体制の確立

※資料編：1-10 道路危険箇所一覧

第3 火災予防計画

1. 消防力の強化

(1) 消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき消防施設の拡充強化を図る。

- ①市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防署、同出張所を設置し、消防ポンプ自動車を配置する。
- ②地域の実情に応じて、化学消防自動車及び救急自動車等を配備する。
- ③初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舍の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

(2) 消防水利の強化

- ①「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽、耐震

性貯水槽の充実を図る。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

- ②消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

(4) 総合的な消防計画の策定

消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

(5) 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

(6) 消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

また、消防団員の確保に当たっては、公務員への働きかけ、女性や大学生の入団促進等、幅広い層へ働きかけるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

(7) 消防職団員の教育訓練

- ①消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市が行う一般教養訓練について指導する。
- ②市は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し実施する。

(8) 消防計画の策定

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、消防計画を定める。

(9) 市町村相互の応援体制の強化

- ①市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、消防相互応援体制の整備を推進し消防体制の確立を図る。
- ②県は、市町村相互の応援協定の締結を促進し、市町村相互間の連携の強化を図る。

2. 火災予防対策

(1) 火災予防査察の強化

消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予

防対策の指導を強化する。

（２）防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

（３）市民に対する啓発

災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

（４）車両火災予防の推進

消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

（５）火災予防運動の推進

消防機関は、以下のことについて、火災予防運動を推進する。

- ①春秋火災予防運動の普及啓発
- ②報道機関による防火思想の普及
- ③講習会、講演会等による一般啓発

（６）民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけておくことが必要である。

そのため、県及び市は、市民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

第4 市街地の整備

アセスメント調査では、市街地の中に木造住宅の密集地等で延焼火災の危険性が高い地区が幾つか認められた。このような地区では、出火・延焼すると、消火活動が困難な場合が多く、避難活動の支障となることも考えられる。

防災上の観点から、地区の居住環境・防災等の機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

市は立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

1. 住環境整備事業の推進

住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。県は、その事業計画について、技術的助言を行う。

第5 建築物及び文化財等災害予防計画

所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に公立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

1. 建築物等の災害予防対策

(1) 建築物等に対する指導

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

また、がけ地の崩壊等による危険から市民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(2) 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

2. 文化財災害予防対策

文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

(1) 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

(2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

(3) 火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う。

- ①防火管理体制の整備
- ②環境の整備
- ③火気の使用制限
- ④火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
- ⑤自衛消防隊の組織の確立とその訓練
- ⑥火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

(4) 防火施設等、次の事項の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置を行う

- ①消火施設
- ②警報設備
- ③その他の設備

(5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る

(6) 各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

第6 ライフライン施設の安全対策

災害時におけるライフライン施設の被害を最小限にとどめるため、施設の復旧が速やかに行える施策を実施する。また、電気、ガス、電話等の各施設については、各関係機関が防災業務計画及び県地域防災計画に基づき施設の安全化に努め、市は各関係機関の状況を把握するようにする。

1. 水道施設

災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

水道施設の整備増強は、「水道施設の技術的基準を定める省令」「水道施設設計指針」（日本水道協会刊）等に沿って推進する。

また、水道ごとに、供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保等を含め必要な施設の整備増強を図る。

2. 下水道施設

急激に進む市街化に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう施設の整備増強を図る。公共下水道については、流域下水道と整合を図りながら整備促進を図る。

3. 電気施設・ガス施設

電気・ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害により施設設備が被害を受けた場合、市民の避難、救命・救助、安否確認等の応急対策活動等に支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、電気・ガス事業者は、これらの供給を円滑に実施するため浸水防止対策等の措置を講ずる。

また、施設の機能の確保等を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

4. 一般通信施設、放送施設

通信事業者は、電気通信設備等に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。

また、通信事業者は、通信設備の浸水防止対策、県及び市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進する等、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努める。

5. 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の建物については建築基準法に基づき耐震設計を行い、焼却炉その他関連する各種施設、設備等については関係法令に基づき耐震設計及び施工により被災予防強化を図る。更に、将来新設する場合には、立地場所の耐震性を勘案し、廃棄物処理施設の分散設置とともに代替施設等の確保に努める。

また、平常時においては、生ごみ堆肥化、ごみの減量、分別収集、リサイクル施設等の整備を促進する。

第7 交通施設の安全対策

道路・橋梁は、人や物を輸送するだけでなく、火災の延焼防止や災害時の避難・緊急物資の輸送ルート等多様な機能を有している。このため各道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

1. 道路防災点検

風水害等時における道路機能の確保のため、市道について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

(1) 道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

(2) 道路の防災工事

(1)の調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。

特に、災害時の物資輸送に必要な緊急輸送道路などの適正な維持・管理に努める。

2. 道路啓開用資機材の整備

建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材の整備に努める。

3. 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、及び復旧対策等の防災機能の強化を道路管理者に要望する。

第3節 応急活動体制の整備

項目	担当
第1 広域応援・受援体制等の整備	安全安心課・総務課・人事秘書課・生活福祉課・関係各課
第2 防災体制・施設・資機材等の整備	安全安心課・関係各課
第3 災害救助法等運用体制の整備	安全安心課・関係各課
第4 情報収集・伝達体制の整備	安全安心課・総務課・障がい者支援課・高齢者支援課・健康課
第5 広報・広聴体制の整備	安全安心課・総務課・市民課・生活福祉課
第6 二次災害の防止体制の整備	安全安心課・関係各課
第7 避難体制の整備	安全安心課・教育委員会・障がい者支援課・高齢者支援課・健康課・子育て支援課
第8 緊急輸送体制の整備	税務課・関係機関
第9 帰宅困難者支援体制の整備	安全安心課・関係各課
第10 救急・救助体制の整備	安全安心課・健康課・障がい者支援課・高齢者支援課・消防組合・消防団
第11 医療救護体制の整備	健康課・生活福祉課・関係機関
第12 要配慮者安全確保体制の整備	安全安心課・障がい者支援課・高齢者支援課
第13 災害ボランティアの活動環境等の整備	安全安心課・関係各課
第14 災害備蓄物資等の整備・供給	安全安心課・税務課・水道企業団・関係各課
第15 住宅の確保体制の整備	安全安心課・関係各課
第16 保健衛生・防疫体制の整備	環境課・健康課
第17 災害廃棄物処理体制の整備	環境課
第18 農業災害の予防体制の整備	農林課
第19 複合災害の予防体制の整備	安全安心課・関係各課
第20 市における業務継続計画の整備	安全安心課・関係各課

第1 広域応援・受援体制等の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、関係機関との相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

市は、災害応急対策を行うために必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請し、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物

資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

県及び市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

1. 市町村間の相互協力体制の整備

被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整えるよう努める。

また、県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

2. 県、市と自衛隊との連携体制の整備

県、市と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3. 民間との協定締結の促進

災害時には防災関係機関のみならず、民間業者や市内団体からの応援が必要となる事態も予想される。このため、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等の協力業務の内容・協力方法等について、協定締結の促進に努める。また、すでに協定を締結している団体・機関等とは必要に応じて内容等の見直しを図る。

災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

4. 受援計画

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定める。

受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載する。

また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行う等、災害対応業務の実効性の確保に努める。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

5. 広域応援拠点等の整備

市は、県及び関係機関と協議して、全県的な立場から円滑な広域応援活動を実施する上で適当

と思われる場所、施設等を広域応援拠点として選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

第2 防災体制・施設・資機材等の整備

応急対策の円滑な実施のために、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

1. 災害対策本部体制の整備

発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

(1) 初動体制の整備

市は、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 災害対策本部室等の整備

市は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

①災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保し、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

②自家発電機

エンジン発電式のみならず再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

③災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

④災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

⑤応急対策用地図

(3) 関係機関等の参画

県及び市は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(4) 人材の確保

県、市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県及び市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2. 防災中枢機能等の確保充実

県、市、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

なお、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合等を想定し、それをを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図る。特に、災害時に孤立する恐れのある地域で停電や通信途絶等が発生した場合に備え、衛星通信などにより当該地域と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、防災行政無線や防災情報集約システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮する。

※クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

3. 防災拠点施設の確保・充実

県、市及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。その際、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入すること等により、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

4. 災害用臨時ヘリポートの整備

（1）計画方針

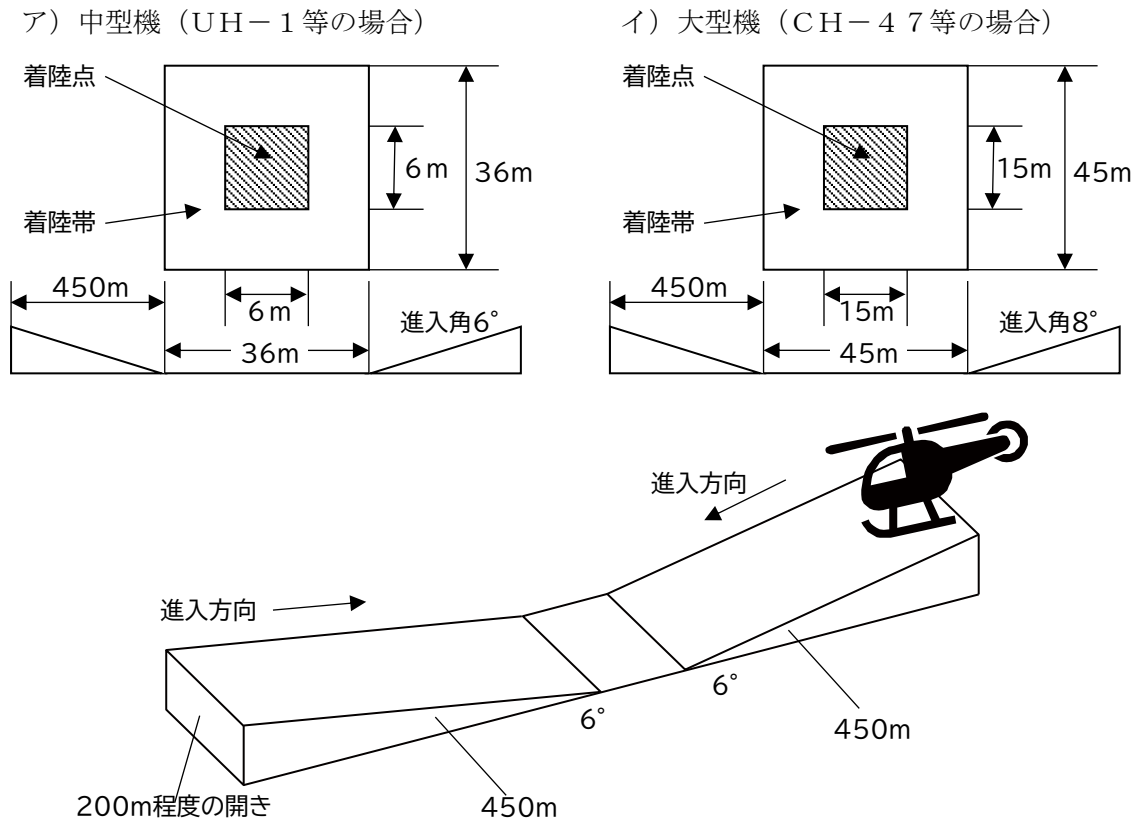
市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

（2）臨時ヘリポートの選定基準等

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校のグラウンド、公共の運動場、河川敷等から、次の基準等に留意して選定する。

①臨時ヘリポートの基準

臨時ヘリポート設定時の目安要件を示す。



②臨時ヘリポートの標示

ア) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。

イ) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

③危険防止上の留意事項

ア) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

イ) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。

ウ) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。

エ) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

(3) 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告(略図添付)する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| ①臨時ヘリポート番号 | ②所在地及び名称 | ③施設等の管理者及び電話番号 |
| ④発着場面積 | ⑤付近の障害物等の状況 | ⑥離着陸可能な機種 |

(4) 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つ等、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

5. 装備資機材等の整備充実

(1) 計画方針

市及び防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実する。また、備蓄(保有)資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

（２）整備項目

①ヘリコプターの増強

②特殊車両の増強

- ア) 交通規制標識車 イ) オフロード二輪車 ウ) トイレカー
エ) キッチンカー オ) 給水車 カ) その他災害活動に必要な車両

③その他災害用装備資機材

可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星通信

（３）備蓄（保有）資機材等の点検

①点検に際して留意すべき事項

ア) 機械類

- a 不良箇所の有無 b 機能試験の実施 c その他

イ) 物資、機材類

- a 種類、規格と数量の確認 b 不良品の有無 c 薬剤等効能の確認 d その他

②点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

（４）資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

6. 備蓄物資の整備

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。県は、関係機関の備蓄体制について指導・助言を行う。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、国、県、市、その他関係機関、市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他県等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

7. 被害情報等の収集体制の整備

県及び市は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

8. 惨事ストレス対策

救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

9. 復興の円滑化のための各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、課税台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備する。

第3 災害救助法等運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、市の担当者が、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備する。

1. 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。

市の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

(3) 必要資料の整備

市は、国及び県による通知等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

2. 運用マニュアルの整備

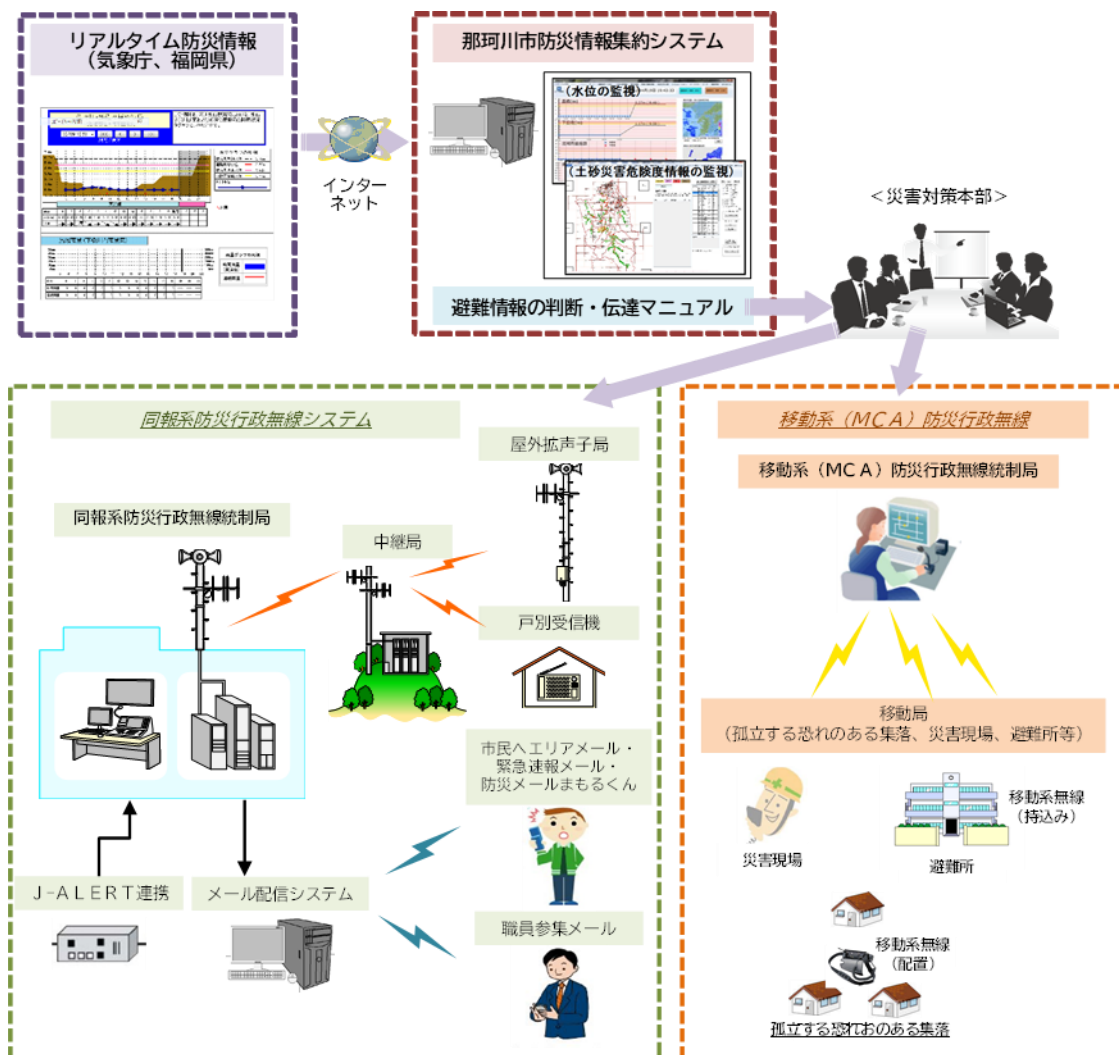
市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考に、わかりやすいマニュアルを作成する。県は、市に対しこれを支援する。

第4 情報収集・伝達体制の整備

1. 通信設備の整備

(1) 市の取り組み

市では、平成21年7月の中国・九州北部豪雨による被害を受け、避難情報の発令判断及び伝達が的確に行えるよう、ハザードマップの作成・配布、平成23年度に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の策定（令和3年4月に「避難情報の判断・伝達マニュアル」に改正）及び避難勧告等の発令支援システム（令和3年以降「防災情報集約システム」）の整備、平成25年度にデジタル防災行政無線等の整備を行い、防災情報の収集・伝達体制の充実化を図るとともに、これらを活用した防災訓練を実施している。



(2) 防災情報集約システムの整備

防災情報集約システムは、避難情報の判断・伝達マニュアルに基づく避難指示、高齢者等避難の発令をより迅速・的確に行えるよう、福岡県や気象庁が配信するリアルタイム防災情報を一元的に集約し、那珂川の河川水位や土砂災害危険度情報等の監視、避難指示等の発令判断と避難人口・世帯数の集計、水位・雨量データの蓄積、防災訓練時のシミュレーション等の機能を整備したものである。

(3) デジタル防災行政無線の整備

本市では平成25年度にデジタル同報系防災行政無線を整備し、次に示すような情報伝達手段の多様化を行った。

- ◆屋外拡声子局や戸別受信機による一斉放送
- ◆戸別受信機は、孤立する恐れのある集落、行政区長、自主防災組織長、要配慮者利用施設（浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の幼稚園・保育園、社会福祉施設、医療機関）、避難所・緊急連絡先（主に学校・公民館）への優先配布
- ◆メール配信システムによる携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、福岡県防災メールまもるくん、職員参集メールへの一斉配信
- ◆防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

また、現場職員や避難所及び孤立する恐れのある集落との相互通信を確保できるように、移動系 (MCA) 無線機の配備を行った。

2. 通信体制の強化及び訓練の実施

災害時に円滑な情報連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に自己の所有する無線通信施設、又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

非常通信訓練の実施	◆災害時等における非常通信の適正な運用と災害関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	◆無線機器運用マニュアルの作成や研修の機会を通じて、市職員の中から無線従事者（3名）を確保する。

(2) 非常時通信運用の検討

災害が発生したとき、又は発生が予測されるときに、市民等への情報提供や災害情報の収集等、非常時の通信の円滑な運用方法を検討する。情報伝達の基準の設定、発生災害別の通信項目について検討する。

3. 情報通信設備の維持

市は、防災情報集約システム及び防災行政無線を維持・整備するとともに、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的を実施し、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練にも積極的に参加する。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある水害により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

第5 広報・広聴体制の整備

災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

1. 被災者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 広報計画

関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報を実施する。

(2) 運用体制の整備

市は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ①広報重点地区（各災害危険地域）の把握 | ②市民（特に要配慮者）の把握 |
| ③広報・広聴担当者の熟練 | ④広報文案の作成 |
| ⑤広報優先順位の検討 | ⑥伝達ルートが多ルート化 |

※資料編：3-9 災害発生時の広報文例

(3) 被災者への情報伝達手段の整備

市は、被災者への情報伝達手段として、市の防災無線（戸別受信機を含む。）やメール配信システムの活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。県は、市から被災者へ情報伝達が確実に行われるよう、点検・助言を行う。

(4) 防災気象情報の伝達手段の整備拡充

市は、防災気象情報の伝達等について、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

(5) 避難指示等の情報提供体制の整備

市は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）と連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

(6) 安否情報に係るシステムの普及啓発

県及び市は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるよう普及啓発に努める。

(7) 災害に関する情報及び被災者に対する生活情報の伝達

県、市、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

(8) 提供情報の整理

県、市、放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(9) 情報伝達の際の役割・責任等の明確化

国、県及び市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

(10) 確実な情報伝達体制の整備

国、県、市及び公共機関は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

(11) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(12) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(13) 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

2. 関係機関の連絡体制の整備

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認する等、連絡体制を整備する。

3. 報道機関との連携体制の整備

市及び各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定める等、連携体制を整備する。

4. 要配慮者への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際寄りどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため、市防災行政無線の戸別受信機による文字放送や、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール等、要配慮者を考慮した広報体制を整備するよう努める。

また、聴覚障がいのある人や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保する等、必要な体制の整備に努める。

第6 二次災害の防止体制の整備

市は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員OB等）の登録等を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第7 避難体制の整備

市は、関係機関と関連して、災害時に市民等の生命及び身体を守るため、市民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

市は、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1. 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

(1) 避難誘導計画の策定と訓練

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市地域防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な

情報及び居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努める。

- ①緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- ②避難指示等に係る権限の代行順位
- ③指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ④指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法
- ⑤避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

(2) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン」を指針とし、県、気象台、河川管理者や学術経験者の協力を得て、令和3年度に「避難情報の判断伝達マニュアル」を作成しているが、必要に応じて見直しを行っている。避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する等、必要な準備を整えておく。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、市民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

※緊急安全確保：「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

(3) 避難誘導体制の整備

①洪水等に対する警戒避難体制

那珂川の水位情報、南畑ダム放流情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定している。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を、那珂川水系の想定最大規模の洪水浸水想定区域を基に、行政区単位であらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

②土砂災害に対する警戒避難体制

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定している。避難指示等の発令対象区域は、「福岡県土砂災害危険度情報」のメッシュ情報を用いて、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に発令できるようメッシュ情報に該当する行政区等をあらかじめ

め設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

③避難指示等の発令及び解除における留意点

避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく発令する。

また、避難指示等及び発令対象区域についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

※資料編：1-14 災害危険区域に係る行政区

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

①個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めなければならない。

②市民等の連携

市は、市民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備を図る。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する市民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施する等、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本節第12「要配慮者安全確保体制の整備」による。

③高齢者等避難の伝達体制整備

高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般市民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。

④広域避難体制の整備

県及び市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるものとする。また、県、市町村及び運送事業者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることが

できる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。また、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

2. 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被災者の生活環境の整備

市長は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受ける恐れがある市民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、市民に周知する。

また、市長は、被災者の生活環境を整備するため、あらかじめ必要な措置を講ずる。

(1) 避難路の選定

- ①選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路はつとめて避けること。
- ②車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

(2) 避難路の整備

- ①誘導標識、誘導灯、誘導索を設け、その維持に努めること。
- ②避難路上の障害物件を除去すること。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

①指定緊急避難場所の指定

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する施設又は場所）をあらかじめ指定し、公示するとともに、市民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、JIS規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に避難者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。

②指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示する。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。なお、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図る。

また、学校における指定避難所運営に関しては、県及び市の本部班と避難収容班が連携し、適切な協力体制の構築に努める。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討する。

③ 福祉避難所の指定・管理

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。なお、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設等を指定する。

④ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、高台等に安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

⑤ 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

※資料編：2-3 指定緊急避難場所及び指定避難所

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

① 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、防災行政無線等の通信機器等の整備の充実化を図る。

② 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、防災行政無線等の通信機器、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。県は、これらについて適宜助言するよう努める。

③ 指定避難所の設備等の整備

ア) 市長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレ等の要配慮者にも配慮した施設整備に努める。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

イ) 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。

ウ) 県及び市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から安全安心課と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

エ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

オ) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

カ) 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境の改善に資するパーティション等の必要な物資の供給体制を構築する。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結する。

④指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

ア) 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、市民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

イ) 市は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

ウ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ) 県及び市は、「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者等、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。

カ) 県及び市は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から、人権政策課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うとともに、男女共同参画推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における人権政策課及び男女共同参画推進センターの役割について、安全安心課と人権政策課が連携し明確化しておくよう努める。

キ) 県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から 性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

ク) 市は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市地域防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。

ケ) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(5) 避難所、避難路等の市民への周知

市は、避難路・避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。

なお、防災マップの作成に当たっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

①防災マップの作成、配布による周知

②指定緊急避難場所等を指定した際の公示

③市の広報紙、インターネットによる周知

④案内板等の設置による周知

ア) 誘導標識

イ) 指定緊急避難場所・指定避難所案内図

ウ) 指定緊急避難場所・指定避難所表示板

⑤防災訓練による周知

⑥防災啓発パンフレットの作成、配布による周知

⑦避難計画に基づく避難地図（地区別防災カルテ等）の作成、配付による周知

⑧自主防災組織等を通じた周知

(6) 多様な避難状況の把握

①車中泊・テント泊等の避難状況の把握

ア) 市は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握する。

イ) 市は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。

②避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織、自治会等の市民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

3. 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成する等して、避難対策の万全を図る。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- ①避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- ②避難場所の選定、収容施設の確保
- ③避難誘導の要領
 - ア) 避難者の優先順位
 - イ) 避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - ウ) 避難者の確認方法
- ④生徒等の保護者への連絡及び引渡方法（定まっていない場合は、県又は市は、定めるように促す。）
- ⑤防災情報の入手方法
- ⑥市への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

(2) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他県との連携に努める。

- ①避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- ②避難場所の選定、収容施設の確保
- ③避難誘導の要領
 - ア) 避難者の優先順位
 - イ) 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法
 - ウ) 避難者の確認方法
- ④家族等への連絡方法（定まっていない場合は、市は、定めるように促す。）
- ⑤防災情報の入手方法
- ⑥市への連絡方法（市は、避難対象者の安全で確実な避難のため、災害発生時における社会福祉施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

(3) 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法を定める等、適切な避難対策を図る。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、

関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制の整備に努めるとともに、県域を越える移転が必要な場合も想定し、他県との連携に努める。

(4) 大規模集客施設等の避難計画

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定める等、適切な避難対策を図る。

第8 緊急輸送体制の整備

1. 輸送車両等の確保

市は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2. 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、輸送拠点として活用可能な施設を把握し、当該事業者と協定を締結する等の協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

3. 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び地域内輸送拠点について把握・点検する。備蓄拠点を輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

第9 帰宅困難者支援体制の整備

市と隣接する福岡市には、多くの企業や学校等の人々が集まる施設が集積しており、日々、市からも多くの人々が通勤、通学、買物等で流入している。福岡市及びその周辺等で大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、福岡市及び周辺市町村等において帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

そのため、市は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

1. 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

2. 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。

特に、事業所等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到する等、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

また、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想される。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の人間が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での食料、飲料水、トイレ等の需要が発生したりする等、帰宅経路における混乱も予想される。

(3) 安否確認の集中

災害発生直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、被災地には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。

また、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

(4) 食料、飲料水、毛布等の需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。

この際、職場等において食料、飲料水、毛布等の備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

3. 帰宅困難者対策の実施

市は、公共交通機関又は道路の管理者等と連携し、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況等について、駅への張り紙、放送機関からの放送、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及びインターネット等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

第10 救急・救助体制の整備

災害時に同時多数の傷病者に対処できるよう県、日本赤十字、医師会、市民その他関係医療機関等に協力を求め、救急・救助の体制づくりを実施する。

1. 市民の自主救護能力の向上

市民の自主救護能力向上のための教育指導を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努める。

2. 要配慮者に対する救急・救助体制の整備

要配慮者の安全確保を検討し、避難計画の検討及び必要な施設の整備をするとともに、行政区内の各区・各事業所等防災組織の協力により、地域ぐるみの救急・救助体制の充実を図る。

3. 救急・救助情報通信体制の整備

消防組合と救急病院及び周辺の医療機関との相互情報通信機能を確保し、医療機関の受入れ状況や要請情報等の医療情報を常時把握できるように体制を整備する。

4. 消防団の救急・救助活動能力の向上

消防団は、救急・救助活動を効率的に実施するための教育指導を受け、災害時の救急・救助活動能力の向上に努める。

また、消防団組織の整備と防災資機材格納庫、消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の設備、装備及び活動資機材の充実強化を図る。

第11 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

1. 医療救護活動要領への習熟

市は、第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」及び「福岡県 災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

2. 医療救護体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

①通信体制の構築

県、市及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

②広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県は、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院及び救急病院等は、平常時から情報入力を確実に行う。

- ア) 災害拠点病院等医療機関、県医師会・地区医師会、市、保健福祉環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）を図る。
- イ) 隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化を図る。
- ウ) 災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化を図る。
- エ) 収集した医療情報について、必要に応じ、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び報道機関等を活用して、市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供を行う。

(2) 医療救護チームの整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、筑紫医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をする等して、あらかじめ医療救護チームを編成する。

①編成対象機関

市（筑紫医師会等）

県（保健福祉環境事務所）国（大学病院、国立病院機構、療養所、その他国関係病院）

県医師会、県歯科医師会、災害拠点病院、日本赤十字社福岡県支部

②編成基準

医療救護チームの構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各チームの人数については災害の規模により適宜定める。

(3) 災害拠点病院等の整備

県は、医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院として整備するとともに、災害時における増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急病院等からも積極的な支援が得られるよう体制を整備する。

①救急病院等

現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から災害対策マニュアルの作成やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備を図る。

②ヘリコプター離着陸場

県及び市は、災害拠点病院や救急病院等の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、災害拠点病院にヘリコプター離着陸場の整備促進を図る。

(4) 医療救護用資機材・医薬品等の整備

- ①市及び防災関係機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の確保に努める。県及び市は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備又は確保に努める。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行う。

また、国、県及び市は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

- ②日本赤十字社、県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、

医療資機材等の備蓄に努める。

(5) 医療機関の災害対策

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。

(6) 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておく。

第12 要配慮者安全確保体制の整備

要配慮者や避難行動要支援者は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、市及び要配慮者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者の安全確保に一層努める。

当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣の市民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者の安全確保を図る。

※要配慮者：高齢者、障がいのある人、乳幼児等が利用する防災に関する施設において、特に配慮を要する者とする。

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、円滑・迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とする。

1. 基本的事項

(1) 市地域防災計画に定めるべき事項

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、市地域防災計画の定めるところにより、安全安心課と高齢者支援課及び障がい者支援課との連携の下、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合に

においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

①避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとし、自ら名簿への掲載を求めた者とする。

ア) 一人暮らしの高齢者（65歳以上）

イ) 高齢者のみの世帯（65歳以上で世帯の中に70歳以上の人がいる世帯）

ウ) 要介護者（要介護認定者）

エ) 身体障害者（手帳所持者1～6級）

オ) 知的障害者（療育手帳所持者A～B）

カ) 精神障害者（精神保健福祉手帳所持者1～3級）

キ) その他、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織が、生活の実態から災害時に支援が必要と認めた者

②避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

ア) 氏名 イ) 出生の年月日 ウ) 性別

エ) 住所又は居所 オ) 電話番号その他の連絡先 カ) 避難の支援を必要とする事由

キ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

③名簿の更新

記載事項については、年2回の更新を基本とし、新たな登録及び抹消が必要となった場合は、その都度名簿情報の部分修正を行い、最新の状態を保つものとする。

④情報の収集

ア) 市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ) 市長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

⑤名簿情報の利用

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

⑥名簿情報の提供

ア) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。

ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。事項において同じ。）の同意

が得られない場合は、この限りでない。

イ) 市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

⑦名簿情報を提供する場合における配慮

市は、⑥により名簿情報を提供するときは、市地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

⑧秘密保持義務

⑥により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 個別避難計画の作成・利用・提供

市は、市地域防災計画に基づき、安全安心課と高齢者支援課及び障がい者支援課などと連携の下、医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

① 個別避難計画の記載または記録事項

ア) 氏 名

イ) 出生の年月日

ウ) 性 別

エ) 住所又は居所

オ) 電話番号その他の連絡先

カ) 避難の支援を必要とする事由

キ) 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

ク) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ケ) その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

②情報の収集

ア) 市長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ) 市長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

③個別避難計画情報の利用

市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④個別避難計画情報の提供

ア) 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

⑤個別避難計画情報を提供する場合における配慮

市長は、④により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

⑥秘密保持義務

④により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑦個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

⑧地区防災計画との整合性

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

（４）発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は事前に特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

2. 社会福祉施設、病院等の要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

①県及び市の役割

市は災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

②社会福祉施設、病院等の管理者の役割

要配慮者が利用する社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣の市民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

①市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

②社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3. 幼稚園・学校等対策

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

市は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定

めるよう促す。

4. 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

- (1) 市は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる場合は、これらの施設の名称及び所在地について定める。

※資料編：1-13 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

- (2) 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市に報告するとともに、避難訓練を実施し市に報告しなければならない。

市及び県は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、積極的に支援する。

- ①施設利用者（要配慮者）、施設職員の把握、事前休業の判断等に関する事項
- ②防災体制に関する事項
 - ア）防災体制、活動内容及び活動要因 イ）防災体制確立の判断基準の設定
 - ウ）防災体制の役割分担
- ③情報収集・連絡体制の整備に関する事項
- ④避難誘導の要領に関する事項
 - ア）避難場所の選定 イ）避難基準の設定
 - ウ）利用者の状態に応じた避難方法（移動手段）の設定
 - エ）避難経路の設定 オ）施設周辺や避難経路の点検
 - カ）地域の企業等との連携
- ⑤避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ⑥防災教育及び防災訓練に関する事項
- ⑦（自衛水防組織を設置する場合）自衛水防組織の活動要領、編成と任務、装備品等の整備に関する事項

5. 在宅の要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部等を通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、防災行政無線システムにおけるメール配信システム、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

(2) 防災設備等の整備

市は、在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。

市は、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある人の安全を確保するための防災行政無線システム等の整備に努める。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

6. 避難行動要支援者対策

市は、安全が確認された後に、一般の避難所でそのまま生活が続けることが著しく困難な者を福祉避難所へ受け入れる。避難行動要支援者は、原則として家族や支援者等により移動する。

なお、移動が困難な場合に備え、あらかじめ運送事業者等の協力を得られるように努める。

7. 外国人等への支援対策

(1) 外国人の支援対策

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。

①外国人に対する防災知識の普及対策

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレットの配布、国際交流センターのホームページでの情報発信等により防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

市は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（J I S規格で規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。

② 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

③災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。

(2) 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。このため、ホテル・旅館等の施設管理者は、市と連携し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備える。

また、県及び市は、災害発生時に旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

8. 新型インフルエンザ等感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保

筑紫保健福祉環境事務所は、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症の自宅療養者等が発生した際は、被災に備えて、平常時から、市本部班との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市本部班との連携の

下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

9. 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

市は、要配慮者及びその家族並びに自主防災組織に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に要配慮者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する市民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、市民が参加して要配慮者を指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所まで誘導する訓練を実施する等、要配慮者が確実かつ円滑に避難できるよう努める。

第13 災害ボランティアの活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から、地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等が連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターの運営を支援する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

1. 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

（1）生活支援に関する業務

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ①被災者家屋等の清掃活動 | ②現地災害ボランティア本部運営の補助 |
| ③避難所運営の補助 | ④炊き出し、食料等の配布 |
| ⑤救援物資等の仕分け、輸送 | ⑥高齢者、障がいのある人等の介護補助 |
| ⑦被災者の話し相手・励まし | ⑧被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去 |
| ⑨その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの） | |

（2）専門的な知識を要する業務

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ①救護所等での医療、看護 | ②被災宅地の応急危険度判定 |
| ③外国人のための通訳 | ④被災者へのメンタルヘルスケア |
| ⑤高齢者、障がいのある人等への介護・支援 | ⑥情報保障のための手話通訳・要約筆記 |
| ⑦アマチュア無線等を利用した情報通信事務 | ⑧公共土木施設の調査等 |
| ⑨その他専門的な技術・知識が必要な業務 | |

2. 災害ボランティアの受入体制の整備

市は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時には、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、市地域防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。

さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。市は、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

3. 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生し、ボランティアの活動が必要になった際に、直ぐに活動できるように、被災者、市民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及び現地災害ボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成に努める。

市は、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。市は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第14 災害備蓄物資等の整備・供給

1. 共通方針

- (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等の地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておく。
- (2) 県及び市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。
- (3) 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避ける等、その安全性に十分配慮する。

また、市は、被災地への物資の輸送に当たっては、市の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送する等、被災者に確実に届くように配慮するよう努める。

特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣する等、情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努める。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制等、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

さらに、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。

(4) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努める。

(6) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズの違いに配慮する。県は、避難所の支援物資のニーズを把握し、市との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努める。

(7) 市は、第3章「災害応急対策計画」第12節「生活救護活動」に示す活動方法・内容に習熟する。

2. 給水体制の整備

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。

そこで、水道施設の機能停止時における市民への水の供給や、防災関係機関・市・病院等・防災拠点となる施設の機能維持に必要な浄水を確保するため、給水体制の整備を進め、第3章第13節第2「需要調査と給水計画」に示す給水の目標水量を供給できるよう準備する。

(1) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

(2) 給水体制の多重化

①家庭における備蓄の促進

市民や事業所等に対して広報等により、平常時から3日分（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報提供を行う。

②検水体制の整備

井戸・プール・防火水槽・ため池・沈澱池・河川等、比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を保健所等関係機関と連携して整備する。

③民間の井戸の活用

市内にある民間の井戸を災害時協力井戸として活用できるよう、検討する。

(3) 協力体制の整備

災害時のために、市民・自主防災組織等に対して緊急時の給水方法や、貯水・給水の目標水量等に関する広報を行う。

また、水道企業団並びに水道工事事業者等と協力体制を確立し、災害時の給水に対応する。

3. 食料供給体制の整備

市は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備えて炊飯器具を整備する。

(2) 食料の備蓄

市は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

(3) 災害時民間協力体制の整備

①関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協力締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

②農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

③L Pガス業者等との協力体制の整備

ア) 指定避難所等へのL Pガスの供給体制の構築

市は、指定避難所等へのL Pガス及びガス器具の供給等について、（一社）福岡県L Pガス協会やL Pガス事業者との間で協力体制を構築する。

イ) 給食施設等の応急復旧体制の整備

市は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、都市ガスやL Pガス事業者との間で協力体制を整備する。

(4) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

①市は、市民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。

②市は、在宅の要配慮者への市民による食料配送等、市民相互の協力意識を醸成する。

4. 生活必需品等供給体制の整備

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。

そのため、市は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 生活物資の備蓄

市は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者に特に配慮する。

(2) 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協力締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

(3) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

①市は、市民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。

②市は、在宅の要配慮者への市民による生活物資の配送等、市民相互の協力意識を醸成する。

5. 血液製剤確保体制の確立

(1) 県は、緊急時における血液製剤確保対策として、県内の赤十字血液センターにおける血液製剤の在庫量の安定的確保を推進するとともに、血液製剤の供給に万全を図るため、災害時における血液製剤の輸送体制の確立を図る。

(2) 市は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

6. 資機材供給体制の整備

災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、市は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、県及び市の備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 資機材の備蓄

市は、資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

(2) 災害時民間協力体制の整備

市は、レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協力締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

7. 義援物資の受入体制の整備

市は、小口・混載の義援物資は負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみにするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努める。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

第15 住宅の確保体制の整備

市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

1. 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

市は、公営住宅の空き状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入に係る課題の共有・連携強化を実施する。

また、市は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。応急仮設住宅（賃貸型）の迅速な提供のために、不動産関係団体や県と連携強化を図る。

2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、県は市が作成した応急仮設住宅の建設候補地の台帳の整備について、毎年度確認を行う。

第16 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

1. 保健衛生・防疫活動要領への習熟

市は、第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。

2. 防疫用薬剤及び資機材等の確保

市は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握する等、平時からその確保に努める。

3. 学校における環境衛生の確保

学校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を行う。また、児童・生徒等に対し、常に、災害時における衛生について十分周知するよう指導する。

4. 家畜防疫への習熟

市は、第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」に示す活動方法・内容について習熟する。

第17 災害廃棄物処理体制の整備

1. ごみ・がれき等処理体制の整備

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ等の他、建物の損壊、解体等により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき等」という。）の災害廃棄物を適正に処理する体制を整備する。

（1）ごみ・がれき等処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第5「ごみの処理」、第6「がれき等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

（2）災害廃棄物の仮置場の選定

市は、災害時における災害廃棄物の仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- ①他の応急対策活動に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④災害（廃棄物）の発生場所と中間処理施設、最終処分施設等との位置関係を考慮すること。
- ⑤分別等の作業が可能な面積が確保できること。

（3）廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時の際にも稼働できるよう、非常用発電設備等の設置に努める。

（4）応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物の処理に係る応援を求める相手方（民間事業者、各種団体等）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結等体制を整備する。

2. し尿処理体制の整備

災害時に発生するし尿を適正に処理する体制を整備する。

（1）し尿処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」に示されたし尿処理要領の内容について習熟するとともに、必要な体制を整備する。

（2）災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に指定避難所において下水道施設の使用ができない場合に備え、マンホールトイレや簡易トイレを整備する。また、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう、仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

3. 災害廃棄物処理計画の整備

市は、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理し、早期の復旧・復興を図るため、収集運搬体制、仮置場、処理施設等の確保、処理方法、処理体制、処理機関等について、災害廃棄物処理計画を整備する。

4. 広域的な処理体制・連携体制の確立

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

市は、県、近隣市町村、関係団体との広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築するよう努める。

第18 農業災害の予防体制の整備

市及び防災関係機関は、災害を予防し、災害の発生した場合又はその恐れがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、民生の安定等を図るため、福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努める。

第19 複合災害の予防体制の整備

国、県、市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1. 職員・資器材の投入判断

国、県、市及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行う。

また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

2. 訓練の実施

国、県、市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第20 市における業務継続計画の整備

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

1. 業務継続性の確保

県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資器材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

2. 市における業務継続計画（BCP）

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、「①首長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気・水・食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ並びに⑥非常時優先業務の整理」（以下「重要6要素」という。）について定めておく。

市は平成31年1月に「那珂川市業務継続計画」を策定しており、必要に応じて見直しを行う。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 防災気象情報の収集・伝達
- 第3節 被害情報等の収集・伝達
- 第4節 災害広報・広聴
- 第5節 応援要請・受け入れ
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 避難対策
- 第8節 要配慮者支援対策
- 第9節 安否情報の提供
- 第10節 消防・救出・救助活動
- 第11節 医療・救護活動
- 第12節 交通対策・緊急輸送
- 第13節 生活救護活動
- 第14節 住宅対策
- 第15節 衛生・清掃対策
- 第16節 遺体の処理・埋葬
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 文教対策
- 第19節 公安警備活動
- 第20節 その他災害応急対策

第1節 応急活動体制

区分	項目	担当班
応急活動体制の確立	第1 職員の動員配備	本部班・各班共通
	第2 災害警戒本部の設置	関係各班
	第3 災害対策本部の設置	本部班
	第4 災害対策本部の運営	関係各班
	第5 水防体制の確立	本部班
	第6 その他	関係各班

第1 職員の動員配備

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害発生直前における警報等の伝達等の災害時の被害を最小化するための活動を実施するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ、救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。

1. 配備の基準

災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、気象情報、河川水位情報、土砂災害危険度情報等の災害の状況により、次の配備体制をとる。

※ 局地的な災害の発生規模を下記のとおり想定する。

- ・小規模災害：局地的な風害や豪雨等により、市民の生命や生活に対する被害が限定的（家単位で個別に対応可能）である場合
- ・中規模災害：複数の小規模災害が発生、又は予測される場合

■ 配備基準

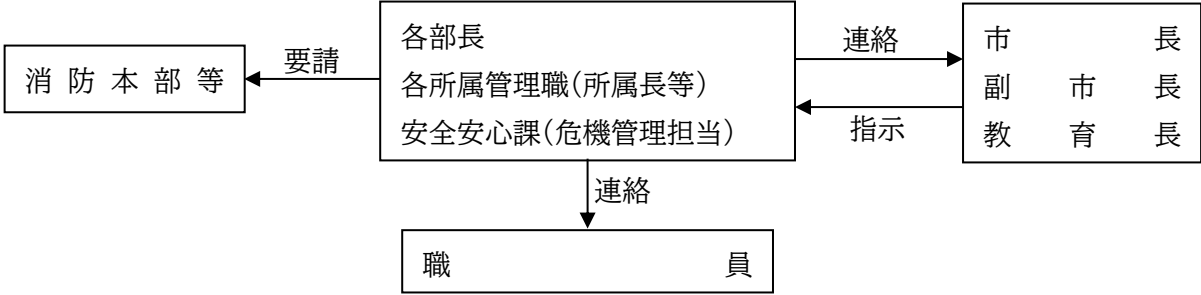
本部	配 備		配 備 基 準		主な活動	配備職員
			気象情報等	警戒・被害の目安		
—	注意配備	—	①那珂川市に大雨（洪水）注意報が発表された場合 ②筑後北部・鳥栖地区に大雨（洪水）警報等が発表された場合 （総務部長指示）	◆降雨、河川の水位の状況により、河川・がけ地の警戒が必要になった時	◆気象情報等の収集伝達 ◆水害・土砂災害等に関する情報収集 ◆河川・ため池等の警戒	注意配備職員 ○総務部長 ○市民生活部長 ○安全安心課長 ○人事秘書課長 ○建設課長 ○安全安心課
災害警戒本部	警戒配備	警戒1号配備	那珂川市に大雨（洪水）警報等が発表された場合 （副市長指示）	◆暴風、降雨、河川、ため池の水位の状況により河川・ため池・がけ地・堤防等の警戒が必要になった時 ◆局地的に軽微な災害の発生が予想された時	◆情報の収集伝達 ◆巡視 ◆河川・ため池・がけ地の警戒	警戒配備の1班 ○副市長・教育長 ○各部長 ○各所属管理職・係長等 50名
		警戒2号配備		◆局地的に軽微な災害が発生した時 ◆複数の小規模災害の発生が予想された時 ◆中規模災害に対応する時	◆水防活動 ◆避難に備える	警戒配備の1班 60名～72名
災害対策本部	非常配備	—	広範囲にわたる災害が発生すると予想される場合 （市長指示）	◆全庁的な警戒体制が必要になった時 ◆局地的な災害（家屋浸水、がけ崩れ等）が発生した時 ◆人的被害が発生した時 ◆市民生活に影響ある（ライフライン等）施設に被害が発生した時 ◆警戒、避難を要する避難指示等が発令された時	◆情報の収集伝達 ◆被害状況の把握 ◆救出・救護 ◆被災者・避難者の救援 ◆応急復旧	警戒配備の2班 （増加配備要員含む。） 全職員の約2/3
		—		◆土砂災害等によって大規模な災害が発生した時 ◆多数の人的被害が発生した時 ◆広範囲に大規模な災害が発生した時	◆災害応急対策の全活動	全職員

2. 動員の指令

各配備に必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。夜間・休日においても、宿直員による情報受信体制や連絡体制を整備する。

なお、勤務時間外において、「注意配備」・「警戒配備」に該当することを知った時、又は推定されるときは、自宅待機を基本として有線電話・携帯電話その他の方法によって、常に連絡がとれ、直ちに参集できる体制とする。

■ 動員指令の系統



3. 参集の場所

参集場所は、本部が定める場所とする。（なお、災害現場に直行する指示を受けた場合は、この限りでない）

4. 参集の報告

参集した職員は、班長又は班長代理等に参集報告をする。各部長は、部内の参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。

第2 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部の設置

副市長は、次の場合で必要と認めるときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

■ 警戒活動の基準

- ◆市内に大雨（洪水）警報が発表され、更に気象の悪化が予想されるとき
- ◆その他の状況により副市長が必要と認めたとき

2. 設置・指揮の権限

副市長は、警戒本部の設置及び指揮を行うが、副市長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。

第1順位：教育長	第2順位：総務部長	第3順位：市民生活部長
----------	-----------	-------------

3. 災害警戒本部の組織

警戒本部の組織及び役割は、次のとおりとする。

警戒本部長	副市長	◆本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
警戒副本部長	教育長	◆本部長を補佐する。
部 長	各部長	◆本部長の命を受け、部の事務に従事する。
班 長	本部長が指名する	◆部長の命を受け、班の事務を掌握する。
班に属する職員	本部長が定める	◆上司の命を受け、班の事務に従事する。

4. 警戒本部の主な活動内容

警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ◆気象情報等の収集・伝達 | ◆水害・土砂災害等に対する警戒活動 |
| ◆自主防災組織への警戒・呼びかけ・情報収集 | ◆市内の被害情報の収集 |
| ◆県及び関係機関への被害状況の伝達 | ◆市民等への気象情報等の伝達 |

※警報等が発表されていない段階であっても、台風の接近等に伴い、避難行動が夜間・早朝になる場合、指定緊急避難場所の事前開放を実施することがある。

5. 警戒本部の廃止並びに移行措置

警戒本部長は、災害の危険が解消したと認められる場合、警戒本部を廃止する。

なお、災害が拡大したとき、もしくは拡大の恐れがある場合、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

市長は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ◆全庁的な警戒活動を要する事態が予想されるとき | |
| ◆市内に浸水・がけ崩れ等により被害が発生したとき | |
| ◆爆発・炎上等の大規模事故が発生したとき | ◆その他状況により市長が必要と認めたとき |

※資料編：3-3 那珂川市災害対策本部条例

2. 設置、指揮の権限

市長は、本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。

第1順位：副市長	第2順位：教育長	第3順位：総務部長	第4順位：市民生活部長
----------	----------	-----------	-------------

3. 本部の設置場所

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ◆本部は市役所庁舎内に置く。 | | |
| ◆本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「那珂川市災害対策本部」等の標識を掲示する。 | | |
| ◆市役所が建物損壊等により本部機能を全うできないとき、又は本部機能を全うできないと予想される場合（※）は、本部長（市長）の判断により、次のいずれかの施設に本部を移設する。なお、移設先は状況により判断するが、下記の通り優先順位を付ける。 | | |
| 第1順位：市民体育館 | 第2順位：中央公民館 | 第3順位：ミリカローデン那珂川 |

（※）本部移設の要件

- ◆以下の条件等により、今後も気象の悪化が予想され、河川の水位が堤防を越える可能性がある場合において、本部の移設を検討する。
 - ①大雨洪水警報が発表され、大雨特別警報が発表される可能性がある場合。
 - ②洪水警報の危険度分布「災害切迫」が分布された場合。

③氾濫の危険が予想される場合。

④南畑ダムの水位が緊急のダム操作事前通知を判断する水位（276.20m）に達した場合。

◆移設に必要な時間を確保するため、下記の河川水位を基準として本部を移設する。

轟橋水位観測所における河川水位（猶予時間）：①4.24m（105分）、②4.48m（45分）

◆災害対策本部移設間の処置

移設決定（移設準備）～移設完了までの間も本部活動を継続する。

4. 現地災害対策本部

被災地の近傍に応急活動拠点を設置する必要がある場合には、本部長は現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- ◆現地本部の長は、本部長が指名する。
- ◆現地本部は、災害現場での指揮・関係機関との連絡調整を行う。
- ◆現地本部は、災害現場での応急活動を行う。

5. 本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、本部を廃止する。

6. 本部の設置及び廃止の通知

本部班・情報班は、本部を設置、又は廃止したとき、次のとおり通知・公表を行う。

担当	通知及び公表先	通知及び公表の方法
本部班 情報班	関係機関	一般電話、県防災・行政通信ネットワーク、その他
	各班	庁内放送及びMCA無線機、一般電話、その他
	報道機関	県防災・行政通信ネットワーク
	市民	市ホームページ、SNS等、広報車並びに報道機関を通じて公表

7. 止水板の設置

轟橋の河川水位が氾濫危険水位(3.99m)を越え、今後も気象の悪化が予想される場合において、本部班の統制のもと、災対総務部、市民対策部、健康福祉対策部の一部の要員により市役所庁舎の止水板を、都市対策部の一部の要員により都市整備部庁舎の止水板を設置する。

第4 災害対策本部の運営

1. 本部の組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	市長	◆本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長・教育長	◆本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。
本部長付	消防団長	◆本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
部長	各部長	◆本部長の命を受け、部の事務に従事する。
班長	所属長の中から本部長が指名する	◆部長の命を受け、班の事務を掌握する。
班員	班に所属する職員	◆上司の命を受け、班の事務に従事する。

※本部組織の標準構成を、節末の那珂川市災害対策本部組織図に示す。

2. 本部会議

本部長は、本部会議を開催し災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

本部会議の開催時期	◆本部設置後随時	◆その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	◆本部長（市長） ◆本部長付（消防団長） ◆その他本部長が指名する職員	◆副本部長（副市長・教育長） ◆部長（各部長）
事務局	◆市民生活部（安全安心課 危機管理担当）	◆その他必要な職員
報告事項	◆各部の配備体制	◆緊急措置事項
協議事項	◆被害状況の把握 ◆本部の配備体制の切り替え及び廃止に関する事 ◆自衛隊・県・他市町及び公共機関への応援の要請に関する事 ◆避難の指示、警戒区域の指定に関する事 ◆災害救助法の適用に関する事 ◆激甚災害の指定に関する事 ◆応急対策に要する予算及び資金に関する事 ◆市民向け緊急声明の発表に関する事 ◆国・県等への要望及び陳情等に関する事 ◆その他災害対策の重要事項に関する事	

3. 関係機関連絡室の設置

災害対策本部と各防災機関との災害応急対策連絡業務等により、来庁する次の防災機関職員相互の円滑なる連帯強化を図るため、連絡室を設置する。

◆自衛隊	◆消防機関	◆警察	◆農林事務所
◆県土整備事務所	◆ライフライン機関	◆医師会	◆その他

4. 事務分掌

各班の所掌事務は、那珂川市災害対策本部事務分掌表のとおりとする。

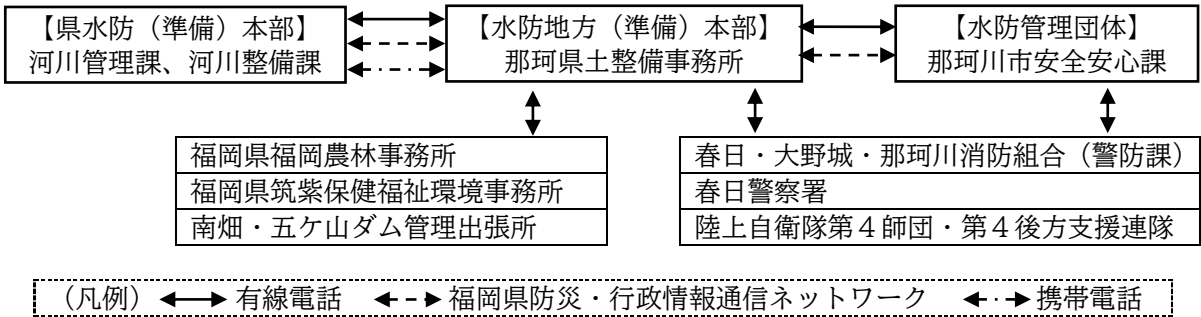
ただし、災害の状況に応じて柔軟な対応をとるため、事務分掌は本部長の命により変更することがある。

第5 水防体制の確立

1. 水防に関する連絡系統

県は、福岡管区气象台等から気象情報又は国土交通省九州地方整備局からの水防警報の通知を受け、必要と認めたときは、水防準備本部（準備体制）及び水防地方準備本部を設置し、気象情報又は水防警報の推移により必要と認めたときは、水防本部（非常配置体制）及び水防地方本部を設置する。

■ 水防準備本部又は水防本部設置時の組織及び通信連絡



2. 県の水防体制

区分		配置体制	福岡管区气象台からの情報	九州地方整備局からの情報
準備配置体制	事態が発生するまでは、かなり時間的余裕があり、今後の気象情報と水位情報に注意を要するとき	【第1 配備】情報連絡活動を主とし、事態の推移により水防本部を設置できる体制	注意報 大雨 洪水 津波 高潮	水防情報 待機 準備 出動 警戒
			氾濫注意情報（指定河川）[洪水]	
非常配置体制	水防事態の発生が予想され、水防本部が設置されたとき	【第2 配備】水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	警報 大雨 洪水 津波 高潮	
	事態が急進し、第2 配備体制では処理困難と予測されるとき	【第3 配備】発生事態に対応し、支障なく水防活動が遂行できる体制	特別警報 氾濫警戒情報（指定河川）	

※災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその指揮下に入る。

3. 市の水防体制

県の水防体制	市の体制	内 容
水防準備本部 （準備配置体制）	注意配備	气象台、水防準備本部又は水防地方準備本部から気象情報又は水防警報を受け、必要と認めたときは、情報連絡に支障のない体制をとる。
水防本部及び水防地方本部（非常配置体制）	災害警戒本部 ～ 災害対策本部	水防地方本部と連携し、必要な水防活動を行う。

※資料編：2-11 水防関係機関一覧、3-4 那珂川市水防計画書

第6 その他

1. 緊急連絡網の作成

- (1) 所属（課・室・局）の緊急連絡網を作成し、見やすい場所に掲示するとともに、災害対策本部用として、事務局（安全安心課）に〔写し〕を提出すること。
- (2) 緊急連絡網に変更が生じた場合は、速やかに変更作業を行うこと。
- (3) 緊急連絡網は、勤務時間外を想定したものであること。

2. 災害対策本部での事務内容の確認

従事職員は、那珂川市災害対策本部・事務分掌表の内容を熟知しておくこと。

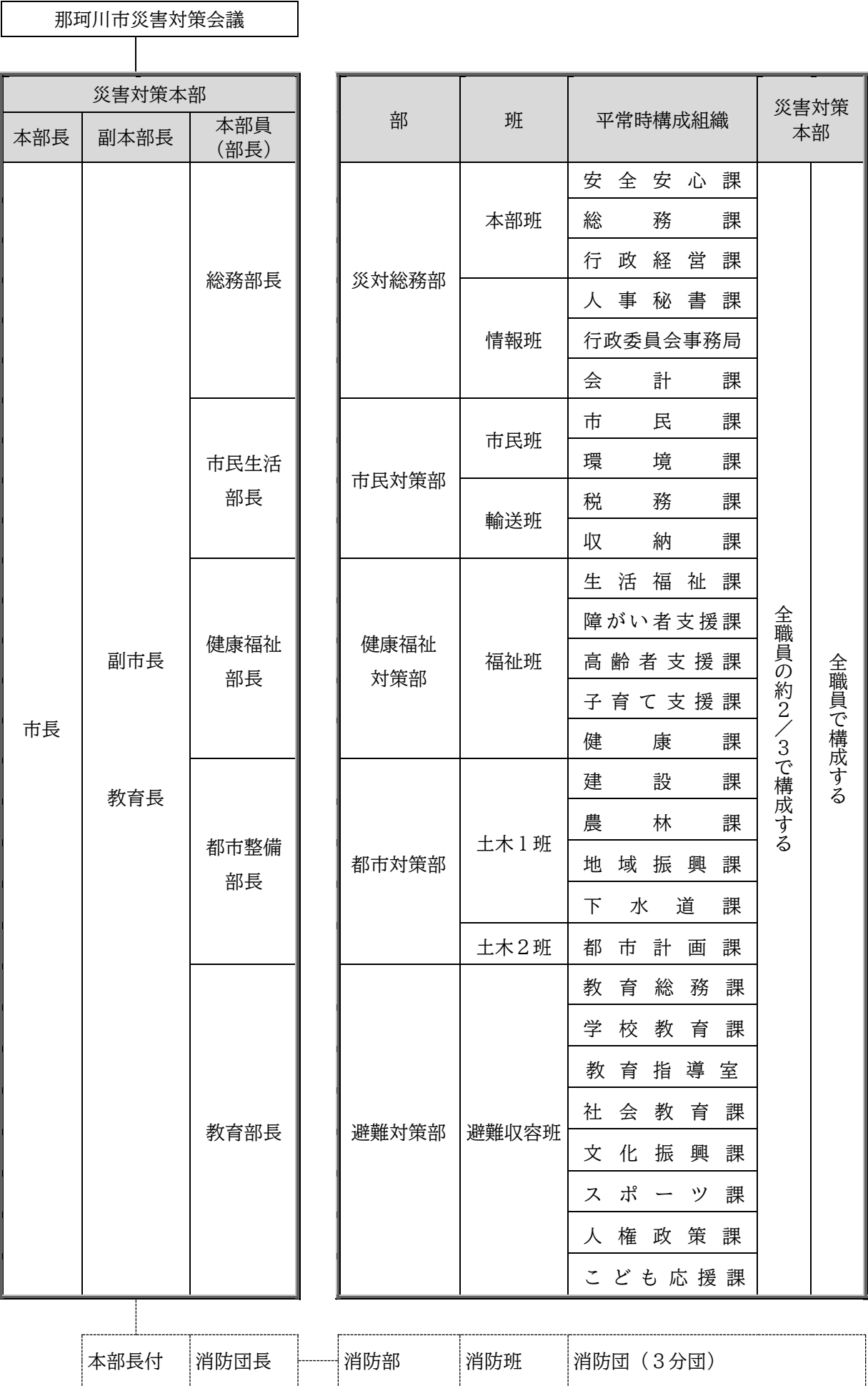
3. 交代要員の確保

災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請による交代要員の確保を図ること。

4. その他

災害発生時には、相当の危険性が職員にも及ぶ恐れがあることから複数の職員で安全を確認しながら活動すること。

■ 那珂川市災害対策本部組織図



■ 那珂川市災害対策本部の構成表

部名	部長	班名	班長（○数字は 班長代理順位）	班員
災対総務部	総務部長	本部班	総務課長 ①行政経営課長	安全安心課職員 総務課職員 行政経営課職員
		情報班	人事秘書課長 ①行政委員会事務局長 ②会計課長	人事秘書課職員 行政委員会事務局職員 会計課職員
市民対策部	市民生活部長	市民班	市民課長 ①環境課長	市民課職員 環境課職員
		輸送班	税務課長 ①収納課長	税務課職員 収納課職員
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	生活福祉課長 ①障がい者支援課長 ②高齢者支援課長 ③子育て支援課長 ④健康課長	生活福祉課職員 障がい者支援課職員 高齢者支援課職員 子育て支援課職員 健康課職員
都市対策部	都市整備部長	土木1・2班	建設課長 ①農林課長 ②都市計画課長 ③地域振興課長 ④下水道課長	建設課職員 農林課職員 都市計画課職員 地域振興課職員 下水道課職員
避難対策部	教育部長	避難収容班	教育総務課長 ①学校教育課長 ②教育指導室長 ③社会教育課長 ④文化振興課長 ⑤スポーツ課長 ⑥人権政策課長 ⑦こども応援課長	教育総務課職員 学校教育課職員 教育指導室職員 社会教育課職員 文化振興課職員 スポーツ課職員 人権政策課職員 こども応援課職員
消防部	消防団長	消防班	①副団長	消防団員

■ 那珂川市災害対策本部事務分掌

対策部・班名		事務分掌
災害 総務部	各班共通	◆班内職員の動員、配備に関する事 ◆所管事項に関する被害状況や対策活動の情報に関する事 ◆所管公共施設の災害予防、被害調査【避難含む】 ◆部内、他の班への協力、応援
	本部班	◆災害対策本部、現地災害対策本部の設置・解散 ◆災害対策本部会議の庶務 ◆総合的な対策の立案、各部門間の調整 ◆避難指示等の発令、警戒区域の設定 ◆防災関係機関との連絡調整 ◆国・県及び自衛隊への要請、他自治体との相互協力、民間団体への協力要請 ◆防災行政無線の运营管理 ◆他の自治体・機関等の応援受け入れ ◆臨時ヘリポートの開設計画 ◆災害対策本部内事務所の配置に関する調整 ◆災害対策活動に係る物品の調達 ◆庁舎の止水板設置、応急復旧、来庁者の安全確保 ◆災害対策従事職員並びに避難者等の食料、日用品その他救援物資の確保・調達 ◆車両その他輸送手段の確保 ◆庁内設備、電源設備の確保に関する事 ◆庁舎内ネットワークの保守 ◆各行政区との連絡・情報の収集 ◆ボランティア団体との連絡・調整 ◆応急復旧に係る業者選定及び随意契約等に関する事 ◆応急住宅の確保 ◆他の部・班に属さない事
	情報班	◆市内の災害発生状況の受信 ◆気象情報等、関連情報の収集・記録・整理・伝達 ◆各部からの情報収集とりまとめ ◆報道機関との連絡調整 ◆災害対策本部動員職員の取りまとめ
市民 対策部	市民班	◆人的被害情報の収集 ◆被災者台帳の整備に関する事 ◆災害広報及び市民からの相談に関する事 ◆相談窓口の開設及び運営に関する事 ◆り災証明の発行に関する事 ◆物資集配拠点の開設 ◆救援物資の受け入れ・管理・仕分け ◆仮設トイレの確保 ◆給水活動への協力

対策部・班名		事務分掌
市民対策部	市民班	◆し尿、ごみ処理体制の確立準備 ◆遺体の火葬・埋葬に関すること ◆愛護動物等に関すること
	輸送班	◆応急対策物資の輸送 ◆備蓄資機材・食料の輸送 ◆り災証明申請に基づく住家被害に関すること ◆災害に伴う税の減免に関すること
健康福祉対策部	福祉班	◆災害救助法関係事務のとりまとめ ◆高齢者・障がいのある人・病人・乳幼児等要配慮者の救援・救助 ◆被災者の心身の健康の確保、感染症対策 ◆居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ◆医療関係機関との連携・調整 ◆拠点救護所の開設・運営 ◆医薬品、医療資器材の調達 ◆遺体の収容 ◆被災保育所（園）児の救援・救護 ◆災害ボランティアの受け入れ・活動支援に関すること ◆福祉避難所の設置・運営 ◆災害見舞金等に関すること
都市対策部	土木1・2班	◆公共土木施設の被害調査及び応急復旧対策 ◆危険区域等の被害調査並びに復旧対策 ◆河川・道路その他の障害物の除去 ◆被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ◆臨時輸送路の確保 ◆交通情報の収集、伝達 ◆交通規制の実施、要請 ◆水害の警戒等 ◆土砂災害の警戒等 ◆救出活動の支援 ◆建設業団体との連絡調整 ◆道路・橋梁・水路等の応急対策及び安全確保 ◆交通規制・緊急輸送路の指定に関すること ◆応急仮設住宅、仮設トイレの設置・管理に関すること ◆農産物及び施設の災害対策に関すること ◆農業関係被害調査に関すること ◆飼養動物及び危険動物（有害鳥獣）に関すること
	土木2班	◆被災建築物の応急危険度判定の準備・実施に関すること

対策部・班名		事務分掌
避難 対策 部	避難収容班	◆避難所開設における管理者との調整 ◆避難者の誘導及び収容 ◆避難所の開設・運営 ◆避難所における生活救護活動の需要把握・受け入れ ◆避難所における要配慮者の援護 ◆被災児童・生徒の救援・救護 ◆臨時ヘリポートの開設協力
	消防班	◆災害危険箇所の巡視・警戒 ◆消防・防災活動 ◆避難者の誘導 ◆被災者の救出・救護 ◆行方不明者の搜索 ◆防犯協力

第2節 防災気象情報の収集・伝達

区分	項目	担当班
応急活動体制の 確立	第1 防災気象情報等の種類・基準	情報班・情報機関
	第2 警報・注意報等の伝達系統	情報班・本部班・発見者・情報機関
	第3 洪水警報・水防警報等	情報班・情報機関
	第4 土砂災害警戒情報	情報班・情報機関
	第5 通信体制の確立	本部班・情報班・関係各班
警戒、巡視	第6 警戒、巡視活動	土木1班・土木2班・消防団

第1 防災気象情報等の種類・基準

1. 警報・注意報等の定義・種類

種類	内容	種類
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こる恐れがある場合、その旨を警告して行う予報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こる恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報	大雨、洪水、強風、風説、高潮、波浪、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着氷、着雪、融雪
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。 福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。 「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。 また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。	

※資料編：4-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

2. 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、福岡管区気象台が発表する。

福岡県の発表基準は、1時間110mm以上を観測又は解析したときである。

3. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域（福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域）単位で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

4. 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は必要と認めた場合に、火災警報を発表できる。

火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度 60 %以下でかつ最小湿度 40 %以下

※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速 12m/s 以上

5. 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

第2 警報・注意報等の伝達系統

1. 基本事項

県知事は、福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報もしくは警報等、次の事項を直ちに、県防災行政無線により、市及び消防本部等の関係機関に伝達する。また、各注意報や警報といった防災気象情報等については、県の防災情報提供アプリやメール、各種SNS等の各種広報媒体等を活用して市民への広報を実施する。市は、県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達できる体制を確保する。

◆下記の警報・注意報等の発表及び解除に関すること。

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、各警報、各特別警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

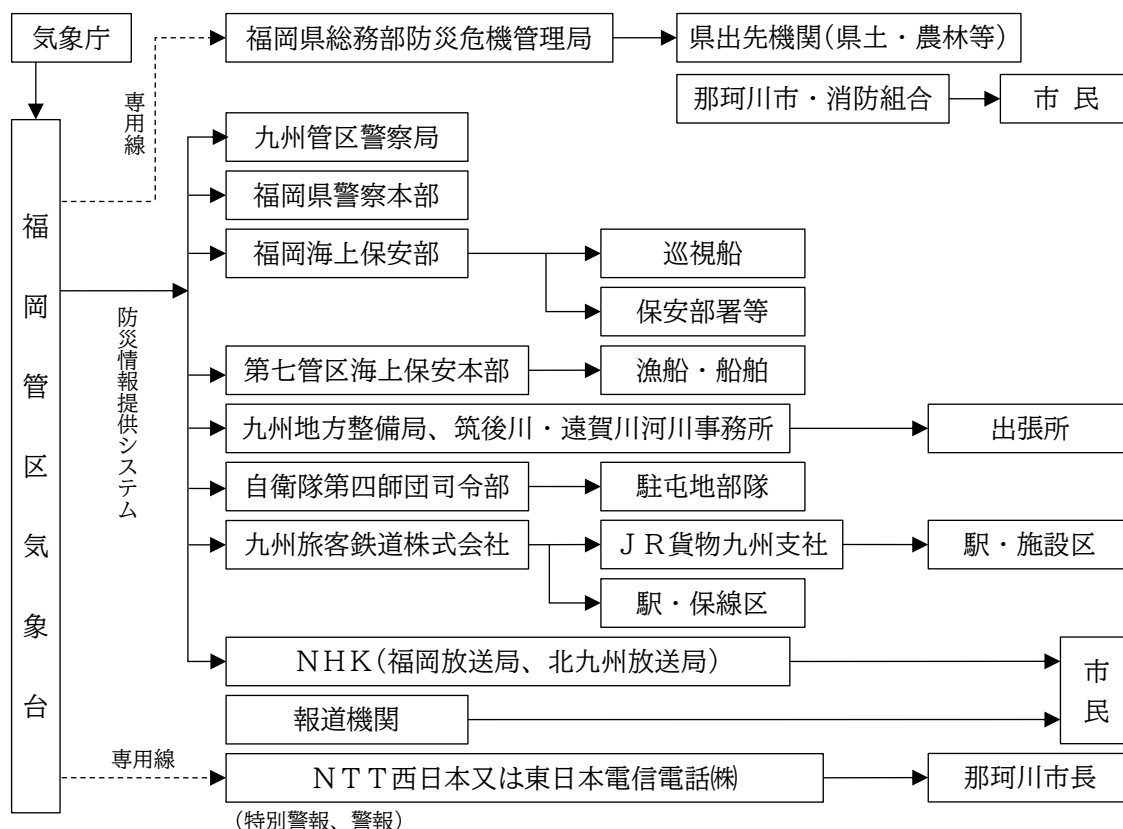
（注）このほか状況に応じ、強風注意報、乾燥注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

◆洪水予報（指定河川）・水防警報の発表・解除等及び洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の通知に関すること。（県土整備事務所から水防管理者等へ）

◆県災害対策本部等の設置及び廃止に関すること。

- ◆市災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。
- ◆市等に対する災害警戒体制の強化指示に関すること。
- ◆市の被害状況把握に関すること。
- ◆関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。
- ◆その他防災上必要と認められること。

2. 防災気象情報等伝達系統図



※資料編：4-2 緊急警報放送に関する確認、4-3 災害に関する対策のための放送要請に関する協定、5-3 放送要請について

3. 市から市民への周知方法

市は防災計画に基づき関係市民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて市民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規程による立ち退き避難の指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。

これらの、一般的な周知方法は次のとおりである。

(1) 直接的な方法

- ◆市防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により自動起動された同報系防災行政無線による同報的運用による通報
- ◆市ホームページ、SNSによる通知
- ◆広報車の利用
- ◆水防計画等による警鐘の利用
- ◆通信サービス・口頭による戸別通知
- ◆ヘリコプター等の利用

(2) 間接的な方法

- ◆公共団体（自治会・自主防災組織等）を通じての通知
- ◆他機関を通じての通知

(3) 事態が緊急を要する場合の方法

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

なお、この場合の手続は、事前に事業者と協議して定める。

4. 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。
- (3) 通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。
- (4) 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象
気象に関する事項	著しく異常な気象現象 ◆大雨・竜巻・強い降ひょう等 ◆地割れ・亀裂・落石等
水象に関する事項	◆放置すれば決壊の恐れがある堤防の水もれ

(5) 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備考
・福岡管区気象台	(092)725-3600 (092)725-3609 (092)725-3606	気象及び水象に関する事項・ 地震に関する事項（官庁執務時間） 地震に関する事項（夜間・休日）
・福岡県防災危機管理局	(092)641-4734	夜間退庁時災害連絡用
・福岡県警察本部	(092)641-4141	内 線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
・第七管区海上保安本部	(093)321-2931	

第3 洪水予報・水防警報等

1. 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

県知事は、その通知を受けた事項について水防管理者（市長）等へ通知する。

2. 水防警報

水防警報は、水防法第16条第1項の規定により、県知事が指定した河川について、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表のことである。

県知事は、その通知を受けた事項について水防管理者（市長）等へ通知する。

県知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者（市長）等に通知する。

■ 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合は、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
出動	水防機関が出動する旨を警告するもの	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
厳重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等、河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

■ 県知事が水防警報を行う河川

河川名	区間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 氾濫危険水位	関係水防管理団体
那珂川	梶原川合流地点～海	下日佐橋	3.83m 4.29m 5.55m	福岡市
	南畑ダム～梶原川合流地点	轟橋	2.40m 3.12m 3.99m	那珂川市

※資料編：4-9 県知事が行う水防警報の発表形式

3. 特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川（水位周知河川）については、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を設定し、河川の水位がその水位に達した場合、関係機関等への通知等を行う。

県知事は、その通知を受けた事項について水防管理者（市長）等へ通知する。県知事が指定した河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者（市長）等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

■ 県知事が特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の通知及び周知を行う河川

河川名	区間	観測所	氾濫危険水位	関係水防管理団体
那珂川	梶原川合流地点～海	下日佐橋	5.55m	福岡市
	南畑ダム～梶原川合流地点	轟橋	3.99m	那珂川市

※資料編 4-10 県知事が行う避難判断水位到達情報の発表形式

第4 土砂災害警戒情報

1. 土砂災害警戒情報の内容

県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努める。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。

2. 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、市民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

3. 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断基準にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

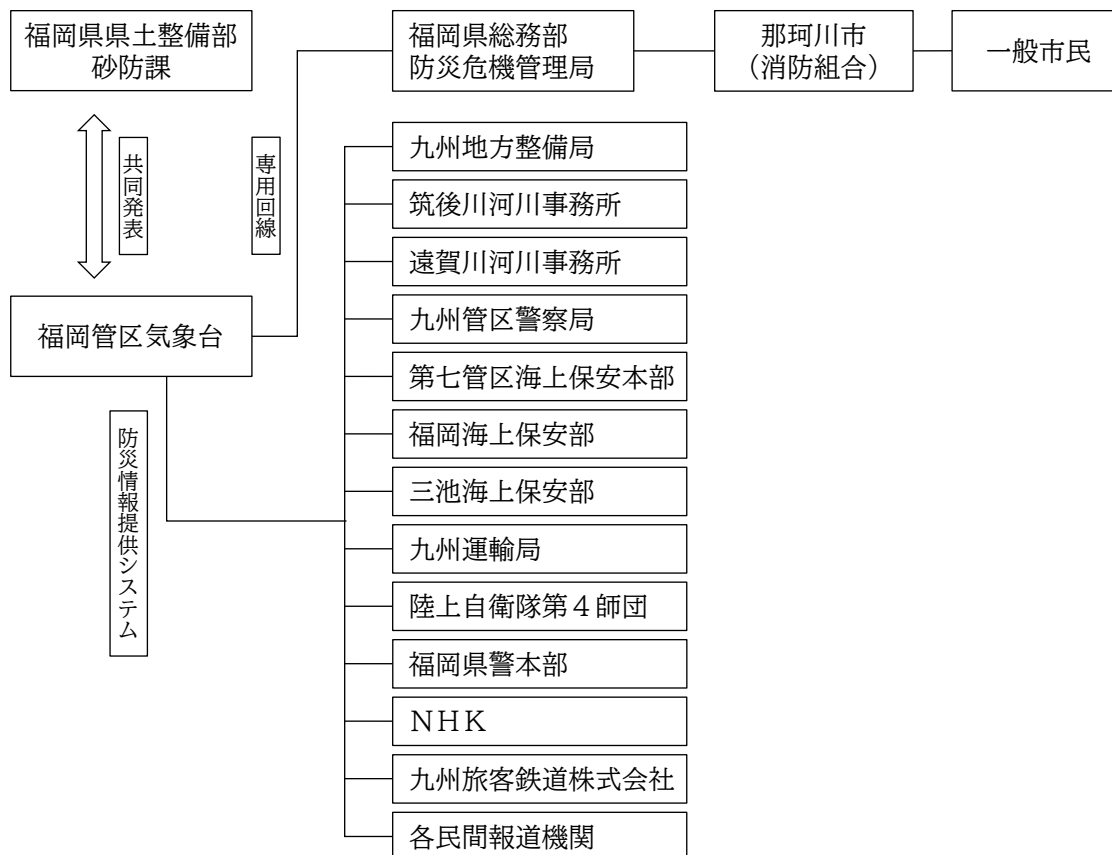
また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象とするものではないことに留意する。

4. 発表・解除の基準

項目	基準
発表基準	大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と福岡管区気象台は基準の取扱いについて協議し、土砂災害警戒情報を発表する。
解除基準	警戒解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除する。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県県土整備部と福岡管区気象台は、福岡県土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の考え方」に基づき、基準を取り扱う。

5. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



6. 土砂災害警戒情報文

警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】。崖の近く等、土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示等の情報に注意してください。
解除に相当する情報	<全警戒解除> 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生する恐れは少なくなりましたが、引き続き局地的な土砂災害が発生する場合がありますので、十分注意してください。

第5 通信体制の確立

関係機関は、災害に関する予警報及び情報その他災害対策に必要な指示命令等の受理伝達について、通信施設を適切に利用して行う。

主な災害時通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線	F A X (N T T 公衆回線)	災害対策本部・関係機関との連絡	◆左記機関間の、指令の伝達及び報告は、原則としてF A X 文書で行う
	災害時有線電話 (N T T 公衆回線)		◆電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る
	非常・緊急通話 (N T T 公衆回線)		◆加入電話、災害時優先電話が不能・困難な場合、他に優先して取り扱うよう請求する
無線	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	災害対策本部 ⇒県・近隣市町・関係機関	<管理方法> ◆移動局の本部集結 ◆本部班の指示による搬出 <通信統制方法> ◆重要通信(救助、避難等)の優先 ◆統制者の許可による通信(発信・着信)子局間通信禁止の原則(統制者の許可が必要) ◆簡潔通話実施の原則(通話時間) ◆専任従事者の設置 <通信困難時の対応策> ◆冒頭に「至急・至急」と呼び他の局にあげてもらう ◆設置場所を移動して良好な受信状態を保つ ◆伝令を派遣する
	M C A 無線	災害対策本部 ⇒各班・現地災害対策本部・災害現場職員	
	市防災行政無線	災害対策本部 ⇒県・近隣市町・消防組合・関係機関	
	防災相互通信用無線局	災害対策本部 ⇒県・近隣市町・消防組合・関係機関	
	(非常無線通信協議会構成員の保有する無線)*	災害対策本部 ⇒現地災害対策本部・災害現場職員	
	衛星携帯電話	消防本部等	
口頭	伝令	災害対策本部会議 ⇒各部・市内関係機関	◆各部、市内関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り無線機等を携行する。

注) *印は(財)日本移動通信システム協会が運営する無線システム

※資料編：2-4 デジタル防災行政無線設備等一覧、2-5 デジタル同報系防災行政無線施設配置図、5-4 無線従事に関する様式

第6 警戒・巡視活動

本部班は、防災情報集約システムを活用し、気象情報及び水位・雨量情報、土砂災害危険度情報等の情報収集を行う。

土木1班・土木2班・消防団及びその他関係機関は、次の場合に河川、がけ地、ため池等について巡視・警戒を行うとともに、危険があると認める箇所について当該管理者に通報する。

- ◆河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき
- ◆堤防・がけ地・ため池等に異常を発見したとき

第3節 被害情報等の収集・伝達

区分	項目	担当班
被害の調査	第1 被害情報等の収集	関係各班
被害の伝達	第2 被害情報等の伝達	本部班・情報班・関係各班

第1 被害情報等の収集

1. 災害初期の情報収集

各職員は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。

また、県は、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市に情報連絡員を派遣し、応急的な通信及び情報の収集に努める。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努める。

国、県、市及び指定公共機関は、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市に連絡する。また、県及び市は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等、要配慮者の有無の把握に努める。

■ 災害初期の情報収集

担当	情報収集の方法
各職員	勤務時間内 : 初動期活動中に見聞きした内容を報告する。 勤務時間外 : 参集する際に見聞きした内容を報告する。
本部班 情報班	◆各行政区・市民等からの電話通報をうける。 ◆区（自治会）長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。 ◆所轄警察署と密接に連絡する。 ◆消防組合に市民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を県防災危機管理局及び総務省消防庁に報告する。 ◆自衛隊、警察等のヘリコプターによる情報の把握に努める。

2. 被害概況の調査

関係各班は、所管する施設等について被害概況を調査する。

調査の基準は、福岡県災害調査報告実施要項に示された「被害程度の判定基準」等による。

※資料編：4-4 福岡県災害調査報告実施要綱、4-5 被害程度の判定基準

3. 被害状況の調査報告

関係各班は、事務分掌に基づき被害状況の調査を行い、調査結果を情報班に報告する。急を要する場合は、携帯電話・スマートフォン等で撮影した写真等を送信し、その後、文書（報告様式）により速やかに報告する。災害状況によっては、時刻や現場の状況から具体的な調査が困難な場

合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、り災人員についても、平均世帯により計算し即報する。また、全壊、流出、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

4. 被害報告のとりまとめ

情報班は、関係各班が調査した報告を次の点に留意してとりまとめ、本部長に報告する。

区分	留意点
初動活動期	◆災害の全体像の把握 ◆現在の被害の状況 ◆未確認情報の把握
その後	◆市全体の被害の状況 ◆各事項の詳細な内容の整理

5. 被害情報等の共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、風水害の規模や被害の程度に応じ、国、県、市及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行う。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

市（本部班・情報班）は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡するものとし、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

国、県、市及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、県災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

国、県、市及び防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

※資料編：2-17 防災関係機関の連絡先一覧表

第2 被害情報等の伝達

1. 県への被害報告

（1）被害報告

本部班及び関係各班は、災害情報及び被害状況を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。県へ報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告の種類	報告の時期	様式	報告の方法	報告先
即報	◆被害発生後、直ちに ◆報告内容に変化があれば、そのつど	第1号	福岡県防災情報システム・福岡県防災・行政情報通信ネットワーク・電話〈FAX〉等	県地方本部
	◆被害状況が判明次第 ◆以後、毎日10時、15時までに	第2号		
詳報	◆災害発生後、5日以内	第2号 第3号	文書（2部）	県災害対策本部
確定報告	◆応急対策終了〈災害対策本部解散〉後、15日以内			

※資料編：5-2 福岡県災害調査報告実施要綱の様式

(2) 報告の種類・担当

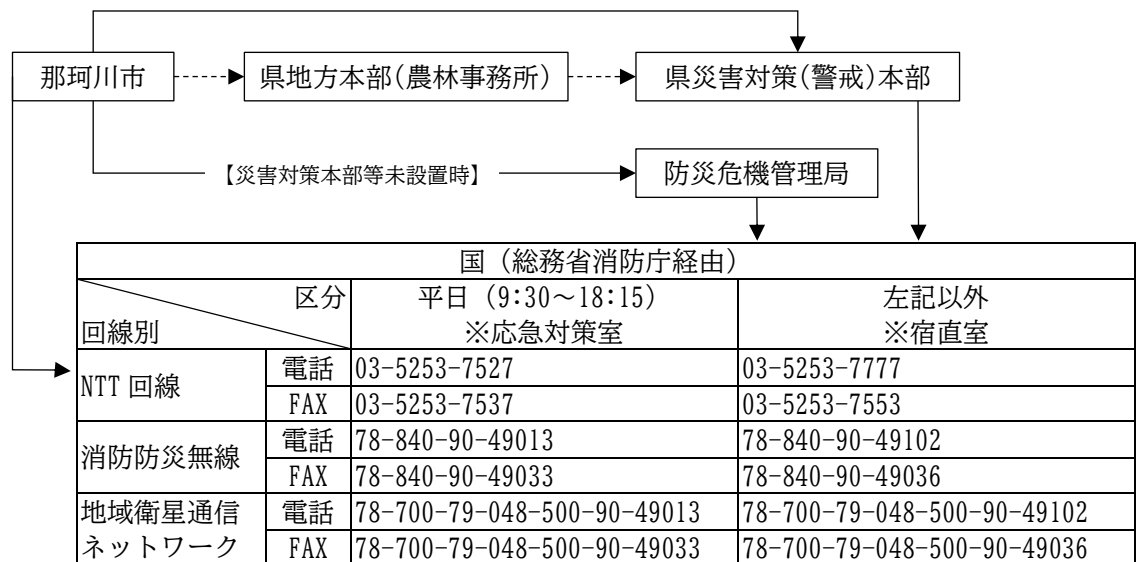
	種類	即報	詳報	確定	様式	担当
①	災害概況及び被害状況	○			第1号・第2号の1	本部班
②	被害状況			○	第2号の1	情報班
③	社会福祉施設関係被害	○			第2号の2	福祉班
④	保健環境関係被害	○	○	○	第2号の3・第3号の1	本部班
⑤	商工業関係被害	○	○	○	第2号の4・第3号の2	
⑥	農業関係被害	○	○	○	第2号の5・第3号3～15	
⑦	林業関係被害	○	○	○	第2号の6～10	
⑧	水産関係被害	○	○	○	第2号の11～12	
⑨	土木関係被害	○	○	○	第2号13・第3号16	土木1班
⑩	建築都市関係被害	○	○	○	第2号の14・15 第3号の17	土木2班
⑪	教育関係被害	○	○	○	第2号の16	避難収容班

2. 国への被害報告

本部班・情報班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

※資料編：4-6 火災・災害等即報要領、5-1 火災・災害等即報要領の様式

3. 県、国への被害状況報告系統図



第4節 災害広報・広聴

区分	項目	担当班
広報活動	第1 広報活動	本部班・情報班
	第2 指定避難所における広報	避難収容班
	第3 報道機関への広報の要請	情報班
	第4 報道機関への対応	情報班
	第5 関係機関の広報	警察署・九州電力・NTT西日本・西部ガス・交通機関
広聴活動	第6 相談窓口の開設	市民班・福祉班・関係各班

第1 広報活動

情報班は、時期に応じて、適切な手段を選択し、災害関連情報の広報活動を行う。

手段	内容
◆市防災行政無線 ◆広報車 ◆メール(緊急速報メール、防災メールまもるくん等) ◆インターネット(市ホームページ、SNS等) ◆テレビ・ラジオ ◆広報紙	◆気象情報 ◆避難に関する情報 ◆避難所開設状況 ◆安否情報 ◆交通状況、ライフライン施設の被害状況 ◆食料・飲料水の供給等に関する情報 ◆応急対策の概況、復旧の見通し ◆市民のとりべき措置 ◆その他必要な事項

※資料編：3-9 災害発生時の広報文例

第2 指定避難所における広報

避難収容班は、指定避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、情報の入手が困難な障がいのある人、高齢者等の要配慮者に加え、在宅避難者、応急仮設住宅における避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮する。

◆災害広報紙の配布 **◆避難所広報板の設置** **◆避難所運営組織による口頭伝達**

第3 報道機関への広報の要請

1. 災害時における広報要請

情報班は、応急対策に必要な広報について、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて放送要請を行う。

要請は、次に掲げる事項を明らかにし、原則として文書で行うが、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることとする。

◆放送要請の理由 **◆放送事項** **◆放送希望日時** **◆その他必要な事項**

2. 緊急警報放送の要請

情報班は、緊急に市民に周知する必要があると認めるときは、県知事を通じてNHK福岡放送局に対して、災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報

信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を行う。

要請は、災害が発生し、又は発生の恐れがある次のいずれの事項にも該当する場合とし、原則として県を窓口とする。ただし緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請もできる。

- ◆事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。
- ◆通常の市の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

■ 市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話《発信番号78-》 700-7023（防災指導係） 700-7025（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災行政無線電話《発信番号78-》 700-7027（宿直室） 700-7020~7025 （防災危機管理局事務室、宿直室対応可） 78-700-7500（災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3113 （防災指導係） 092-648-3986（災害本部、設置時のみ）	2. 一般加入電話 092-641-4731（宿直室切替） 092-643-3986（災害対策本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. 内の電話を優先されたい。	

■ 市からNHK福岡放送局への要請

1. 一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
2. 県防災行政無線電話《発信番号78-》 982-70
3. 一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029

第4 報道機関への対応

副本部長（副市長）は、必要に応じて記者会見を行い情報の提供を行う。情報班は記者発表に必要な準備を行う。

発表者	場所	内容
副本部長	市役所の応接室	◆災害の種別、発生場所、日時、状況 ◆災害応急対策の状況 ◆市民への要望

第5 関係機関の広報

関係機関は、災害が発生したとき、次の内容について広報活動を行う。

機関	広報内容
警察署	◆避難、交通規制、二次災害発生防止
九州電力	◆被害状況、感電事故防止、復旧情報・見通し
N T T 西日本	◆通信の途絶、利用の制限、復旧情報・見通し
西部ガス	◆ガス漏れ等による二次災害防止のための保安確保 ◆ガスの供給状況・復旧スケジュール、使用の注意、避難時の注意
交通機関その他	◆被害状況、復旧情報、運行状況

第6 相談窓口の設置

1. 相談窓口の設置

市民班・福祉班・関係各班は、被災者からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所内に相談窓口を設置する。

2. 被災者相談

◆搜索依頼の受付	◆食料・飲料水・日用品等の支給に関する情報	
◆り災証明書の発行	◆埋火葬許可証の発行	◆各種証明書の発行
◆仮設住宅の申し込み	◆住宅の応急修理の相談	◆災害見舞金、義援金の申し込み
◆生活資金等の相談	◆その他相談事項	

第5節 応援要請・受け入れ

区分	項目	担当班
派遣要請	第1 自衛隊派遣要請	本部班
	第2 県知事への要請	本部班
	第3 他市町村への要請	本部班
	第4 福岡県消防相互応援協定に基づく要請	本部班
	第5 緊急消防援助隊の応援要請	本部班
	第6 民間企業等への協力要請	本部班・関係各班
要員の確保	第7 要員の確保	本部班
ボランティア	第8 災害ボランティアの受け入れ・活動支援	本部班・福祉班・関係各班

第1 自衛隊派遣要請

1. 災害派遣要請の基準

市長は、災害に際して人命・財産の保護のため、自衛隊の応援を必要とする事態が発生したとき、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

■ 災害派遣要請の基準

- ◆天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ◆災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

2. 派遣要請依頼の方法

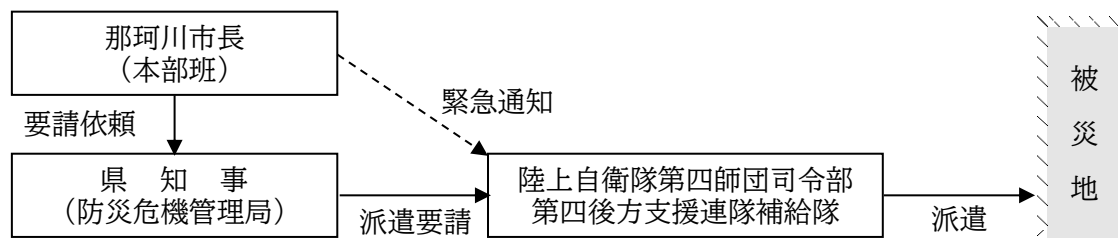
- (1) 本部班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするとき、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話、又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、本部班は必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 本部班は、通信の途絶等により、県知事に対して（1）の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣できる。本部班は、前述の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

要請依頼先	県知事（防災危機管理局）電話 092-641-4734（災害時優先電話） FAX 092-643-3990（災害時優先ファクシミリ） 防災行政無線電話 78-700-7022（防災指導係） ※通信の途絶等により、県知事に依頼ができない場合は、陸上自衛隊第四師団司令部第三部防衛班へ通知 電話 092-591-1020
要請依頼伝達方法	電話又は口頭（事後速やかに依頼文書を提出）

要請依頼内容	◆災害の状況	◆派遣を要請する事由	◆派遣を希望する期間
	◆派遣を希望する区域及び活動内容		
	◆派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項		

※資料編：6-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

■ 自衛隊派遣要請の流れ



2. 支援活動内容

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| ①被害状況の把握 | ②避難の援助 | ③被災者搜索救助 |
| ④水防活動 | ⑤消火活動 | ⑥道路又は水路の応急啓開 |
| ⑦応急医療、救護及び防疫 | ⑧人員及び物資の緊急輸送 | ⑨給食、給水及び入浴の支援 |
| ⑩危険物の保安及び除去 | ⑪その他 | |

3. 自衛隊の受入れ・撤収

(1) 自衛隊の受入れ

本部班は、自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり受入れ体制を準備する。

■ 自衛隊の受入れ体制の確立

作業項目	内容
連絡窓口（連絡員）の決定	◆本部班に連絡窓口を一本化する。 ◆派遣自衛隊に対し連絡員の派遣を要請する。 ◆専用電話回線を確保する。
作業計画の策定	◆作業箇所及び作業内容 ◆資材の種類別保管（調達）場所 ◆派遣部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
作業資機材の準備	◆必要な資機材（機械、器具、材料、消耗品等）を確保する。 ◆作業に関係のある管理者の了解をとる。
臨時ヘリポートの開設準備	◆ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、臨時ヘリポート開設準備をする。
受入れ場所の確保	◆梶原運動公園

(2) 自衛隊の撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県知事に自衛隊の撤収を要請する。

※資料編：6-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

4. 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次のものは市の負担とする。ただし、複数の市町村

にわたって活動した場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

その他必要経費は、自衛隊と協議して決定する。

- ◆派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の設置費及び通話料金
- ◆派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気量、水道料及び汲み取り料
- ◆活動のため現地で調達した資器材の費用

第2 県知事への要請

本部班は、市域で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の斡旋を要請する。

また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請する。

要請先	県知事（防災危機管理局）電話 092-641-4734（災害時優先電話） FAX 092-643-3990（災害時優先ファクシミリ） 防災行政無線電話 78-700-7022（防災指導係）	
要請伝達方法	文書一部〈緊急時は、電話・無線で行い、事後文書送付〉	
応援の要請	◆災害の状況 ◆応援を必要とする理由 ◆応援を希望する物資等の品名、数量 ◆応援を必要とする場所・活動内容 ◆その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
職員派遣要請 ・斡旋	◆派遣の要請又は、斡旋を求める理由 ◆職員の職種別人員数 ◆派遣を必要とする期間 ◆派遣される職員の給与その他勤務条件 ◆その他必要な事項	派遣：地方自治法 第252条の17 斡旋：災害対策基本法 第30条

第3 他市町村への要請

本部班は、応急措置を実施するため必要があるときは「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村に対し応援を求め、また複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

第4 福岡県消防相互応援協定に基づく要請

本部班は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対し又は消防長に対し、代表消防機関（福岡市消防局）を通じて消防応援を求め、災害対策に万全を期する。本部班は、応援要請を行った場合、県にその旨を通報する。

また、航空応援が必要と認めた場合は、消防長が直ちに市長に報告し、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行う。この場合は、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行う。

■ 応援要請の種類

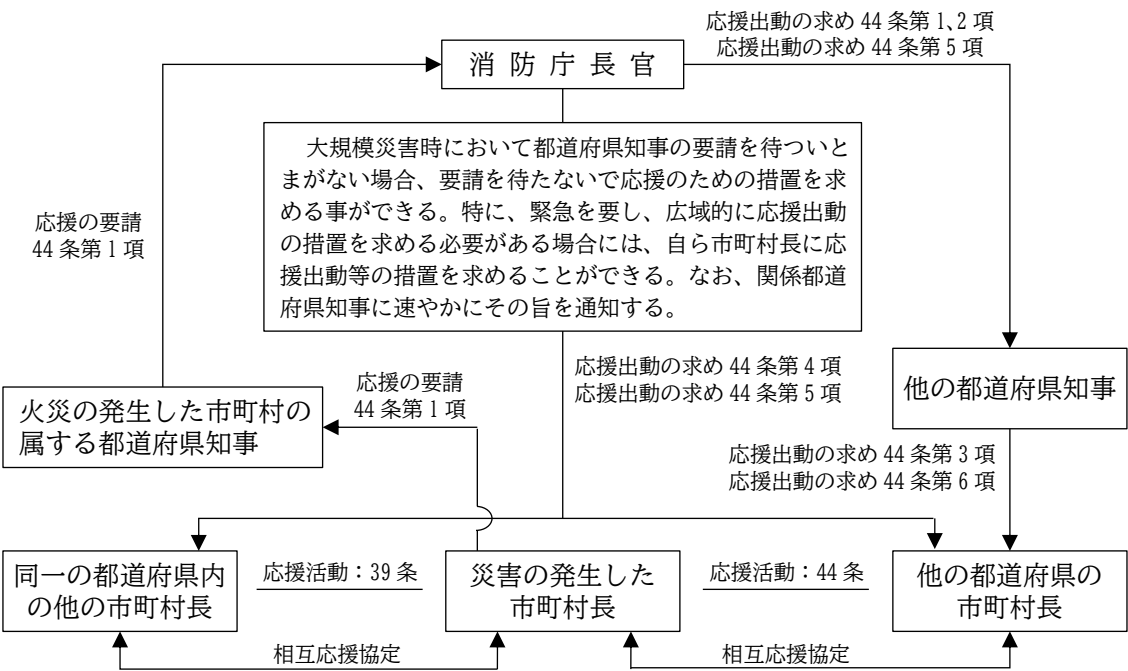
第一要請	現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

第5 緊急消防援助隊の応援要請

1. 応援要請

大規模災害発生時において、本部班は、必要に応じ県知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請する。

■ 応援要請系統図



2. 応援隊の受け入れ

関係各班は、応援隊の派遣が確定したとき、次のとおり応援隊の受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	応援隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	◆応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる ◆必要な資機材を確保する。
受け入れ場所	◆梶原運動広場

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、次に示す事項について支援体制の確保を図る。

◆情報提供体制	◆通信運用体制	◆ヘリコプター離着陸場の確保	◆補給体制等
---------	---------	----------------	--------

第6 民間企業等への協力要請

関係各班は、必要に応じて関係する民間業者等へ協力要請を行う。

要請先	内容
卸売業者、スーパー、デパート、 農業団体、事業所、その他	◆食料（生鮮品を含む）生活必需品・飲料水・資材置場・車両・防 災資器材・医薬品・仮設住宅・応急復急資機材等

※資料編：3-10 災害時における協定先一覧

第7 要員の確保

災害対策を実施するために市災害対策本部のみでは必要な労働者等を確保できない場合は、要請により労働者については公共職業安定所が斡旋し、技術者等は関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を実施する。

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

◆災害対策実施機関の関係者等の動員	◆ボランティア等の受け入れ
◆公共職業安定所による労働者の斡旋	◆関係機関の応援派遣による技術者等の動員
◆緊急時における従事命令等による労働者等の動員	

第8 災害ボランティアの受け入れ・活動支援

大規模災害が発生したときは、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供等について被災した市民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置する等し、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取り組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

1. 受入窓口等の設置

（1）市災害ボランティア本部の設置

福祉班及び社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災した市民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

本部の設置場所は、那珂川市福祉センター及びその周辺とする。ただし、災害の規模、当該施設の被災、または何らかの事由により設置することが適当でない場合は、那珂川市梶原運動

広場とする。

（２）日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

市災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援する。

（３）市の支援

福祉班は、市災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- | | | |
|----------------------------|-----------|----------------|
| ①市災害ボランティア本部の場所の提供 | ④職員の派遣 | ⑤被災状況についての情報提供 |
| ②市災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成 | ⑦その他必要な事項 | |
| ③資機材等の提供 | | |
| ⑥片付けごみ等の収集運搬 | | |

２．災害ボランティアの活動

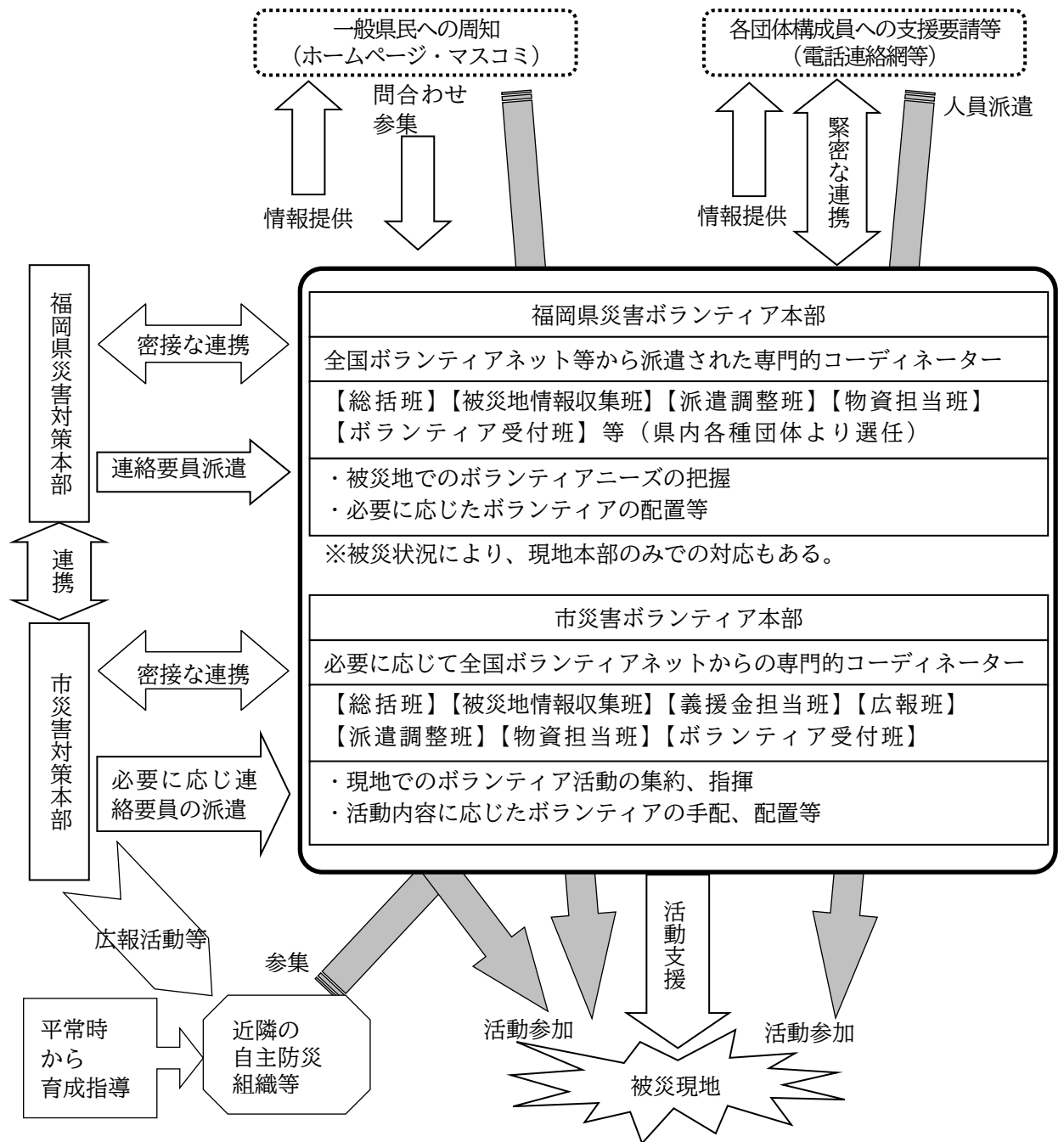
災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

生活支援に関する業務	専門的な知識を要する業務
①被災者家屋等の清掃活動	①救護所等での医療、看護
②市災害ボランティア本部運営の補助	②被災宅地の応急危険度判定
③指定避難所運営の補助	③外国人のための通訳
④炊き出し、食料等の配布	④被災者へのメンタルヘルスケア
⑤救援物資等の仕分け、輸送	⑤高齢者、障がいのある人等への介護・支援
⑥高齢者、障がいのある人等の介護補助	⑥アマチュア無線等を利用した情報通信事務
⑦被災者の話し相手・励まし	⑦公共土木施設の調査等
⑧被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去	⑧その他専門的な技術・知識が必要な業務
⑨その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）	

３．災害対策本部と市災害ボランティア本部の連携

市災害対策本部は、市災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。

■ 災害ボランティア活動に係る連携図



第6節 災害救助法の適用

区分	項目	担当班
災害救助法の適用	第1 災害救助法の適用基準	—
	第2 災害救助法の適用申請	本部班・福祉班
	第3 災害救助法による救助の種類等	—
	第4 災害救助による救助の程度、方法等	本部班

第1 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号～第4号による。本市における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合によるもののほか、知事は、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、政府本部が設置され、当該本部の所管区域として市が告示されたときには、災害救助法による救助を実施できる。

指標となる被害項目	減失世帯数	該当条項
①市内の住家が減失した世帯の数	市 80世帯以上	第1項 第1号
②県内の住家が減失した世帯数のうち市内の住家が減失した世帯の数	県 2,500世帯以上 かつ、市 40世帯以上	第1項 第2号
③県内の住家が減失した世帯数のうち市内の住家が減失した世帯の数	県 12,000世帯以上 かつ、市 多数	第1項 第3号
④災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数	第1項 第3号
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合		第1項 第4号

2. 減失世帯の算定

前記「1. 災害救助法の適用基準」の①から③までに規定する住家が減失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の減失した一つの世帯とみなす。

3. 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う基準は、次のとおりである。

被害の区分	認定の基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊・焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

被害の区分	認定の基準
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められたもので、具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満のもの。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
床上浸水	上記に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

第2 災害救助法の適用申請

市長（本部班、福祉班）は、市域内における災害の程度が前記第1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。市長（本部班、福祉班）は、前記第1の「1. 災害救助法の適用基準」の④及び⑤の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請する。

市長（本部班、福祉班）は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施決定を待つことができないとき、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を速やかに県知事に情報提供する。

第3 災害救助法による救助の種類等

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

県知事が救助を行うため必要があると認める場合は、救助の実施に関する事務の一部（⑦及び⑫のうち建設型応急住宅を除く事務）を市長が行う。また、その他の救助実施については、市長は県知事が行う救助を補助する。なお、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、政府本部が設置され、当該本部の所管区域として市が告示されたときの救助の種類は、①である。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ①避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与 | ②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 |
| ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | ④医療及び助産 |
| ⑤被災者の救出 | ⑥被災した住宅の応急修理 |
| ⑦生業に必要な資金の器具又は資料の給与又は貸与 | |

- | | | |
|--|-----|------------|
| ⑧学用品の給与 | ⑨埋葬 | ⑩遺体の搜索及び処理 |
| ⑪災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | | |
| ⑫応急仮設住宅の給与 | | |

※資料編：4-7 福岡県災害救助法施行細則、4-8 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

第4 災害救助法による救助の程度、方法等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

※資料編：4-7 福岡県災害救助法施行細則、4-8 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

第7節 避難対策

項目	担当班
第1 避難指示等の種類	本部班・消防組合・消防団・警察署
第2 避難指示等の発令	本部班・消防組合・消防団・警察署
第3 警戒区域の設定	本部班・消防組合・警察署
第4 避難者の誘導及び移送	避難収容班
第5 指定避難所等の開設	避難収容班
第6 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営	避難収容班・福祉班
第7 収容施設の確保	避難収容班
第8 要配慮者を考慮した避難対策	避難収容班・関係各班
第9 指定避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮	避難収容班・関係各班
第10 帰宅困難者対策	避難収容班
第11 避難所の統合・廃止	避難収容班

第1 避難指示等の種類

災害から市民の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の3類型に分けて避難誘導を行う。

■ 避難情報の区分

避難情報	発令される状況	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル3 高齢者等避難	◆災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 - 高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 - 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

避難情報		発令される状況	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル4	避難指示	◆災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
警戒レベル5	緊急安全確保	◆災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)	命の危険 直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にすることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

1. 高齢者等避難

本部長は、災害対策基本法第56条に基づき、警戒レベル3高齢者等避難を発令し、危険な場所で避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。

避難に時間を要する高齢者等が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すこととなる。

2. 避難指示

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生する恐れがあるときに、避難を要する地区の市民に対し、警戒レベル4避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

本部班は、関係各班、関係機関と連携し、避難指示に関する事務を行う。

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
本部長 (市長)	災害対策基本法第60条第1項、第3項	全災害 ◆災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ◆市民の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき ◆急を要すると認めるとき ◆避難のための立退きを行うことにより市民の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 ④緊急安全確保措置の指示	県知事に報告（窓口：防災危機管理局）

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき 措置
県知事 (委任を受けた吏員)	災害対策 基本法 第60条 第6項	◆災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災害対策 基本法 第61条 警察官職務 執行法 第4条 第1項	全災害 ◆市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき、又は市長から要求があったとき ◆危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受ける恐れのある者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示 ④避難の措置(特に急を要する場合)	災害対策基本法第61条による場合は、市長に通知
自衛官	自衛隊法 第94条	◆危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	避難について必要な措置	警察官職務執行法第4条の規定を準用
県知事 (委任を受けた吏員)	地すべり 等防止法 第25条	地滑りによる災害 ◆著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	勧告・指示を行った場合は春日警察署長に報告する
県知事 (委任を受けた吏員) 水防管理者	水防法 第22条	洪水等による災害 ◆著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	水防管理者が勧告・指示を行った場合は春日警察署長に報告する

注) 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、市民を避難のため立退かせるためのものをいう。

3. 緊急安全確保

市長は、災害が発生し又は切迫したときに、市民に対し指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保を発令することがある。

ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第2 避難指示等の発令

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難指示等の発令を行う。

特に、台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物等への避難や、屋内安全確保といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

1. 水害における発令基準

(1) 想定される事態

越水等による甚大な被害の発生が予想される那珂川の外水氾濫を対象とする。

(2) 発令対象区域

避難すべき対象区域は、原則として洪水ハザードマップに記された浸水深50cm以上の区域とする。ただし、洪水ハザードマップは一定規模の外力を想定して作成されており、想定外の水害や不測の事態が発生する可能性があることに留意し、発令対象区域以外の区域についても、河川管理施設の異常や住家への浸水が発見された場合等、事態の進行・状況に応じて発令対象とする。

(3) 活用情報

本市では福岡県や気象庁が配信する防災情報を一元的に集約し、河川水位や土砂災害危険度情報の監視、避難指示等の発令、河川水位・雨量データの蓄積等を行うための「防災情報集約システム」を構築している。

避難指示等の発令にあたっては、防災情報集約システムに表示されるリアルタイムでの防災情報を活用し、そのタイミングを判断する。

(4) 発令基準

避難指示等の発令基準は下表のとおりである。想定を超える規模の災害が発生する可能性を踏まえ、関係機関との情報交換を密に行いつつ、気象台、福岡県等より提供される種々の情報に加え、河川巡視（堤防の越水、堤防・護岸の崩壊、流木による河道閉塞等の状況）、市民の通報等により提供される各種の情報を収集し、広域的な状況把握に努め総合的な判断を行う。

■ 避難情報に関する発令基準（那珂川）

発令区分	発令基準			
	①河川水位(水防基準水位)		②洪水警報の危険度分布 (洪水キキクル)	③巡視等
	轟橋観測所	下曰佐観測所		
高齢者等避難	「避難判断水位」に達する		大雨洪水警報が発表され、かつ洪水警報の危険度分布で、河川が「警戒」(赤色)で、洪水災害への警戒が必要な状況	堤防の越水、堤防・護岸の崩壊、流木による河道閉塞等の状況や、市民からの情報等をふまえて判断
	3. 6 1 m	5. 2 9 m		
避難指示	「氾濫危険水位」に達する		大雨洪水警報が発表され、かつ洪水警報の危険度分布で、河川が「危険」(紫色)で、今後氾濫し重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況	
	3. 9 9 m	5. 5 5 m		
緊急安全確保	「氾濫開始相当水位」 氾濫が発生する		洪水警報の危険度分布で、河川が「災害切迫」(黒色)で、重大な洪水災害が切迫又はすでに発生している可能性が高い状況	
摘 要	1 轟橋観測所の水位が先に水防基準水位を超える場合は、浸水想定区域に発令する。 2 下曰佐観測所の水位が先に水防基準水位を越える場合は、「下片縄地区のみ」に発令する。 3 18.2km (寺瀬橋～共栄橋の湾曲部) 付近は、上記水防基準水位に達する前に溢水することが予想されるため、個別に避難を判断し、避難情報の発令を検討する。 ※ 対象地区：「寺倉・成竹・不入道・埋金・市ノ瀬」			

■ 避難情報に関する発令基準（南畑ダム）

発令区分	発令基準
	④南畑ダム
避難指示又は警戒区域の設定	南畑・五ヶ山ダム管理出張所より、緊急ダム操作（ただし書き操作）に関する事前通知、緊急のダム操作開始の通知があった場合。

2. 土砂災害における発令基準

（1）想定される事態

「土石流」、「急傾斜地の崩壊」、及び「地滑り」を想定する。

ただし、「地滑り」については、危険性が確認された場合、国や県等が個別箇所ごとの移動量等の調査を行い、その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難指示等を発令する。

（2）発令対象区域

発令対象区域は、「福岡県土砂災害危険度情報」及び「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」を参照し、危険性のある1kmメッシュに土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が存在する区域とする。ただし、近隣で土砂災害の前兆現象や被害が発見された場合等、事態の状況に応じて発令対象とする。

（3）活用情報

防災情報集約システムにおいてリアルタイムで表示される「福岡県土砂災害危険度情報」及び「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」を活用する。

■ 福岡県土砂災害危険度情報

危険度の色	土砂災害の危険性
災害切迫（黒色）	土砂災害発生の危険性が最も高い状態です。十分に警戒してください。
危険（紫色）	土砂災害発生の危険性が非常に高い状態です。十分に警戒してください。
警戒（赤色）	土砂災害発生の危険性が高まっています。警戒してください。
注意（黄色）	土砂災害発生の危険性があります。注意してください。

■ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

危険度の色	市民等の行動の例	相当する警戒レベル
災害切迫（黒色）	<u>（立退き避難がかえって危険な場合）</u> <u>命の危険 直ちに身の安全を確保！</u>	5相当
<u>＜警戒レベル4までに必ず避難＞</u>		
危険（紫色）	<u>土砂災害警戒区域等の外へ避難する。</u>	4相当
警戒（赤色）	高齢者等は <u>土砂災害警戒区域等の外へ避難する。</u> <u>高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。</u>	3相当
注意（黄色）	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	

(4) 発令基準

発令区分	土砂災害時の発令基準			
	①大雨注意報・警報 【気象庁】	②土砂災害危険度 情報【福岡県】	③大雨警報(土砂災害)の 危険度分布【気象庁】	④前兆現象
	「大雨注意報」 が発表された場合	「注 意」 実 況		
高齢者等避難	大雨警報（土砂災害） が発表 かつ →	「警 戒」 実 況	土砂災害の危険度分布 「警 戒」（赤色）	前兆現象が確認された場合は、自然条件・社会条件等を踏まえて、速やかに避難等の措置をとる。
避難指示	大雨警報（土砂災害） が発表 かつ → または「土砂災害警戒情報」が発表 （場所の特定）	「危険」 実 況	土砂災害の危険度分布 「危 険」（紫色）	
		「災害切迫」 （場所の特定）	土砂災害の危険度分布 「災害切迫」（黒色）	
緊急安全確保	大雨特別警報 （土砂災害）	那珂川市で土砂災害 が発生した場合		
警戒区域 の設定	那珂川市において、土砂災害が既に発生し、さらに拡大の恐れがある場合			

3. 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難指示等の発令をしようとする場合において、必要であると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有す指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該発令に関する事項について、助言を求める。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

4. 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

市長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行うものとする。

5. 市民等への周知

(1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域住民等に対し市防災行政無線、広報車、サイレンあるいは報道機関を通じて、避難指示又は緊急安全確保措置の指示の

理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 市長は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等が自身で判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

第3 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときで、市民の生命を守るため特に必要があると認めるとき、次の者は、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限、もしくは禁止し、市民の退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要であると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求める。なお、市長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、あらかじめ地域防災計画に定めておく等、十分な連携を図る。

発令者	設定の要件	根拠法令
本部長 (市長)	◆災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるとき。	災害対策基本法 第63条第1項
警察官	◆上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	災害対策基本法 第63条第2項
自衛官	◆災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	災害対策基本法 第63条第3項
消防長又は 消防署長	◆ガス・火薬、又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命、又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2
消防吏員又は 消防団員	◆火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項

なお、警戒区域を設定するときは、次の要領で行う。

- ◆時期を失することのないよう、迅速に実施する。
- ◆設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないよう留意する。
- ◆対象区域内の市民に設置理由を周知する（解除も同様）
- ◆区域は、道路・河川・字名等で設定する。
- ◆警戒区域は、縄を張る等により標示し、必要に応じて警戒員を配置する。

第4 避難者の誘導及び移送

1. 市

(1) 避難者の誘導

市民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て実施する。

市は、市民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等が自身で判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導・移送

避難行動要支援者に対しては優先的に避難誘導・移送を行う。

(3) 避難者の移送

市長は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。その際、ヘリコプター等による避難についても検討し、必要に応じ実施する。

(4) 広域避難

ア 広域避難についての協議

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 広域避難の実施について

市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(5) 広域一時滞在

ア 広域一時滞在についての協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができ

る。

イ 広域的避難収容活動の実施

市は、政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

2. 県

(1) 避難者の他地区への移送等

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合に、避難者の他地区への移送等について、県へ協力を依頼する。

(2) 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び指定緊急避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を県が代わって行う。

市は、指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

3. 警察

(1) 避難者の誘導

市は、市民等の避難誘導に当って警察へ協力を依頼する。

(2) 避難者の移送

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合に、他地区への避難者の移送について、警察へ協力を依頼する。

4. 学校、病院、集客施設等の避難対策

学校、病院、興行場、大規模商業施設、ホテル等多人数が勤務し、又は出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難計画により、災害時における避難の万全を期する。

第5 指定避難所等の開設

1. 市

災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、また、災害により、家屋等に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、市民等に周知徹底を図る。

さらに、指定緊急避難場所や避難所に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所の開設は、原則的に本部長の指示により避難収容班から派遣する職員（避難所派遣職員）が、施設管理者の協力を得て実施する。

状況により、緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者が実施する。

※資料編：2-3 指定避難所等

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。指定避難所等を開設する場合、以下の点に留意する。

- (1) 開設した指定避難所等の付近の市民に対する速やかな周知徹底
- (2) 春日警察署等との連携
- (3) 指定避難所等の責任者の選任とその権限の明確化
- (4) 避難者名簿の作成（なお、指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等に係る情報についても、把握するよう努める）
- (5) 要配慮者に対する配慮 ※民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者が把握している要配慮者の居場所や安否の情報についても収集するよう努める。
- (6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備
- (7) 避難所派遣職員は、指定避難所を開設したとき、避難収容班を通じて、本部班に報告を行う。本部班は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難収容班からの報告を受け県へ速やかに報告するとともに、報道機関に広報する。報告の内容は次のとおり。

①指定避難所開設の日時及び場所

②受入れ状況及び受入れ人員 ※指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報についても、早期に把握するよう努める。

③開設期間の見込

④避難対象地区名

- (8) 指定避難所の適切な運営管理

指定避難所の運営は、複数の避難所派遣職員で担当するが、原則的に避難者のとりまとめ、運営等は、避難者の代表者と連携を取り、自主運営の形で行う。また、ボランティア等と協力して運営を行う。

①指定避難所における協力体制の構築

指定避難所における正確な情報の伝達、食料や飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、指定避難所運営管理について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

②指定避難所の運営に関する役割分担を明確化

③避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援

避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

④性暴力・DVの発生防止

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑤避難所派遣職員は、指定避難所の運営について報告し、記録を作成する。

ア) 指定避難所の運営状況について、一日一回避難収容班へ報告する。

イ) 傷病者の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

ウ) 指定避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

(9) 収容人数等の周知

収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、市民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(10) 感染症対策

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

2. 県

市から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、隣接する市町村に必要な応援等の要請をするとともに、必要に応じ県警察に通知する。

第6 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

避難収容班、福祉班、関係各班は、指定避難所の開設が長期化する見通しの場合は以下の点に留意する。また、そのまま一般の避難所での生活を続けることが著しく困難な者を福祉避難所へ案内する。この場合、施設管理者と協議するものとする。

1. 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営管理

(1) グループ分け

(2) プライバシーの確保

(3) 多様な者の視点等に配慮

指定避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保等、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努める。

(4) 情報提供体制の整備

(5) 指定避難所運営管理ルールの徹底

円滑な指定避難所運営管理を行うための指定避難所運営管理ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

(6) 指定避難所のパトロール等

(7) 要配慮者の社会福祉施設等への移送支援等

(8) 福祉避難所（避難生活において、特別な配慮を必要とする要配慮者（社会福祉施設や医療機関等に緊急入所・入院する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の検討と要配慮者の移送支援等

2. 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努める。

また、市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 自主運営体制の整備

(2) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

(3) 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営管理

3. 保健・衛生対策

市は、以下の点に留意する。なお、市は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、廃棄物処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

①救護所の設置	②健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施	
③仮設トイレの確保	④入浴、洗濯対策	⑤食品衛生対策
⑥感染症対策	⑦心の健康相談の実施	

第7 収容施設の確保

避難者が大量長期化した場合、県及び市は、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋及び体育館、公民館等の施設を提供する。

第8 要配慮者を考慮した避難対策

避難誘導にあたり、傷病者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者に十分考慮する。避難順位は、おおむね次の順位によるが、臨機応変かつ迅速に対応する。

①介助を要する高齢者や障がいのある人及び傷病者	②傷病者
-------------------------	------

③乳幼児及びその母親・妊産婦	④高齢者・障がいのある人	⑤その他の要配慮者
⑥学童	⑦女性	⑧男性

なお、避難にあたっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区の市民を集団避難させる。

第9 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。

第11 避難所の統合・廃止

避難収容班は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

第8節 要配慮者支援対策

項目	担当班
第1 要配慮者への支援	福祉班・避難収容班
第2 要配慮者の安全・安否確認	福祉班・避難収容班
第3 指定避難所における要配慮者の援護	福祉班・避難収容班
第4 福祉避難所等の確保と搬送	福祉班・避難収容班
第5 巡回ケア・広報・相談業務	本部班・情報班・福祉班・避難収容班
第6 福祉仮設住宅の供給及びケア対策	本部班・土木班・福祉班・避難収容班
第7 外国人等の支援対策	本部班・情報班・避難収容班

第1 要配慮者への支援

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずる。

なお、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

※要配慮者：高齢者、障がいのある人、乳幼児等が利用する防災に関する施設において、特に配慮を要する者とする。

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、円滑・迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とする。

1. 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

(1) 災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、市は、以下の点に留意しながら要配慮者への対策を実施する。

①要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

ア) 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送

イ) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所

ウ) 保護者を亡くした児童の里親等への委託

エ) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

②要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

(2) 県は、市が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

2. 高齢者及び障がいのある人に係る対策

(1) 市は、指定避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、高齢者及び障がいのある人に対しては、以下の点に特に留意しながら対策を実施する。

- ① 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- ② 指定避難所等において、適温食等の高齢者等に適した食事を工夫する。
- ③ 指定避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- ④ 被災した高齢者及び障がいのある人の生活確保に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- ⑤ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
- ⑥ 指定避難所や住宅における高齢者及び障がいのある人に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

(2) 県は、市が行う前項の措置に関し、適宜支援する。

第2 要配慮者の安全・安否確認

1. 要配慮者の安全確保

市は、災害発生初期の緊急措置として、区長・福祉関係団体・民生委員・消防団・社会福祉協議会等に要請し、要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所へ誘導する。

2. 安否の確認

市は、区長・福祉関係団体・民生委員・消防団・社会福祉協議会等の協力を得て、要配慮者の安否確認を行う。

安否確認は、主に次の調査で安否名簿を作成する。

福祉班・避難収容班は、安否の結果を、本部班・情報班に報告する。

◆民生委員の調査

◆避難者名簿の調査

◆要配慮者支援組織の調査

◆保健所その他関係機関の調査

第3 指定避難所における要配慮者の援護

1. 要配慮者の名簿作成

避難収容班は、担当している指定避難所の要配慮者を把握し、次の内容の名簿を作成し、福祉班に送付して、必要な措置を要請する。

◆必要となる介護・介護要員の種別・規模

◆車椅子・杖等介助用品の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否

2. 応急ケアサービス

福祉班は、要配慮者への応急的なケアとして、次のサービスを実施する。

- ◆避難スペースの優先的割り当て（少人数・トイレ・暖房等）への配慮
- ◆必要な設備の確保（簡易ベッド・間仕切り・踏み板等）
- ◆聴覚障がい者向け掲示板等の設置
- ◆健康診断や各種相談業務
- ◆ボランティア等による介護支援
- ◆適温食と高齢者等に適した食事等

第4 福祉避難所等の確保と搬送

1. 福祉避難所・病院の確保

福祉班は、避難所からの支援要請に対して、本部長が必要と認めるとき、要配慮者専用の福祉避難所、又は病院を確保する。

- ◆市の老人保健施設・障がい者福祉施設への特別受け入れ要請
- ◆市内老人ホーム・障がい者療護施設・病院等への特別受け入れ要請
- ◆県への他市町村老人保健施設への特別受け入れの要請
- ◆日本赤十字社・医師会への市外老人ホーム・老人病院への特別受け入れのあっせん要請
- ◆あらかじめ指定した福祉避難所の確保（ベッドが置ける施設）

2. 福祉避難所・病院への移送

福祉班は、福祉避難所・病院が確保され次第、避難収容班及び関係機関に要請し、主に次の方法で、臨時に要配慮者を移送する。

- ◆輸送班による移送措置
- ◆社会福祉協議会への依頼による移送措置
- ◆障がい者支援組織等による移送措置
- ◆避難所入所者の協力支援による移送措置
- ◆バス・医師会・高齢者施設・自衛隊等への依頼による移送措置
- ◆その他可能な手段による移送措置

第5 巡回ケア・広報・相談業務

1. 巡回ケアサービス

福祉班は、避難所、その他要配慮者の所在地において関係機関と協力し、要配慮者向け巡回ケアサービスとして、主に次のことを行う。

- ◆ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- ◆医療救護チームによる健康チェック
- ◆ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施

2. 要配慮者向け広報活動並びに相談業務

情報班・福祉班は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意しながら広報活動、相談業務を行う。

- ◆要配慮者向け広報活動の実施（特に外国人・聴覚障がい者への伝達等）
- ◆生活相談窓口及び外国人向け相談窓口の開設
- ◆年金・手当等支給に必要な証書類を紛失した場合における再発行手続の簡略化
- ◆周囲の市民の理解を得るための配慮

第6 福祉仮設住宅の供給及びケア対策

1. 福祉仮設住宅の供給計画

福祉班は、必要と認めるとき、本部班・土木班と協議、連携して要配慮者向けの福祉仮設住宅を設置する。

◆要配慮者の住宅仕様別のニーズの把握

◆要配慮者の優先的な入居の配慮

2. 福祉仮設住宅における要配慮者向けケア対策

福祉班は、福祉仮設住宅におけるケア対策を行う。

◆福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰め所」の設置・運営

◆福祉仮設住宅団地居住環境の向上

◆医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・心のケア対策

◆ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向けサービスの実施

第7 外国人等の支援対策

1. 外国人の支援対策

災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し提供を行う。

(1) 外国人への情報提供

報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

(2) 災害時通訳・翻訳ボランティア制度の活用

県は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、国際交流センターとの連携を図り、災害時通訳・翻訳ボランティアを、必要に応じて、市に派遣する。

また、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、県内の通訳団体や国際交流団体、大学等に通訳者の派遣を要請する。

(3) 海外派遣経験のある職員等の派遣

県は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて、市に海外派遣経験のある職員等の派遣等を行う。

2. 旅行者への対策

災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定避難所等の情報を伝達する。

第9節 安否情報の提供

項目	担当班
第1 県・市の役割	関係各班
第2 情報収集	関係各班
第3 照会を行う者	—
第4 照会手順	—
第5 提供できる情報	関係各班

第1 県・市の役割

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

県は、市の安否情報の収集に協力する。ただし、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は市に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第2 情報収集

県及び市は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。

県及び市は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

1. 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
2. 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
3. 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4 照会手順

1. 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - （1）照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - （2）照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - （3）照会をする理由
2. 照会者は1.（1）の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者

証明書、在留カード、マイナンバーカードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

第5 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用される恐れがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

1. 第3の1の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2. 第3の2の者 被災者の負傷又は疾病の状況
3. 第3の3の者 被災者について保有している安否情報の有無
4. 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
5. 1～3の区分にかかわらず、県及び市が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第10節 消防・救出・救助活動

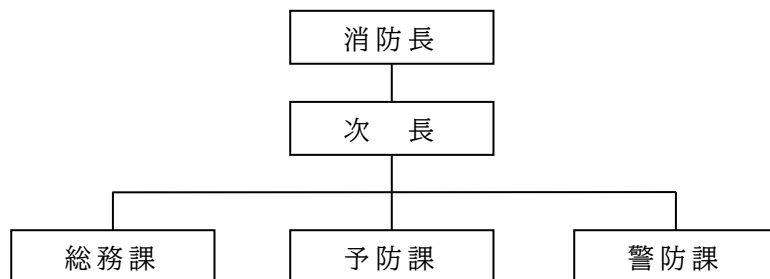
区分	項目	担当班
消防活動	第1 消防体制の確立	消防組合・消防団
	第2 消防活動の実施	消防組合・消防団
救出活動	第3 救出活動の実施	土木1班・土木2班・消防組合・消防団
	第4 行方不明者の搜索	本部班・情報班・市民班・消防組合・消防団
傷病者の搬送	第5 医療機関への傷病者の搬送	消防組合・警察署

第1 消防体制の確立

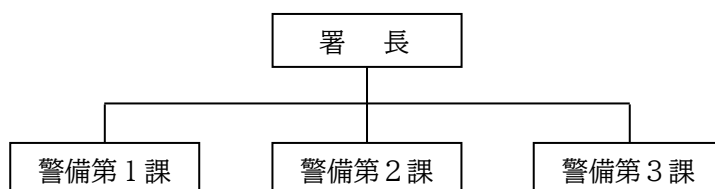
本市の消防に係わる組織には、春日・大野城・那珂川消防組合と那珂川市消防団があり、相互に協力、連携して消防業務を実施する。

1. 春日・大野城・那珂川消防組合の組織構成

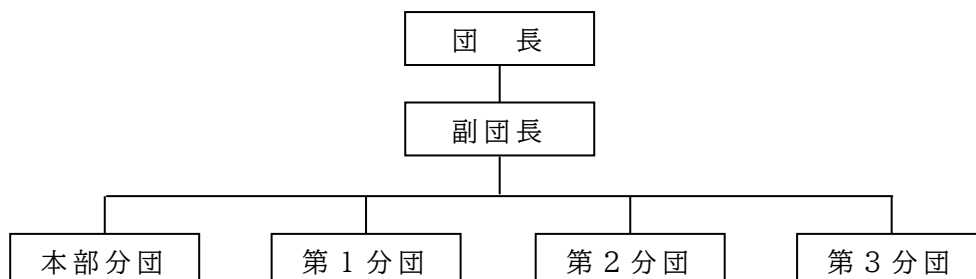
(1) 消防本部



(2) 消防署



2. 那珂川市消防団の構成組織



※資料編：2-6 消防本部車両一覧、2-7 那珂川市消防団一覧

3. 通常の警備体制

災害により軽微な被害が発生したときは、通常の警備体制において対処する。

4. 非常警備体制

消防長は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したとき、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

5. 非常召集

消防長は、勤務中の職員以外の職員を対象として非常召集命令を発令し、必要な職員を参集させ、非常警備体制を確保する。

6. 応援要請

県内市町村への要請	◆大規模な災害が発生したとき、市長は必要に応じて「福岡県消防相互応援協定」等に基づき、他の市町村長に対して消防応援を求める。 ◆応援要請を行ったときは、その旨を県知事に通報する。
国・県への要請	◆大規模な災害が発生したとき、市長は必要に応じて県知事を通じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請する。 ◆航空応援が、必要なときは「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

※資料編：3-10 災害時における協定先一覧

第2 消防活動の実施

1. 危険区域の消防活動

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防ぎよ部隊を増強し、延焼防止に努める。また、別に予備部隊を編成待機させて、風位の変化等による不測の事態に備える。

2. 異常時の消防活動

平均風速10m/sを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難となる。この点を考慮し火勢の状況を把握することに努め、主流に対しては側面攻撃の態勢で防圧にあたり、風下方面は事前注水部隊、飛火警戒部隊で延焼防止に努める。

また、別に予備部隊を編成待機させて、風位の変化等による不測の事態に備える。同時多発火災発生のある場合は、続発火災及び増援部隊の必要を考慮し、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

3. 危険物火災

大量の危険物による火災には、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して注水消火を行う。注水禁忌物に対しては化学消火、窒息消火、除去消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

4. 放射線関係施設火災

放射線施設の火災には、施設周辺の放射線による危険防止を第一条件として防御活動にあたる。また、当該施設の管理者の指示に従い、危険区域を設定し、防護装備をした者以外の立ち入り

を禁止する。なお、注水消火を行う場合は、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては、安全地域に流出する措置を講ずる。

5. 消防団の活動

出火防止	◆状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ◆出火時には、市民の協力をえて、初期消火を行う。
消火活動	◆火災時には、消防本部・署と協力し、消火活動を行う。 ◆火災の恐れがないときは、救助活動を行う。
避難誘導	◆避難指示がなされたときは、市民に伝達するとともに関係機関と連携し、避難誘導を行う。

第3 救出活動の実施

1. 救出情報の収集

要救出者を発見した者は、本部・消防組合又は警察署へ通報する。
消防組合は、本部・警察署等に通報された情報を収集し、管理する。

2. 救出隊の編成

消防組合・消防団は救出情報に基づき救出隊を編成する。
消防組合は、被害状況等に応じて、警察署・自衛隊・隣接消防機関等に応援を要請する。

3. 救出资機材等の確保

初動期における救出资機材等は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
土木1班・土木2班は、救出资機材等が不足するとき、民間業者に重機材、要員の派遣を要請する。

※資料編：2-8 災害時における応急対策業務協定土木業者一覧

4. 救出活動の実施

消防組合・消防団は、警察署、自衛隊と協力し、救出活動を開始する。

※資料編：7-2 被災者救出状況記録簿

5. 災害救助法による救出対策

災害救助法の適用に基づく措置は次のとおりとする。

- (1) 対象：①災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
②災害のため、生死不明の状態にある者
- (2) 費用の限度：福岡県災害救助法施行細則で定める額
- (3) 期間：災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第4 行方不明者の搜索

1. 行方不明者名簿の作成

市民班は、所在確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届け出の受付を行い、行方不明者の名簿を作成する。

- ◆市役所の相談窓口で、行方不明者の届け出を受付ける。
- ◆受付けたときは、行方不明者に関する次の点について可能な限り詳細に聴き取り、記録する。

○住 所	○年 齢	○身 長	○着 衣
○氏 名	○性 別	○体 重	○その他の特徴
- ◆行方不明者は、避難者名簿等で確認する。
- ◆行方不明者名簿は、本部班・情報班に報告するとともに、警察にも提供する。

※資料編：7-3 行方不明者届出票、7-4 行方不明者名簿

2. 行方不明者の搜索

消防組合・消防団は、市民班が作成する行方不明者名簿に基づき、警察署等と協力して行方不明者の搜索活動を実施する。

第5 医療機関への傷病者の搬送

1. 消防組合

区 分	対応措置
緊急搬送	◆傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。 ◆搬送は、消防組合・市所有の車両を使うほか、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターを要請し行う。 ◆救護所等から後方医療機関への搬送は、本章第11節「医療・救護活動」第5「後方医療機関への搬送」を参照のこと
傷病者多数発生時の活動	◆災害の状況を判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救出隊・医療救護チームと連携を図り救護活動を行う。 ◆救護能力が不足するときは、救護所・医療機関への輸送力を強化し、効率的な活動を行う。

2. 警察署

区 分	対応措置
負傷者の搬送	◆救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。

第11節 医療・救護活動

区分	項目	担当班
応急医療	第1 医療救護チームの編成	福祉班
	第2 医療救護所の設置	福祉班
	第3 医療救護活動の実施	福祉班
	第4 後方医療体制の確立	福祉班
	第5 後方医療機関への搬送	関係各班・消防組合等
	第6 医薬品・資機材の調達	福祉班
避難所での医療	第7 巡回救護の実施	福祉班
	第8 心のケア対策	福祉班

第1 医療救護チームの編成

県及び市は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

1. 医療情報の収集・提供

福祉班は、県及び筑紫医師会等と連携し、次の医療情報を収集・提供する。

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| ◆医療施設の被害状況、医療従事者の確保状況、診療応需状況 | ◆傷病者の発生状況 |
| ◆転送が必要な入院患者数、診療機会を喪失した人工透析患者等の慢性的患者数 | |
| ◆市内及び近隣地域における診療可能医療機関の状況・空床状況 | |
| ◆ライフラインの機能状況、道路交通状況 | |
| ◆医薬品等の調達可能量、不足する医薬品の種類・量 | |
| ◆指定避難所・医療救護所の開設状況 | ◆その他参考となる事項 |

なお、人工透析については慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県が透析医会等の関係団体と連携し、福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」等を活用し、人工透析患者への情報の提供を行う。

2. 要請及び出動

福祉班は、災害の状況に応じて適切な医療を行うため、次のように医療救護チームの出動を要請する。

状況	要請・出動
災害により多数の傷病者が発生	◆筑紫医師会に、医療救護チームの出動を要請する。 ◆災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する。
医療関係者が自ら必要と認めたとき	◆要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する。 ◆直ちに本部長に通報する。

3. 医療救護チームの編成

編成機関	1チーム当たりの構成人数	備考
筑紫医師会	医師1名、看護師3名、補助員1名	必要により運転手1名

第2 医療救護所の設置

福祉班は、原則として指定避難所となる学校に医療救護所を設置する。なお、必要に応じて災害現場に近い公民館・集会所等の施設にも設置する。

また、病院等と協力して救護所の医療環境を整える。

第3 医療救護活動の実施

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、県知事及び市長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

医療救護班は、医療救護所で次のとおり医療救護活動を実施する。また、災害の状況により、被災地等で医療救護活動を実施する。

◆傷病者の傷害等程度の判別（トリアージタグの活用）	◆中等傷者以上に対する応急措置
◆後方医療施設への転送、要否及び転送順位の決定	◆転送困難な患者に対する医療の実施
◆死亡の確認	◆助産救護

注）トリアージタグ：傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモのこと。また、クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は一見して重症にみえないので注意が必要。

福祉班は、死者・傷病者の状況を整理し、本部班・情報班へ報告する。

※資料編：7-5 救護活動状況、7-6 病院診療所医療実施状況、7-7 助産台帳

第4 後方医療体制の確立

福祉班は、医療救護チームと連携し、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

なお、市外への転送が必要なときは、県、又は近隣市町村へ要請する。

※資料編：2-10 那珂川市全医療機関名簿

第5 後方医療機関への搬送

消防組合等は、医療救護所では対応できない重傷者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療施設に搬送して収容、治療を行う。

なお、本部班は、自衛隊のヘリコプターを活用するとき、県を通じて要請する。

搬送者（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲
消防組合	救急車	市内・市外
土木1班・土木2班・輸送班・警察署・ボランティア	市所有の緊急車両・その他協力団体の緊急車両等	救出現場周辺・市内
自衛隊・警察署	ヘリコプター	市外

第6 医薬品・資機材の調達

1. 医薬品、医療資機材の調達方法

福祉班は、医療救護チームと連携し、原則として次のとおり医薬品・医療資機材等を確保する。
市の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、市が調達したもので対応する。

- ◆医薬品販売業者から調達し、医療救護所等で使用する医薬品を確保する。
- ◆入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。
- ◆医薬品等が不足するときは、医療救護チームが携行したものを使用する。この場合、費用は市が実費弁償する。

2. 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要なとき、日本赤十字社福岡県支部に供給を依頼する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

3. 個別疾病対策

県及び関係機関と協力して、慢性腎臓病患者や急性腎障害患者に対して、継続して人工透析の治療を行えるようにする。また、透析医療の実施には水や医薬品等が不可欠であるため、関係機関に要請し優先的に確保する。

第7 巡回救護の実施

福祉班は、医療関係者と協力し、災害発生から一週間後を目安に、長期的な医療や精神のケア対策のために巡回救護チームを編成する。巡回救護チームは、必要に応じて歯科医師や薬剤師、精神科医師を配置するとともに、指定避難所等の巡回スケジュールを作成し、指定避難所で定期的な医療活動を行う。

また、災害対策業務に従事する職員やボランティアの健康管理にも取り組む。

第8 心のケア対策

福祉班は、大規模な災害の発生後、精神科医・保健師・児童相談所職員等の協力により、被災者や災害応急対策活動従事者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神的不安への対策を行う。

対象者例	◆精神科治療中の患者、治療歴のある患者 ◆復旧活動の従事者、ボランティア（抑うつ状態、燃え尽き症候群） ◆被災者の子供、避難所生活者等
対策の方法	◆病院等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施 ◆相談窓口で心のケアについて対応 ◆心的外傷に関する広報活動の実施 ◆専門ボランティアの受け入れ

第12節 交通対策・緊急輸送

区分	項目	担当班
交通対策	第1 交通規制	土木1班・土木2班・警察署
	第2 臨時輸送路の確保	土木1班・土木2班・警察署
輸送対策	第3 緊急通行車両の確認	土木1班・土木2班・輸送班
	第4 緊急輸送	本部班・輸送班・関係機関
	第5 輸送拠点の設置	輸送班・市民班

第1 交通規制

1. 各交通機関の交通規制

次の機関は、災害時において交通の混乱を防止し通行を確保するため、交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	◆道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通の規制をすることができる。	道路交通法 第4条
	◆県内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止、又は制限することができる。	災害対策基本法 第76条
警察署長	◆道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められるとき、適用期間が短いものについては、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法 第5条又は 第114条の3
警察官	◆車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において車両通行禁止、もしくは制限、後退させることができる。	道路交通法 第6条又は 第75条の3
	◆通行禁止区域等において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるととき、当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官及び消防吏員	◆警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3 第3項及び第4項
道路管理者	◆道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて通行を禁止、又は制限を行うことができる。	道路法 第46条

※資料編：7-17 緊急車両以外の車両通行止め標示

2. 交通規制情報の収集

土木1班・土木2班は、警察署等と連携し、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、本部班・情報班・輸送班・その他等車両を用いる班に伝達する。

また、本部班・情報班は、交通規制情報等を受けたときは、直ちにその内容を市長、事業者、

関係機関等へ周知するよう努める。

3. 市道の交通規制

土木1班・土木2班は、協力団体及び関係者と協力して、道路管理者として必要な市道の交通規制を行い、直ちに警察署に連絡する。

第2 緊急輸送路の確保

1. 道路の確保

土木1班・土木2班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路の調査・点検、応急復旧等を行い、警察署長等と連携し、緊急輸送路を確保する。

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| ◆道路の被害状況の調査 | ◆緊急輸送路の決定 |
| ◆本部長（市長）の指示に基づき、主要な路線から確保する。 | |
| ◆主要な路線を確保することが困難なときは、代替路線を確保する。 | |
| ◆道路管理者への復旧・交通規制の要請及び通報 | ◆警察への交通規制の要請及び通報 |

2. 道路啓開措置

土木1班・土木2班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、協力団体等と連携し、障害物の除去を行い、道路啓開措置をとる。

なお、道路啓開に伴う障害物の除去は、緊急輸送路を優先して行う。

- | |
|---|
| ◆交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。 |
| ◆運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。 |
| ◆放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。 |
| ◆緊急通行路の障害物の除去について道路管理者、警察署、消防組合及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。 |

第3 緊急通行車両の確認

1. 緊急通行車両の対象

緊急通行車両として確認される車両は、「災害対策基本法第50条第1項」に定める災害応急対策の実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

2. 緊急通行車両の確認

緊急通行車両であることの確認は、県又は公安委員会に対し所定の書類（「緊急通行車両確認申請書」、「緊急通行車両として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」）を持って要請する。

3. 緊急通行車両の使用

土木1班・土木2班・輸送班は、緊急通行車両として使用するとき、車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。

通行標章は、車両の助手席側のウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

4. 緊急通行車両の事前届け出

土木1班・土木2班・輸送班は、届出済証の交付を受けた車両について、警察本部・警察署、又は交通検問所に当該届済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

公安委員会は、市が保有する車両等で「災害対策基本法第50条第1項」に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届け出済証を交付する。

※資料編 7-18 緊急通行車両事前届出書、7-19 緊急通行車両確認申請書、7-20 緊急通行車両確認証明書、7-21 緊急通行車両通行標章

第4 緊急輸送

1. 緊急輸送手段の確保

本部班は、速やかに人員及び物資等の輸送手段を確保する。輸送車両等が不足する場合は、「市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村に対して派遣要請を行う。

なお、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達の斡旋を要請する。

◆輸送区間及び借り上げ期間	◆輸送人員、物資品名、輸送量
◆車両等の種類及び台数	◆集積場所及び日時
	◆その他必要な事項

2. 緊急輸送の方法

緊急輸送は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。また、重症者等の緊急輸送、又は長距離の輸送が必要なとき、本部班は、避難収容班と協力して臨時ヘリポートを開設し、県、又は自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。輸送の方法は、次のとおりとする。

◆陸上輸送は、市有車両の他、バス会社等に応援を要請する。
◆鉄道輸送は、JR西日本に要請する。
◆航空輸送は、自衛隊等のヘリコプターを要請する。

3. 緊急輸送の対象

輸送の対象は、次の段階に応じて行う。なお、輸送に当たっての日時、目的、使用車両等について、輸送記録簿への記録・共有に努める。

第1段階	◆救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ◆消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ◆政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ◆後方医療機関へ搬送する負傷者等 ◆緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	◆上記第1段階の続行 ◆食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ◆傷病者及び被災した市民の被災地外への輸送 ◆輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	◆上記第2段階の続行 ◆災害復旧に必要な人員及び物資 ◆生活必需品

※資料編：7-8 輸送記録簿

4. 車両、燃料の調達

本部班は、車両の把握、借り上げ、燃料の調達について次のとおり行う。

区分	内容
市有車両の把握	◆調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	◆市有車両では対応が困難なときは、輸送業者から借り上げる。 ◆費用については協議する。
燃料の調達	◆各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

※資料編：2-15 市有車両一覧表

5. 配車

本部班は、配車について次のとおり行う。

- ◆各班の要請に基づき、総合的に調整し、配車する。
- ◆車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

第5 輸送拠点の設置

1. 物資集配拠点の設置

市民班は、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

施設	◆勤労青少年ホーム体育館、岩戸小学校体育館
役割	◆調達物資や他市町村等からの救援物資の受け入れ、仕分け、在庫管理を行う。

2. 臨時ヘリポートの設置

本部班は、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

避難収容班・施設管理者は、学校グラウンド等をヘリポートとして利用するとき、本部班に協力する。

※資料編：2-2 災害時における臨時ヘリポート一覧

第13節 生活救援活動

区分	項目	担当班
飲料水・生活用水の供給	第1 水源の確保	本部班・水道企業団
	第2 需要調査と給水計画	市民班・水道企業団
	第3 給水活動の実施	市民班・情報班・水道企業団
食料の供給	第4 食料の需要把握	市民班・情報班
	第5 食料の確保	本部班
	第6 食料の供給	輸送班・福祉班・避難収容班・市民班
	第7 炊き出しの実施	避難収容班・本部班
生活必需品の供給	第8 生活必需品の需要把握	市民班・情報班
	第9 生活必需品の確保	市民班
	第10 生活必需品の供給	輸送班・福祉班・避難収容班・市民班
救援物資の受け入れ	第11 救援物資の受け入れ	市民班・情報班・輸送班

第1 水源の確保

水道企業団は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止したとき、直ちに被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

◆災害発生後、直ちに水源地・配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査する。

◆配水場の緊急遮断弁の操作等により、上水の流出防止を図る。

◆主要な水源に発電機を設置し、取水を確保する。

◆防火水槽、貯水槽等を補助水源とする。

注）井戸等の補助水源の場合は、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切な場合は生活用水として利用する。

第2 需要調査と給水計画

1. 需要調査

水道企業団は、災害が発生し給水機能が停止すると判断されるとき、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要調査を実施する。

◆断水区域と区域内の世帯数、人口

◆復旧の見込み

2. 応急給水の目標水量

給水量は、災害発生後3日間については、飲料水として3リットル／人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標とする。

◆発災直後～3日間 : 1人1日3リットル (飲料水(生命維持用水))

◆10日目まで : 1人1日20リットル (飲料水+炊事用水+トイレ用水)

◆21日目まで : 1人1日100リットル (上記+洗濯水+避難所入浴用水)

◆28日目まで : 1人1日約250リットル (自宅での入浴・洗濯)

◆29日目 : 通水(被災前と同水準)

3. 給水計画の作成

水道企業団は、保有する車両及び資機材を用いて、給水ルート・給水方法・給水量等の給水計画を立案する。また不足する資機材・水袋等は、市内小売業者等から調達する。

4. 給水の優先箇所

◆救護所	◆病院	◆社会福祉施設	◆指定避難所等
------	-----	---------	---------

5. 応援要請

水道企業団は、単独で飲料水の確保、給水活動等が困難と判断するとき、本部班を通じて近隣市町、県に応援を要請する。

第3 給水活動の実施

1. 給水所の設置

水道企業団は、原則として給水所の設置による拠点給水方式で給水を行う。給水所の設置は指定避難所とするが、必要に応じて他の施設等にも給水所を設置する。

また、給水所の設置場所には、給水所の看板等を掲示する。

2. 給水の方法

(1) 給水所への運搬

水道企業団は、必要に応じて輸送班の協力を得て、飲料水等を浄水場から給水所へ運搬する。運搬に際しては、給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用する。

なお、配水池等において給水するときは、応急給水栓等を設置する。

(2) 給水所での給水

給水所での給水は、避難所派遣職員・消防団・各行政区の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。不足するときは市が用意する給水袋等を使用する。

(3) 仮配水管等の設置

復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管や貯水槽の設置を行う。

※資料編；2-15 給水車及び給水タンク保有状況一覧、7-9 飲料水の供給簿

3. 周知・広報

水道企業団は、給水所を設定したとき、情報班と連携して給水に関する広報を行い、市民への周知を図る。

◆給水所の場所	◆給水する日時	◆給水方法等
---------	---------	--------

第4 食料の需要把握

1. 供給対象者

食料の供給対象者は、原則として次のとおりとする。

◆指定避難所に受け入れられた者	◆住家に被害を受け、炊事のできない者
◆旅行者、市内通過者等で現に食を得ることができない状態にある者	
◆災害応急対策活動従事者（災害救助法の対象外）	

- ◆米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者
- ◆ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者

2. 把握方法

情報班は、関係各班を通じて食料需要を把握し、市民班に連絡する。

- ◆避難所での必要数は、避難収容班を通じて把握する。
- ◆住宅残留者の必要数は、本部班が区長等の協力を得て把握する。
- ◆災害対策活動従事者の必要数は、各班からの情報を集約して把握する。

第5 食料の確保

本部班は、情報班等からの連絡により需要を把握のうえ、必要な食料を確保する。

1. 市の食料確保

近隣の製パン業者・食料加工業者・スーパー等からパン・弁当・副食品・炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。なお、必要な食料の確保・供給ができない場合は、県及び他市町村に対し応援を要請する。

※資料編：3-10 災害時における協定先一覧

2. 国の米穀等の調達

災害救助法が適用され応急食料が必要な場合は、県知事に要請し、その指示に基づき、農林水産省農産局長の指示を受けた政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者から災害救助用米穀の引渡しを受ける。

※資料編：4-11 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

第6 食料の供給

1. 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、原則として調達に際して業者に依頼するが、必要なときは、輸送班が行う。

2. 食料の保管

食料は、状況に応じて物資集配拠点に集積し、市民班が食料の受け入れ、管理を行う。

3. 供給する食料

供給する食料は、米飯、又は弁当・パン等とする。乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

4. 供給場所

供給場所は、原則として指定避難所に限定する。

5. 供給方法

避難収容班は、指定避難所において次のように供給する。

- ◆避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て供給する。
- ◆高齢者・乳児・食事管理を要する者等に対し優先的に配分する。 ◆公平な分配に配慮する。

※資料編：7-10 物資の給与状況

第7 炊き出しの実施

1. 炊き出しの場所

避難収容班は、指定避難所となる各小学校の家庭科室・給食室、各中学校の調理室、又は福岡女子商業高校の調理教室・食堂を使用して炊き出しを行う。また、状況に応じて公民館等でも行う。

※資料編：7-11 炊き出し給与状況

2. 炊き出しの方法

- ◆炊き出しは、自主防災組織やボランティアに協力を要請する。
- ◆炊き出しに必要な器具・容器等は、本部班を通じて確保する。
- ◆炊き出し場所には、消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

3. 災害救助法による炊き出し及び食品の給与方法

（1）給与の対象

- ①指定避難所に受け入れられた者
- ②住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者
- ③その他市長が給与の必要と認めた者

（2）給与の方法

- ①市長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を県知事にしなければならない。
- ②県知事は、市長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急用米穀の給与を必要と認めたときは、給与数量等を定め、農林水産省農産局長に通知するとともに市長にこの旨通知する。
- ③市長は、県知事からの通知に基づき県知事の指定する者から給与を受ける。

（3）費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

（4）期間

災害発生の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第8 生活必需品の需要把握

1. 対象者

生活必需品の供給は、住宅の全壊・全焼・流失・半壊・半焼、又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2. 把握方法

生活必需品の需要把握については、第4「食料の需要把握」を準用する。

第9 生活必需品の確保

市民班は、情報班からの連絡により需要を把握の上、必要な生活必需品を確保する。

1. 市の生活必需品の確保

近隣のスーパー・卸売り・小売業者等から生活必需品を調達する。必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

2. 品目

生活必需品の調達品目については、次のとおりとする。

◆寝具：就寝に必要な毛布等	◆被服：衣服、肌着、大人用紙おむつ等
◆身の回り品：タオル・手拭き・運動靴・傘等	◆炊事用具：鍋・包丁・食器類・コンロ・バケツ等
◆保育用品：ほ乳びん、紙おむつ等	◆日用品：石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨等
◆光熱材料：マッチ・ロウソク・灯油等	

3. 災害救助法に基づく措置

(1) 対象者

- ①災害により住家に被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた者
- ②被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者
- ③被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

- ①被服、寝具及び身の回り品・・・洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- ②日用品・・・石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- ③炊事用具及び食器・・・炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- ④光熱材料・・・マッチ、プロパンガス等

(3) 給与又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し市長が分配する。

(4) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(5) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

第10 生活必需品の供給

1. 生活必需品の輸送

生活必需品供給に関する輸送業務は、原則として調達に際して業者に依頼するが、必要なときは、輸送班が行う。

2. 生活必需品の保管

生活必需品は、状況に応じて物資集配拠点に集積し、市民班が生活必需品の受け入れ、管理を行う。

3. 供給場所

供給場所は、原則として指定避難所に限定する。

4. 供給方法

避難収容班は、指定避難所において次のように供給する。

- ◆避難者（班長）ボランティア等の協力を得て供給する。
- ◆高齢者・乳児・病弱者等に対し優先的に配分する。
- ◆公平な分配に配慮する。

第11 救援物資の受け入れ

1. 救援物資の受け入れ

市民班は、救援・調達物資を受け入れるとともに、その受け払い状況を情報班に報告する。

2. 物資集配拠点

市民班は、救援・調達物資の集中管理を行う物資集配拠点を開設する。

3. 物資の仕分、保管、輸送

市民班は、物資の仕分け、保管を、輸送班は輸送を担当し、それぞれボランティア等の協力を得て円滑に行う。

4. 物資の配布方法

物資の配布方法は、本部が協議のうえ決定する。特に食料品で保管がきかないものは、優先して配布する。

※資料編：7-1 救助の種目別物資受払状況、7-10 物資の給与状況、7-12 物品受け払い簿（集配拠点用）

第14節 住宅対策

区分	項目	担当班
需要把握	第1 応急仮設住宅の需要把握	避難収容班・本部班
住宅の確保	第2 空き家住宅の活用	土木1班・本部班
応急仮設住宅の設置	第3 応急仮設住宅の用地確保	土木1班
	第4 応急仮設住宅の建設	土木1班
	第5 応急仮設住宅の入居者選定	土木1班・本部班
被災住宅の修理	第6 被災住宅の応急修理	土木1班

第1 応急仮設住宅の需要把握

1. 需要の把握

避難収容班・本部班は、応急仮設住宅の入居希望者を把握する。調査方法は、入居の資格基準及び該当者を周知した後、希望者を相談窓口や指定避難所で受付ける。

なお、被災者が被災時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

2. 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居者は、次の基準を原則とする。

- ◆住家が全焼・全壊、又は流失し、居住する住家がない者であること
- ◆自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること

第2 空き家住宅の活用

土木1班、本部班は、公営住宅・民間住宅の空き家の確保・供給に努める。

1. 公営住宅の確保

所管課に確認の上、公営住宅の空き家が存在する場合は、被災者の世帯構成に応じて、多人数向け、少人数向け住宅を考慮して確保する。

2. 民間住宅の確保

民間賃貸住宅の空き家が存在する場合は、二次災害の危険性等に十分配慮し、民間賃貸住宅の借り上げを積極的に活用する。

3. 入居者の選定

公営・民間住宅の入居者の選定は、第5「応急仮設住宅の入居者選定」を準用する。

第3 応急仮設住宅の用地確保

土木1班は、次の条件を考慮し、仮設住宅の用地を確保する。

- ◆浸水・がけ崩れ等の危険がないこと
- ◆飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好であること
- ◆児童生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- ◆交通の便がよいこと ◆敷地が広大であること ◆公有地であること

第4 応急仮設住宅の建設

1. 建設実施の決定

災害救助法 適用前	◆応急仮設住宅の建設は本部長が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法 適用後	◆災害救助法が適用されたとき、応急仮設住宅の建設は県知事が行い、本部長はその補助を行うが、県知事から救助事務を行うこととされた場合又は県知事の実施を待つことができない場合は本部長が行う。

※資料編：4-5 被害程度の判定基準

2. 建設の実施

土木1班は、災害救助法が適用されたとき、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	◆建設の基準は、災害救助法の規定による。住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。 ◆1戸当たりの面積は世帯構成人員等を考慮して設定する。入居予定者の状況によって、高齢者、障がいのある人向けの仕様にも配慮する。 ◆高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。
建設の実施	◆仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設期間	◆災害発生日から20日以内を目標に着工し、速やかに完成する。20日以内に着工できない事情があるときは、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。

3. 集会所の設置

応急仮設住宅を同一敷地内、又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会に利用するための施設を設置する。

第5 応急仮設住宅の入居者選定

1. 入居の資格基準及び該当者

入居の資格基準及び該当者については、第1「応急仮設住宅の需要把握」を参照する。

2. 入居者の選定

入居者の選定は、入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。

県で建設した応急仮設住宅のときは、その入居者選定に協力する。入居決定にあたっては、次の点にも留意する。

- (1) 高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。
- (2) 要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。
- (3) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

3. 応急仮設住宅の管理

土木1班・本部班は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、入居者の管理及び応急仮設住宅の運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

県で建設した応急仮設住宅のときは、その管理に協力する。

※資料編：7-13 応急仮設住宅台帳

4. 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

第6 被災住宅の応急修理

1. 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- ◆住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- ◆自らの資力では、住家の修理ができない者
- ◆修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる者

2. 応急修理の内容

応急修理の内容は、災害救助法の規定により、居室・炊事場・便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施（給付）するに留める。

3. 修理の期間

修理の期間は、災害が発生した日から3ヶ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別の事情により、期間内に修理できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

4. 公営住宅の応急修理

土木1班は、公営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から修理を実施する。

※資料編：7-14 住宅応急修理記録簿

第15節 衛生・清掃対策

区分	項目	担当班
保健衛生・防疫対策	第1 指定避難所等の保健衛生	本部班・避難収容班・福祉班・市民班・筑紫保健福祉環境事務所
	第2 被災地の防疫活動	本部班・筑紫保健福祉環境事務所
し尿対策	第3 仮設トイレの設置	市民班
	第4 し尿の処理	市民班・土木2班
清掃対策	第5 ごみの処理	市民班
災害廃棄物対策	第6 がれき等の処理	市民班・土木1班・土木2班
障害物の除去	第7 各種障害物の除去	土木1班・土木2班
死亡獣畜処理	第8 死亡獣畜処理	市民班

第1 指定避難所等の保健衛生

本部班・避難収容班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、指定避難所・仮設住宅等において保健衛生活動を行う。

1. 指定避難所等の健康・栄養相談の実施

筑紫医師会、筑紫保健福祉環境事務所等との連携のもとに、指定避難所等の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等に応じることを基本とする。

(1) 健康相談の実施

- ◆要配慮者（高齢者、障がいのある人、難病患者、妊産婦、乳幼児等）に対する保健指導
- ◆指定避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- ◆応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- ◆心のケア

(2) 栄養相談の実施

- ◆要配慮者に対する栄養指導
- ◆指定避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ◆指定避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2. 被災者に対する衛生指導

被災者に対し、広報を通じて台所・トイレ等の衛生管理・消毒・手洗い等を指導する。

3. 入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係わる情報提供を広報等で行う。

4. 食品の衛生管理

食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や指定避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

また、筑紫保健福祉環境事務所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を呼びかける。

5. 心のケア

被災者及び防災活動従事者の災害のストレスによって生じた精神的問題に対応する。対応については、第11節「医療・救護活動」第8「心のケア対策」に準じて実施する。

6. 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。

県は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、他県、市、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を行う。また、県及び市は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講じる。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ◆負傷した愛護動物の収容・治療・保管 | ◆飼い主不明の愛護動物の収容・保管 |
| ◆飼養困難な愛護動物の一時保管 | |
| ◆愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 | |
| ◆愛護動物に関する相談の実施 | 等 |

(2) 指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

県は、市と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行う等、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

- | |
|--|
| ◆各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 |
| ◆指定避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 |

(3) 飼養動物、危険動物等の管理

県と市は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じる。

7. 環境対策（水質・大気汚染の監視）

本部班は、被災地及び指定避難所周辺の水質・大気汚染について監視し、汚染された場所について市民への周知や消毒を行う。

第2 被災地の防疫活動

市は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。また、市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、本部班と福祉班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉班は、本部班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

1. 防疫チームの編成

医療救護チームは、筑紫保健福祉環境事務所、他市町村の応援協力を得て、防疫チームを編成する。

2. 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、市が保有する薬剤・資機材を使用するが、不足するときは、県及び薬剤師会等に協力を要請する。

3. 消毒・駆除の実施

県知事の指示及び指導があったとき、もしくは次のようなときは、床下・汚染した溝・井戸、その他の場所等を消毒する。

また、県知事の指示及び指導に基づき、鼠、害虫等の駆除を行う。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ◆感染症が発生したとき | ◆水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき |
| ◆汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸のあるとき | ◆土壌還元によるし尿処理を行うとき |
| ◆鼠、害虫等が大量に発生したとき | ◆廃棄物の処理が間にあわず、路上に堆積されたとき |

4. 生活用水の使用制限及び供給

県知事の指示及び指導があったときは、生活用水の使用制限及び供給を行う。

5. 健康診断及び検病調査

医療救護チームは、指定避難所及び被災地域において、健康診断及び検病調査を行う。

6. 感染症対策

医療救護チームは、筑紫保健福祉環境事務所と連携し、次の感染症対策を実施する。

- | | |
|---|----------------|
| ◆被災地及び指定避難所における感染症患者、病原体保持者の早期発見 | |
| ◆手・指の消毒等必要な指導及び消毒液等の配布 | ◆感染症発見箇所の消毒の実施 |
| ◆臨時予防接種の実施 | |
| ◆手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動の強化 | |

※資料編：2-9 第2種感染症指定医療機関一覧

第3 仮設トイレの設置

市民班は、被害状況、指定避難所の開設状況、被災した市民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者・障がいのある人等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。仮設トイレはリース会社等から調達するが、市で調達できないときは、他市町村、県に要請する。

〔設置場所〕	◆下水道使用不可能な地域にある指定避難所	◆住宅密集地等の公園
--------	----------------------	------------

第4 し尿の処理

市民班は、収集・処理の体制を確立し、災害時に発生するし尿を適切に処理する。また、災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。市で対応できない場合は、他市町村、県に要請する。

し尿の収集・処理は、浸水地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い病院等の施設を優先して行う。

[処理施設] ◆クリーンセンターなかがわ

第5 ごみの処理

市民班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する。また、市民班は、災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の確保に努める。

1. 処理の方針

市は、次の方針によりごみの処理を実施する。

また、周辺自治体、県、国、民間事業者等と協力・連携し、生活環境の改善、早期の復旧・復興を図る。

- ◆処理スケジュールは、被害実態の情報を踏まえ、業務の緊急性を考慮し検討する。
また、処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。
- ◆市民等へ、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別し、再資源化（リサイクル）により減量を図り、最終処分量を低減するため、以下の項目について周知を図る。
・ごみの収集運搬処理方針 ・分別の協力要請 ・ごみ排出削減への協力要請
- ◆ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- ◆被害想定による災害廃棄物の発生量の推計から、災害廃棄物仮置場の必要面積を算定し、選定条件により災害廃棄物仮置場を設置する。
- ◆排出者による分別、災害廃棄物仮置場及び中間選別処理施設で分別を行うことにより、焼却施設における焼却処理量及び焼却灰の最終処分量を低減するとともに、再資源化を図ることにより埋め立て処理量の低減を図る。

[処理施設] ◆福岡都市圏南部工場 ◆エコピア・なかがわ ◆福岡市東部埋立場
◆福岡市東部資源化センター ◆民間処理施設（産業廃棄物・処理困難物処理）

第6 がれき等の処理

市民班は、建物の損壊、解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき等」という。）を適正に処理する。また、市民班は、災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理先の確保に努める。

土木班は、円滑な交通の確保のため、道路上の障害物等の除去に努める。

1. 処理の方針

市は、次の方針によりがれき等の処理を実施する。

また、周辺自治体、県、国、民間事業者等と協力・連携し、生活環境の改善、早期の復旧・復興を図る。

- ◆処理スケジュールは、被害実態の情報を踏まえ、業務の緊急性を考慮し検討する。
また、処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。
- ◆ライフラインを確保するため、危険物、通行上支障が生じるものから優先的に処理する。
- ◆環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り発生場所での分別を行うこととし、再資源化（リサイクル）により減量を図り、最終処分量の低減に努める。
- ◆環境汚染被害の最小化、市民及び作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- ◆被害想定による災害廃棄物の発生量の推計から、災害廃棄物仮置場の必要面積を算定し、選定条件により災害廃棄物仮置場を設置する。
- ◆市民等へ、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別し、再資源化（リサイクル）により減量を図り、最終処分量を低減するため、以下の項目について周知を図る。
 - ・がれき等の処理方針
 - ・分別の協力要請
 - ・再資源化への協力要請
 - ・仮置場の周知と直接搬入依頼
- ◆ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- ◆アスベスト等の有害な廃棄物は、法律の規定により適正な処理を進める。

[処理施設]	◆民間処理施設（産業廃棄物）	◆福岡市東部埋立場
	◆福岡市東部資源化センター	◆エコピア・なかがわ

2. 処理の実施

土木1班・土木2班及び市民班は、次のとおり災害廃棄物処理を実施するが、被害が甚大で市のみで処理が不可能な場合は、県に応援を求める。

- ◆被害状況をもとにがれき等の発生量を見積もる。
- ◆がれき等の見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。
- ◆短時間でのがれき等の処理が困難なときは仮置場を確保し、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。
- ◆原則としてがれき等発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

◆適当な分別により可能な限りリサイクルに努める。	
◆災害廃棄物の処理は大気汚染等環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。	
◆仮置場の消毒を行う。	
◆市民等に対し、次の項目について広報し、がれき等処理の円滑な推進を図る。	
・ がれき等の収集処理方針の周知	・ がれき等の分別への協力要請
・ 仮置場の周知	・ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

[処理施設]	◆産業廃棄物中間処理場（木屑・コンクリート等）
	◆産業廃棄物最終処分場（木屑・コンクリート等）
[仮置場]	◆社会体育施設、都市公園

第7 各種障害物の除去

1. 住宅に係る障害物の除去

（1）住宅障害物の除去の決定

土木1班・土木2班は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

災害救助法 適用前	◆住宅障害物の除去は本部長が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法 適用後	◆災害救助法が適用されたとき、住宅障害物の除去は県知事が行い、本部長はその補助を行うが、県知事から救助事務を行うこととされた場合又は県知事の実施を待つことができない場合は本部長が行う。

（2）住宅障害物の除去の実施

土木1班・土木2班は、災害救助法が適用されたとき、次の点を踏まえて住宅障害物の除去を行う。

障害物除去 の基準	◆当面の生活が営みえない状態にあること ◆日常生活に欠くことができない場所に運び込まれていること ◆自らの資力をもっては除去ができないものであること ◆住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること ◆応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
障害物除去 の実施	◆障害物の除去は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者に協力を要請し速やかに行う。 ◆除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。
障害物除去 の期間	◆災害発生日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

2. 河川関係の障害物の除去

土木1班・土木2班は、市が管理する河川・公共下水道・排水路等の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。

3. 道路関係の障害物の除去

土木1班・土木2班は、市有道路の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。

※資料編：7-16 障害物除去の状況

4. 除去した障害物の集積場所

土木1班・土木2班は、除去した障害物の集積場所について、次の点を考慮し選定する。

- ◆人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- ◆道路交通の障害とならない場所を選定する。
- ◆盗難の危険のない場所を選定する。
- ◆工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

5. 建物の解体

被災建築物の解体は、原則として所有者の責任において行う。ただし、大規模災害等において特例措置として、公費負担による解体を行う場合もある。

第8 死亡獣畜処理

市民班は、筑紫保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場により処理を行うが、やむを得ない場合は、環境衛生上支障が生じないうちに、産業廃棄物収集運搬業者及び最終処分業者（民間事業者）に処理を依頼する。

第16節 遺体の処理・埋葬

区分	項目	担当班
遺体の搜索・処理	第1 遺体の搜索	消防組合・消防団・警察署
	第2 遺体の調査、身元確認	福祉班・市民班
遺体の安置・埋葬	第3 遺体の安置、一時保存	福祉班
	第4 遺体の火葬及び埋葬	市民班・福祉班

第1 遺体の搜索

災害による周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対し、消防組合・消防団は、市民班の作成する行方不明者名簿等に基づき、警察署・自衛隊等と協力して搜索を行う。遺体を発見したときは、速やかに収容する。

- ◆搜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び警察署に連絡する。
- ◆発見した遺体は、発見日時・場所・発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

また、広範囲な搜索活動や長期的な搜索のための自活等を実施するために必要な資機材を災害発生時に搜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）へ配分するよう努める。

- ◆胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等搜索用資機材
- ◆強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- ◆エアートント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- ◆トランジスタメガホン、拡声器等広報用資機材

第2 遺体の調査、身元確認

福祉班は、遺体安置所を設置する。また、警察による検視（見分）の後、遺体の検案、処理は警察の指示のもと行う。

- ◆身元不明者は、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相・所持品・着衣・その他、特徴等を記録し遺留品を保管する。
- ◆警察が検視した遺体は、検案場所へ搬送する。
- ◆遺体の検案は、医師が行い、死亡診断の他、洗浄・縫合・消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- ◆検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置所へ搬送する。
- ◆被災地以外に漂着した身元が判明しない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

※資料編：8 遺体処理等の様式

また、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

- ◆ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- ◆ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

市民班・福祉班は、遺体の処理・安置・埋葬に必要な人員を確保する。

第3 遺体の安置、一時保存

福祉班は、遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の安置場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に収容し、火葬の処置をするまで一時保存する。なお、一時保存に当たっては火葬の処置をするまでの間ドライアイスを市内の葬儀業者等から確保・補給する等、適切な処置に努める。

- ◆周辺の公共施設に遺体安置所を開設する。
- ◆適当な施設が確保できないときは、寺院・避難所・広場等に安置所を開設する。
- ◆遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- ◆棺に氏名等を記載した札を添付する。
- ◆身元が判明し、かつ遺族等の引取り人があるときは、遺体処理台帳に記入のうえ遺体を引き渡す。

※資料編：8 遺体処理等の様式

第4 遺体の火葬及び埋葬

1. 火葬の許可

市民班は、遺体の火葬に必要な埋火葬許可証等の発行及び相談のための受付窓口を設置する。

2. 火葬の実施

福祉班は、遺族等が遺体の火葬を行うことが困難なとき、又は遺族が不明なとき、遺体の火葬を行う。なお、原則として火葬を行うが、遺体が多数の場合や火葬を行うことが困難な場合は、埋葬を行う。

- ◆遺留品は包装し、指名及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- ◆遺体が多数で火葬・埋葬できないときは、近隣市町に協力を依頼する。
- ◆火葬した遺骨は一時、寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- ◆遺族等から遺骨・遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理し、引き渡す。
- ◆遺骨の引き取り人がいないときは、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- ◆外国人の火葬・埋葬を行うときは、風俗・習慣・宗教等に配慮する。

※資料編：2-17 近隣火葬場所一覧、8 遺体処理等の様式

3. 災害救助法で定める埋葬等の基準

(1) 埋葬等を行う場合

- ①災害時の混乱の際に死亡した者
- ②災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき

(2) 埋葬の方法：埋火葬許可証を確認したうえで、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。

(3) 費用の限度：福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(4) 期間：災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第17節 公共施設等の応急対策

区分	項目	担当班
上下水道	第1 上下水道の応急・復旧対策	水道企業団・土木1班
電気・電話・ガス	第2 電気・電話・ガスの応急復旧対策	九州電力・NTT西日本・西部ガス
道路・橋梁	第3 道路・橋梁の応急復旧対策	土木1班・土木2班・本部班・関係機関
河川・ため池・がけ地	第4 河川・ため池・がけ地の応急復旧策	土木1班・土木2班・本部班・情報班・関係機関
鉄道	第5 鉄道の応急復旧対策	JR西日本
その他の公共施設	第6 その他の公共施設の応急復旧対策	各施設管理者

第1 上下水道の応急復旧対策

1. 上水道施設

水道企業団は、上水道施設等が被災し、機能停止したとき、次のような機能回復作業を行う。

(1) 応急対策

①被害調査

- ◆配水管の被害調査を主要幹線系統・連管系統・給水拠点系統の順で行う。
- ◆緊急配水調整として、配水池・配水設備・連絡管を調査する。

②応急対策活動

- ◆漏水を確認したときは、バルブ操作等の措置を行う。
- ◆配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- ◆配水管等の被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- ◆原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

(2) 復旧対策

①資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業管理者の協力を得る。

②災害時の広報

市民に対し、破損箇所・注意事項・復旧作業の状況を広報する。

③各復旧対策順位

- ◆施設は、取水・導水・浄水施設・送水・配水施設・給水装置の順で行う。
- ◆管は、送水管・配水管の順で行い、破損・折損を優先して、給水可能地区の拡大を図る。
- ◆配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管・病院・学校等緊急給水施設の順で行う。
- ◆給水装置は、配水管の通水機能に支障をおよぼすもの、主要道路で発生した路上漏水・建築物その他の施設に大きな被害をおよぼす恐れのあるものの順で行う。

2. 下水道施設

土木1班は、下水道施設が被災し、機能停止したとき、次のような機能回復作業を行う。

(1) 応急対策

①被害調査

被災後、直ちに施設の被害調査を行う。

②応急対策活動

- ◆汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう移動式ポンプを配置する。
- ◆污水处理施設が破損し漏水が生じたときは、土嚢等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行う。
- ◆多量の塵芥等により管渠の閉塞、又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

(2) 復旧対策

①資機材・車両・人材の確保

- ◆資機材等は、基本的に市在庫のものを使用する。
- ◆工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限にとどめるよう状況に応じた措置をとることを指示する。

②災害時の広報

市民に対し、破損箇所・排水禁止区域に排水出来ない時の措置を広報する。

第2 電気・電話・ガスの応急復旧対策

1. 電気施設

災害により電気の供給が停止し、又は停止する恐れがあるときは、九州電力が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

九州電力に災害対策の本部を配置し、応急対策活動にあたる。

各設備の復旧順位は、あらかじめ定められたものによることを原則とするが、災害状況を勘案して、必要に応じ復旧順位の変更を行う。

(2) 復旧対策

①災害時の広報

市民に対し電線等による感電防止・被害状況・復旧の見通しを広報する。

②復旧計画の策定

次のような復旧計画を策定し復旧にあたる。

- ◆復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- ◆復旧資機材の調達
- ◆復旧内容（送電設備・変電設備・通信設備・配電設備）
- ◆復旧作業の日程及び完了見込み
- ◆宿泊施設・食料・衛生対策の手配等

2. 電話施設

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあるときは、N T T西日本が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

N T T西日本九州支店内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

- ◆設備・資機材の発動準備及び点検
- ◆重要通信のそ通確保
- ◆被災地特設公衆電話の設置
- ◆災害用伝言ダイヤル『171』の提供

- | | |
|---------------------------|-------|
| ◆災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供 | ◆広報活動 |
| ◆社外機関に対する応援又は協力の要請 | |

(2) 復旧対策

復旧計画を策定し、次の復旧順位により回線の復旧にあたる。

第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ◆気象機関に設置されるもの ◆消防機関に設置されるもの ◆警察機関に設置されるもの ◆輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ◆通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ◆電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ◆水防機関に設置されるもの ◆災害救助機関に設置されるもの ◆防衛機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ◆ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ◆水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ◆選挙管理機関に設置されるもの ◆新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ◆預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ◆国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

3. ガス施設

災害が発生したときは、西部ガスが定める防災業務計画に基づき、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

社内に災害対策の本部を設置し、被害状況を調査し、社内各部署の連絡協力のもと応急対策活動にあたる。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------|
| ◆情報の収集伝達 | ◆広報（テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼） |
| ◆ガスの漏えい等による二次災害防止措置（避難区域の設定、火気の使用停止等） | |

(2) 復旧対策

被災者の正確な情報を収集し、速やかに復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ごみ焼却場等社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ◆復旧計画の策定 | ◆災害広報 | ◆復旧要員の確保 |
| ◆救援要請 | ◆代替熱源等の提供 | |

第3 道路・橋梁の応急復旧対策

災害が発生したとき、道路管理者及び警察は、相互に連携、協力し、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。市が管理する道路は、次のとおり応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

(1) 被害状況の調査

土木1班・土木2班は、災害が発生したとき、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

(2) 道路路管理者への通報

土木1班・土木2班は、市道以外の道路が損壊等により通行に支障を来すとき、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に要請する。

(3) 交通規制

土木1班・土木2班は、通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め・交通規制等の措置を講ずる。

2. 復旧対策

(1) 道路の応急復旧

土木1班・土木2班は、被害を受けた市道について建設関係団体の協力により、応急復旧を実施する。

この場合、主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。

また、道路の応急復旧が困難なときは、本部班を通じて県知事、自衛隊に対し応援を求める。

(2) 仮設道路の設置

土木1班・土木2班は、道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がないとき、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

第4 河川・ため池・がけ地等の応急復旧対策

1. 河川・ため池

(1) 応急対策

①被害状況の調査

各施設管理者は、災害が発生したとき、河川やため池の被害状況を調査し、その状況を速やかに本部班・情報班に報告する。

また、人命を守るため、下流の市民を安全な場所へ避難させる。

②応急排水

堤防破損等によって浸水被害が発生したときは、状況により応急排水を実施する。

(2) 復旧対策

各施設管理者は、堤防等の被害について調査し、速やかに応急復旧を実施又は県に要請する。

2. がけ地等

(1) 応急対策

土木1班・土木2班及び指定地の管理者は、次のような応急対策を行う。

- ◆土砂災害が発生した場合、地滑り、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、那珂県土整備事務所河川砂防課及び県（県土整備部砂防課）に報告する。
また、県（防災危機管理局）まで被害状況を報告する。
なお、森林の土砂災害については、福岡農林事務所森林土木課にも報告する。
- ◆がけ崩れ等が発生した箇所では、周辺の市民等と協力して人命救助を優先で行う。被害が拡大

する恐れがあるときは、避難を指示する。市での救助活動が困難な場合は、県へ応援を要請し、県は救助活動を実施するとともに、隣接市町村、陸上自衛隊、その他関係機関に協力を要請し、万全を期する。

◆宅地周辺では、がけ地の崩壊や擁壁倒壊の被害状況に応じて、警戒や関係市民の避難を行う。

(2) 復旧対策

土木1班・土木2班は、二次災害防止のため、被害状況に応じ危険防止策を講ずる。

(3) 二次災害の防止

土木1班・土木2班は、二次災害防止のため、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度※を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

※アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第5 鉄道の応急復旧対策

災害が発生したとき、あるいは列車や構造物が被災したときは、JR西日本が定める防災業務計画により災害対策本部を設置し、応急・復旧対策の措置を講ずる。

- ◆災害発生と同時に運転規制等に基づく初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- ◆列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- ◆旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- ◆避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- ◆旅客等に事故が発生したときは、救護班を編成し救急救護にあたる。
- ◆不通区間が生じたときは、バス等による振替輸送等を講ずる。

第6 その他の公共施設の応急復旧対策

市役所、公民館、社会福祉施設等の公共施設の管理者は、災害が発生したとき、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、次のような応急措置を講ずる。

- | | | |
|---------------------------|---------|-------------|
| ◆避難対策の実施 | ◆混乱の防止 | ◆施設入所者の人命救助 |
| ◆施設が被災した場合、安全確保のための立入禁止措置 | ◆本部への通報 | |
| ◆施設の応急復旧活動の実施 | | |

1. 施設利用者・入所者の安全確保の方針

- ◆施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- ◆避難対策で講じた応急措置のあらましを、本部へ速やかに報告する。
- ◆館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。

2. 施設建物の保全の方針

(1) 応急措置

施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早期に調査のうえ、次の措置をとる。

- ◆危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する。
- ◆機能確保のため必要限度内の復旧措置を実施する。
- ◆電気・ガス・水道・通信施設等の設備関係の応急措置及び修理が対応困難なときは、関係機関の応援を得て実施する。

(2) その他留意事項

- ◆火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査 ◆ガラス類等の危険物の処理
- ◆危険箇所への立入禁止の表示
- ◆社会福祉施設等は、要配慮者専用の福祉避難所となることの想定

第18節 文教対策

区分	項目	担当班
学校の対応	第1 学校の災害直後の措置	避難収容班・学校長・教職員
	第2 避難所開設への支援	避難収容班・学校長・教職員
	第3 応急教育の実施	避難収容班・学校長・教職員
保育所（園）・幼稚園の対応	第4 応急保育の実施	福祉班・保育所（園）長・幼稚園長
文化財の保護	第5 文化財の保護	本部班・市教育委員会

第1 学校の災害直後の措置

1. 学校が被災したときの措置

学校長及び教職員は、災害が発生したとき、次の措置を行う。

避難収容班は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況を把握する。

（1）勤務時間内

学校長	◆災害状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ◆児童・生徒・教職員の安否をまとめ、避難収容班に報告する。 ◆災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。 ◆児童・生徒は、学校にて保護者に引き渡すか、又は教職員の引率で集団下校させる。 なお、集団下校にあたっては、事前に避難路・避難場所の安全性を確認しておく。
教職員	◆児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。 ◆応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

（2）勤務時間外

学校長	◆参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教職員	◆所属の学校に参集する。

2. 市内は被災したが、学校は被災していないときの措置

避難収容班は、災害に関する情報を学校長へ伝達する。

学校長	◆災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ◆ラジオ・テレビ等で被災状況等の災害情報を収集する。 ◆児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ◆状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置を行う。なお、集団下校にあたっては、事前に避難路・避難場所の安全性を確認しておく。
教職員	◆気象状況その他災害に関する情報に注意する。 ◆災害発生の恐れがあるときは、学校長と協力して児童・生徒の集団下校、休校等応急教育体制に備える。

第2 避難所開設への支援

学校長は、本部より避難所開設の指示があったとき、教職員の協力を得て体育館等を開放し、避難者の収容に努める。また、施設の利用等について、避難所派遣職員と協議し、運営に協力する。ただし、教職員は市職員ではなく、避難所運営における協力者であることに配慮する。

第3 応急教育の実施

1. 施設・職員等の確保

(1) 応急教育実施場所の確保

学校長は、校舎や体育館が避難所となることを踏まえ、応急教育の実施場所を確保する。

災害の程度	応急教室の実施場所
校舎の一部が被害を受けたとき	◆特別教室 ◆屋内体育館 ◆2部授業を実施する
校舎の全部が被害を受けたとき	◆公民館等の公共施設・近隣学校の校舎
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	◆避難先の最寄りの学校・公民館・公共施設等 ◆応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の実施

避難収容班及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき臨時の学級編成を行う等、応急教育の実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。

なお、授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会が、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、市教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市教育委員会の了解のうえで、報道機関等を利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

(3) 教職員の応援

避難収容班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、学校間における職員の応援等必要な措置を講ずる。

2. 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、おおむね次のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	◆飲み水・食物・手洗等の飲食関係の衛生指導 ◆衣類・寝具の衛生指導 ◆住居・便所等の衛生指導 ◆入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	◆児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる活動をさせる。 ◆児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(2) 学習に関する教育内容

◆教具・資料を必要とするものはなるべく避ける。
◆健康指導・生活指導・安全教育に直接、又は間接に関する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。

3. 学用品の調達及び給与

災害救助法が適用されたとき、学用品は、次のとおり調達及び給与を行う。

給与の対象	◆住宅の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失、又は毀損し、就学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実状に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
-------	---

給与の期間	◆災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の方法	◆避難収容班は、本部長の指示により指定業者から調達する。
費用の限度	◆被害の実状に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

※資料編：7-15 学用品の給与状況

4. その他の留意事項

- ◆施設内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、養護教諭等が当たる。重症者があるときは、病院に搬送する。
- ◆学校給食は、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。
- ◆筑紫保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣して、被災児童・生徒等への心のケアを行う。

第4 応急保育の実施

本項における呼称について、次のように読みかえるものとする。

保育所（園）⇔幼稚園 保育士⇔教諭 保育所（園）医⇔幼稚園医 福祉班⇔避難収容班

1. 保育所（園）の災害直後の措置

福祉班・保育所（園）長は、保育所（園）の災害直後の措置について、第1「学校の災害直後の措置」を準用して行う。

2. 応急保育の実施

保育所（園）長は、福祉班の協力を得て、次のとおり応急保育を実施する。

- ◆職員を掌握して保護者及び園児の被災状況を把握する。
- ◆保育所（園）の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。
- ◆応急保育計画に基づき、受け入れ可能な園児は保育所（園）において保育する。

3. その他の留意事項

（1）園児の救護

施設内の園児の救護は、原則として、保育所（園）医及び医師会等に協力を求める。

（2）園児の給食

給食については、原則として、一時中止する。

第5 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を本部班に通報する。

所有者、又は管理者が市のときは、市教育委員会がその被災状況を調査し、市域の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

第19節 公安警備活動

区分	項目	担当班
公安警備	第1 警備体制の確立	警察署
防犯活動への協力	第2 防犯活動への協力	関係各班・消防団

第1 警備体制の確立

1. 災害警備体制の確立

警察署は、それぞれの災害警備計画に基づき迅速に警備体制を確立する。

2. 警察の役割

警察署は、関係機関と協力し、次の事項について市民等の生命と身体の保護を第一とした災害警備活動に努める。

◆情報の収集及び伝達	◆被害実態の把握	◆警戒区域の設定
◆被災者の救出救護	◆行方不明者の搜索	◆被災地、危険箇所等の警戒
◆市民に対する避難指示及び誘導	◆不法事案等の予防及び取締り	
◆避難路及び緊急輸送路の確保	◆交通の混乱防止及び交通秩序の確保	
◆民心の安定に必要な広報活動	◆災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集	
◆関係機関の応急対策等に対する協力		

第2 防犯活動への協力

1. パトロール

消防団は、警察署と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

2. 安全確保の協力要請

本部班は、関係各班・協力団体並びに那珂川市防犯組合連絡協議会等に対し、避難所及び被災地における警備・防犯活動へ協力要請を行う。

3. 防犯・街路灯の調査

土木1班は、災害により被災した防犯・街路灯の調査を行うとともに、道路管理者・関係機関等と連携し、復旧・設置等の必要な措置を講ずる。

第20節 その他災害応急対策

区分	項目	担当班
林野火災	第 1 林野火災の応急対策	消防組合・消防団
各種の危険物施設	第 2 各種危険物施設等の応急対策	消防組合・各種施設管理者等
航空機事故	第 3 航空機事故の対策	関係各班・関係機関
その他大規模事故の対策	第 4 その他大規模事故に対する市の対応	関係各班・関係機関

第1 林野火災の応急対策

1. 情報伝達

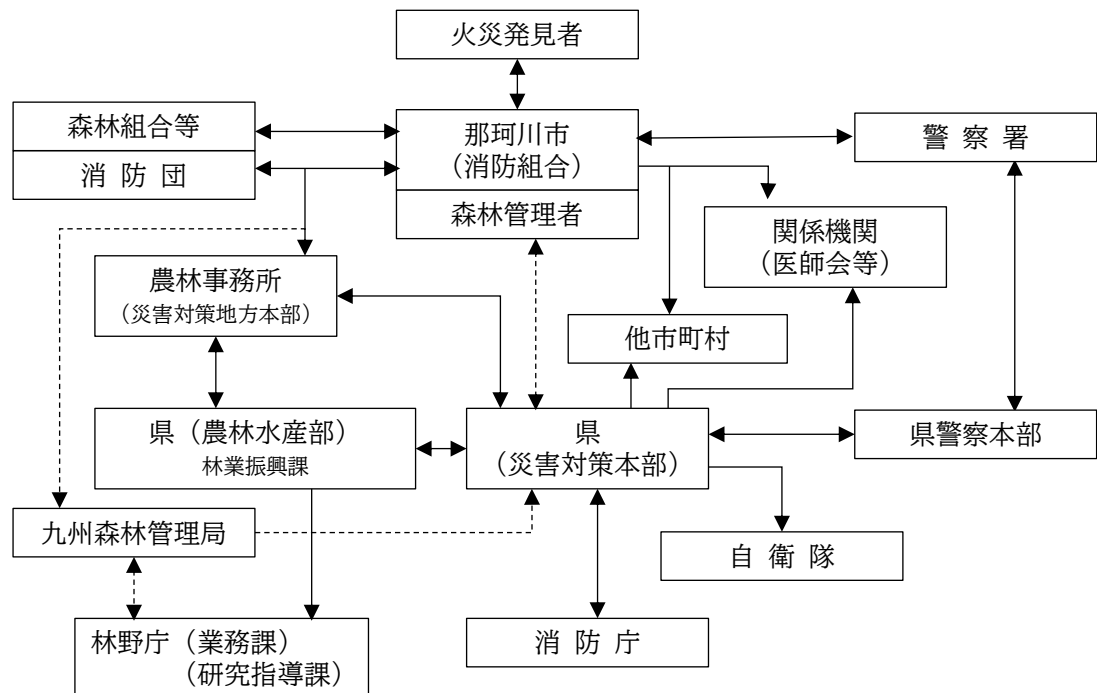
発見者	◆直ちに消防組合、市へ通報する。
市	◆隣接市町村、警察署等へ通報する。 ◆地域の市民・入山者等に対し周知を図る。

2. 県への通知

火災の規模等が、次の基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、県消防防災指導課に通報を行う。

通報基準	◆焼損面積10ha以上と推定されるとき ◆空中消火を要請したもの ◆住宅等へ延焼する恐れがある等社会的に影響度が高いとき ◆人的被害が発生したもの
------	--

■ 火災通報の伝達系統



凡例

- ①民有林（県営林を含む）にかかる場合
②国有林にかかる場合

—— 通常の通信系統

----- 必要に応じての通信系統

3. 活動体制の確立

林野火災は全般的に、地理的条件が悪く、かつ消防水利はほとんど利用不能な場合が多いため、消火活動が極めて困難であり、人海戦術による場合が多い。したがって、樹木の切り開き及び防火線設定に必要な装備を有する隊員を主体とし、打消し、迎火等の消火手段によるものとし、利用可能な範囲において消防ポンプを利用する等の活動体制を確立するとともに、空中消火の実施要請等、状況に応じて近隣消防機関、県等の広域応援体制を確立する。

現場指揮本部の設置	◆消防組合は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携、協力して防御にあたる。
現地対策本部の設置	◆火災が拡大し、市単独では対処できないと認めるときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。
関係機関への応援要請	◆地元消防機関で消火困難と認めるときは、広域消防相互応援や自衛隊の派遣要請により広域的な応援体制をとる。

4. 応急対策活動

市、消防組合、消防団及び警察は、事故発生元関係者と連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出・救護、交通規制を行い、避難の指示、警戒区域の設定等の必要な応急対策を行う。

◆事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報	
◆被災者の救出・救護（搬送・収容）	◆事故防止拡大のための消火その他消防活動
◆警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近の市民に対する避難の指示	
◆負傷者等の身元確認	◆県又は他市町村に対する応援要請 ◆関係防災機関との調整

5. 空中消火の実施

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利が利用不能な場合が多いので、必要に応じて空中消火を行う。

空中消火の要請	◆地上消火が困難と認めるときは、県消防防災指導課へ通報し、空中消火を要請する。
空中消火の支援体制	◆陸空通信隊の編成 ◆林野火災用防災地図の作成 ◆空中消火補給基地の設定 ◆ヘリポート等の設定 ◆空中消火用資機材等の点検、搬入

※資料編：2-1 空中消火用ヘリポート基地一覧

6. 報告・記録

市	◆焼損面積20ha以上のときは、林野火災調査資料を作成し、県へ報告する。
関係機関	◆今後の対策樹立のため、処理した事項を整理、記録する。

第2 各種危険物施設等の応急対策

1. 危険物等の対象と対応方針

危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。また、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）

からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

危険物等により災害が発生したときは、消防組合、消防団が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

消防組合等は、これら施設管理者、保安監督者等に対し、その安全管理を指導する。

2. 災害対策本部の設置

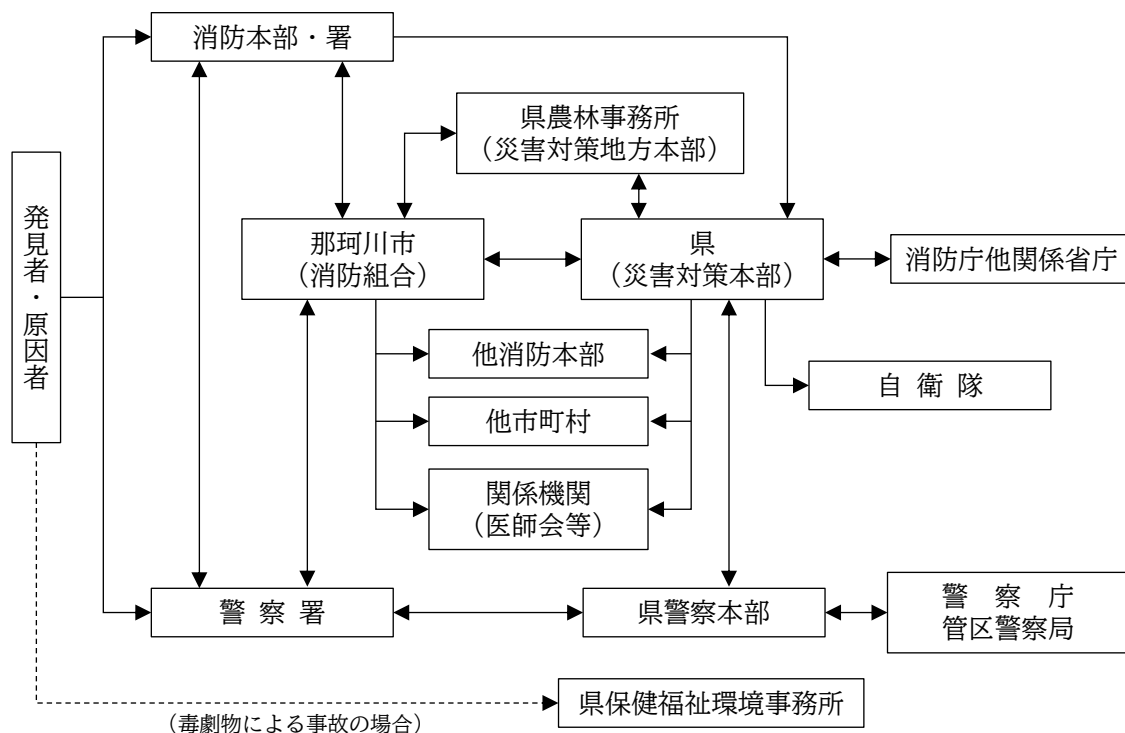
本部長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置等適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3. 情報の収集、連絡

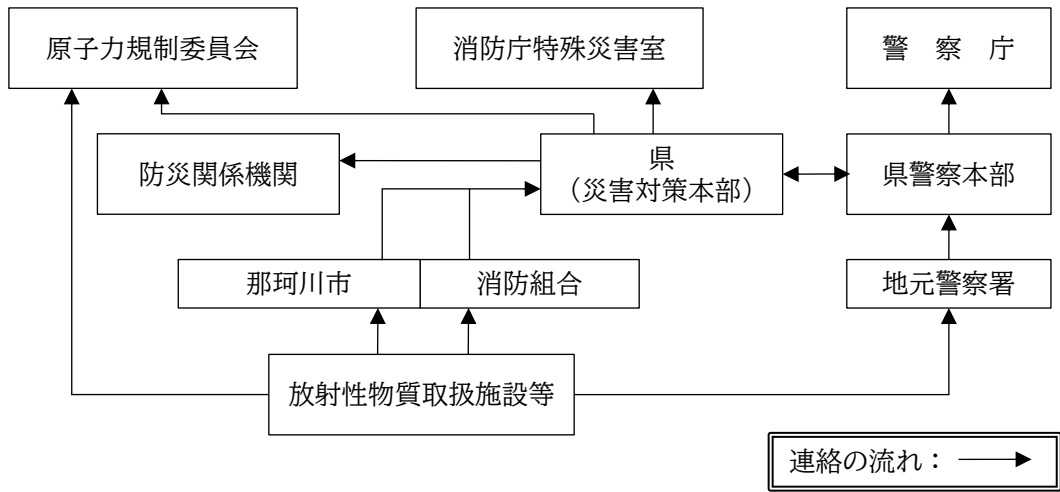
関係各班、消防組合等は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

■ 危険物等災害情報伝達系統



■ 放射性物質取扱施設等に係る情報伝達系統



4. 応急対策活動

市、消防組合、消防団及び警察は、事故発生元関係者と連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出・救護、交通規制を行い、避難の指示、警戒区域の設定等の必要な応急対策を行う。

- ◆事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- ◆被災者の救出・救護（搬送・収容）
- ◆事故防止拡大のための消火その他消防活動
- ◆警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近の市民に対する避難の指示
- ◆負傷者等の身元確認
- ◆県又は他市町村に対する応援要請
- ◆関係防災機関との調整

※資料編：2-13 危険物規制施設集計表

5. 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模災害が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散等の二次災害を防止するため、消防、警察等関係機関へ速やかに必要な応急対策を行う。

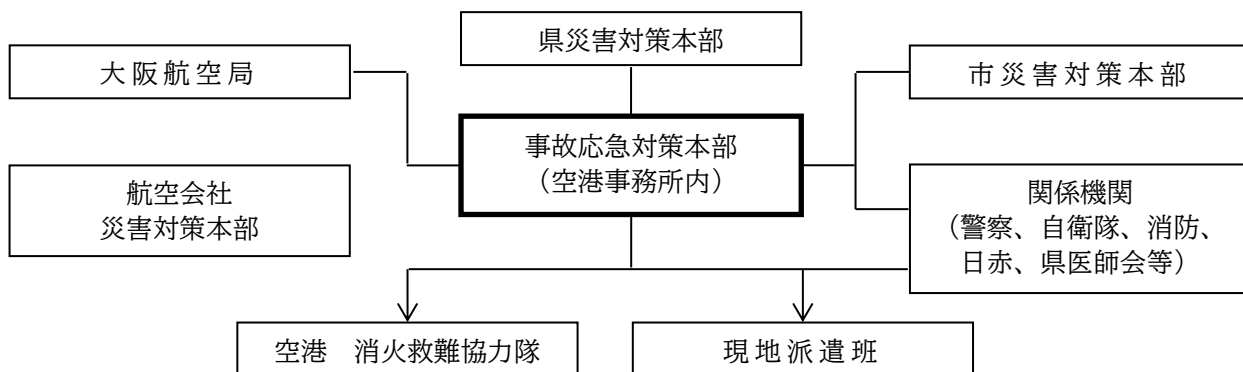
第3 航空機事故の対策

1. 活動体制

市内で航空機事故が発生したとき、関係機関の体制は、次のとおりである。

市	◆市長の判断により災害対策本部並びに現地対策本部を設置し、必要な応急対策活動を行う。
空港管理者	◆空港事務所内に事故応急対策本部を設置し、事故の概要を掌握する。
県	◆災害の規模が拡大し、広域的協力体制を必要とするときは、県災害対策本部を設置する。
関係機関	◆災害の規模が大きく、応急対策活動を強化する必要があるときは、現地派遣班を派遣する。

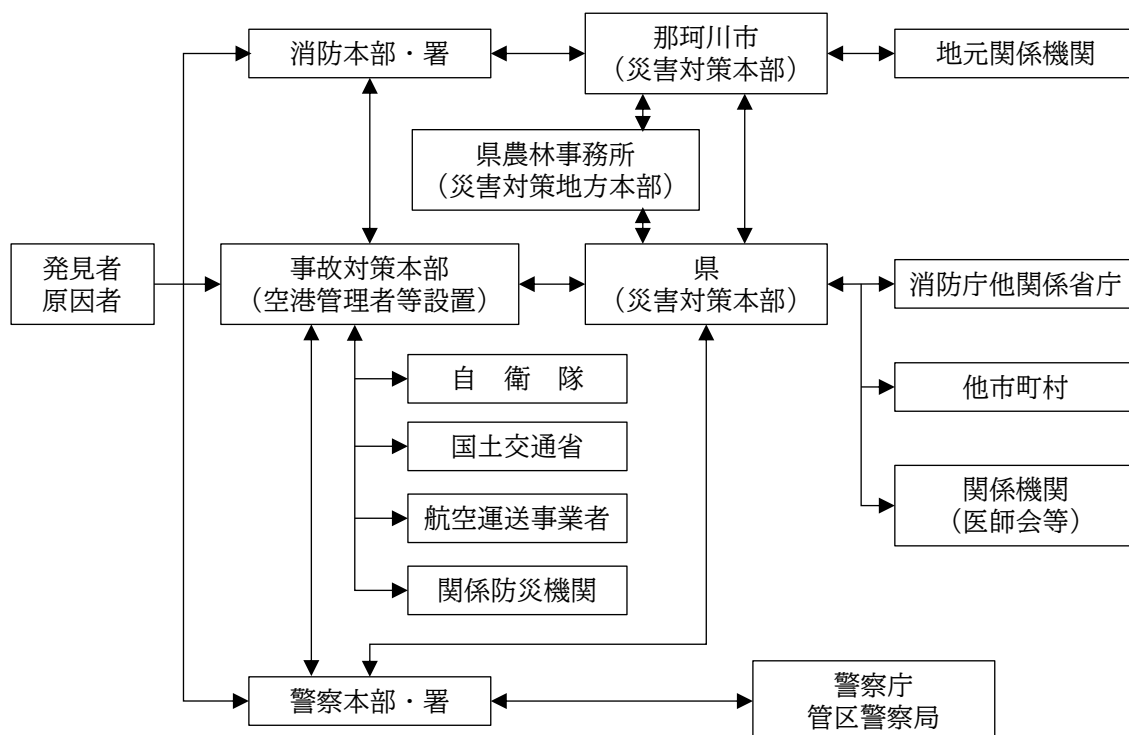
■ 航空機事故発生時の組織



2. 情報の収集・伝達

空港事務所 への通報	◆市・消防組合等は、事故を覚知したときは、速やかに空港事務所へ通報する。
市民への 広報	◆事故状況 ◆警戒区域の設定状況、交通規制の状況 ◆その他必要事項 ◆避難指示及び避難先 ◆応急対策の概要及び復旧の見通し

■ 航空災害情報伝達系統



3. 事故現場での応急対策活動

消防活動	◆消防組合・消防団は、事故により火災が発生したときは、消火活動を行うとともに、必要に応じて応援を要請する。
救出救護活動	◆消防組合・消防団は、事故が発生したとき、直ちに救助隊を編成し、乗客・乗員等の救出活動を行う。

医療活動	◆医療救護チームは、医師会と連携し、事故現場付近の適当な場所に救護所を設置し、医療救護チームによる救急医療活動を行う。また、消防組合は、重傷者を適切な後方医療機関へ搬送する。
遺体の収容	◆市は、警察署等関係機関との協議により遺体の収容場所を設置し、遺体の検視・検案、処理並びに収容を行う。

4. 事故現場周辺の市民への応急対策活動

避難指示	◆市長は、必要に応じて周辺の市民に避難指示を行う。
警戒区域の設定	◆市長は、必要に応じて警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止する。
交通規制	◆道路管理者又は公安委員会は、必要に応じて事故現場周辺道路の通行を制限もしくは禁止する。

第4 その他大規模事故に対する市の対応

1. その他大規模事故の種類

市が対応する、その他大規模事故の種類は、次のとおりである。

◆大規模な鉄道事故	◆土木工事における事故等
-----------	--------------

2. 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置等の適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な部・班を配備する。なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3. 情報の収集・連絡

本部班は、事故が発生したとき、情報の収集・整理を行い、関係機関に連絡する。

市及び関係機関で対応できない場合は、県等に応援を要請する。

4. 応急対策活動

市、消防組合、消防団及び警察は、事故発生元関係者と連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出・救護、交通規制を行い、避難の指示、警戒区域の設定等の必要な応急対策を行う。

◆事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報	
◆被災者の救出・救護（搬送・収容）	◆事故防止拡大のための消火その他消防活動
◆警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近の市民に対する避難の指示	
◆負傷者等の身元確認	◆県又は他市町村に対する応援要請
◆関係防災機関との調整	

注）各項目の詳細は、本章の関連節を参照のこと。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・災害復興の基本方針

第2節 市民生活安定のための支援

第3節 災害復旧事業

第4節 復興計画

第1節 災害復旧・災害復興の基本方針

項目	担当班
第1 基本方針	本部班・関係各班
第2 災害復旧・復興本部の設置	本部班・関係各班

第1 基本方針

ひとたび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像される
ところであり、こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産
を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建及び経済の復興を
基本に、次に掲げる事項に留意しながら、県等関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を
図る。

- (1) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、
災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、
被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の
機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を
知ることができる環境の整備に努める。
- (2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を
目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目
指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づ
き、復興計画を策定する。
- (3) 被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、県及び市が主体的に取り組むとともに、
国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画
の視点から、復旧・復興に関する意思決定の場等、あらゆる場への女性の参画を促進する。
併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進する。
- (4) 災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復
旧・復興を図る。

第2 災害復旧・復興本部の設置

市は、災害による被災状況に応じて、市長を本部長とする災害復旧・復興本部を設置し、復興
計画を策定するとともに、復興事業の実施に関する総合調整を行う。

復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、市民生活の再建・支援、地域経済の復興等、
市民生活のすべてにわたる分野を対象とする。

なお、災害の状況や応急対策の実施状況等にかんがみ、災害復旧・復興本部の設置に至らない
と判断した場合は、災害復旧・支援対策会議を開催し、対応を図る。

第2節 市民生活安定のための支援

項目	担当班
第1 り災証明の発行	市民班（火災を除く）・本部班・消防組合（火災関係）
第2 被災者台帳の整備	市民班・避難収容班
第3 生活相談等	市民班
第4 義援金の受け入れ、配分	本部班・福祉班
第5 被災者の生活確保	福祉班・関係各班・関係機関
第6 農林業関係対策	土木1班・土木2班
第7 中小企業関係対策	土木1班
第8 風評被害等への対応	関係各班

第1 り災証明の発行

市長（本部長）は、災害による被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他市が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明するり災証明書を交付する。

また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査やり災証明書の交付担当部署を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、り災証明書の交付に関する規程や様式の準備、事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他市町村又は民間団体との連携及び応援体制の構築、その他必要な措置を講じるよう努める。

1. り災証明の発行手続

市民班は、り災台帳を作成し、被災者からのり災届証明願に対し、り災証明書を発行する。

なお、り災台帳で確認できない場合でも、申請者の立証資料（「証明書」等）をもとに客観的に判断できるときは、り災台帳に追記し、り災証明書を発行する。

※資料編：9-1 罹災証明書

（1）証明の範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明する。

住家	①全壊（流出）	②大規模半壊	③中規模半壊	④半壊
	⑤準半壊	⑥一部損壊	⑦床上浸水	⑧床下浸水
人	①死亡	②負傷		

（2）その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

（3）り災証明書に基づく様々な被災者支援策

被災者生活再建支援法以外にも、県や市独自のものを含め、様々な被災者支援策の申請時にり災証明書の添付が求められる（被災者台帳を活用する場合には、り災証明書の添付を不要とする運用も可能である）。損害保険や共済では独自に損害査定をするため、り災証明書の添付を求めないことが一般的であるが、近年、り災証明書の添付を前提とした民間金融商品（住宅ローン、保険）も見受けられる。

各々が異なる申請期限等を有するため、被害認定調査の実施方針を定め、被害認定調査からり災証明書の交付に至るまでのスケジュールを的確に管理することが重要になる。

なお、被害認定調査の判定結果（第二次調査及び再調査の結果を含む）は、速やかに被災者支援施策の所管部局等と情報共有し、それらの施策の適用において混乱を生じることのないよう十分注意する。

- ◆給付・・・被災者生活再建支援金、義援金 等
- ◆融資・・・住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- ◆減免・猶予・・・税、社会保険料、公共料金 等
- ◆現物給付・・・災害救助法に基づく住宅の応急修理、応急仮設住宅 等

2. 被害届出証明書の発行

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により受けた、り災証明の対象事項でない被害については、被害届出があった事を証明する（被害の事実を証明しない）。

本部班は、被災者からの被害届出に対し、必要に応じて被害届出証明書を発行して対応する。

第2 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

1. 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- | | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|
| ①氏名（世帯主） | ②生年月日 | ③性別 |
| ④住居又は居所 | ⑤電話番号その他の連絡先 | ⑥世帯主の個人番号 |
| ⑦世帯の構成 | ⑧世帯の構成員の氏名 | ⑨被災年月日 |
| ⑩り災原因 | ⑪住家の被害状況 | ⑫り災証明書の交付の状況 |
| ⑬被災者支援状況 | ⑭援護の実施状況 | ⑮要配慮者の被害状況 |
| ⑯その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 | | |

2. 情報の収集

- （1）市は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- （2）市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

3. 台帳情報の利用

市長は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定さ

れた利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4. 台帳情報の提供

(1) 市は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

- ◆本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ◆他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

(2) (1) の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- ◆申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ◆申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- ◆提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ◆提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- ◆その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(3) 市は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用される恐れがあると認めるときを除き、申請者に対し、被災者の個人番号（1. 記載事項における⑬の事項）を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3 生活相談等

1. 生活相談

市民班は、災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

(2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、市は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2. 女性のための相談受付

市は、災害によって生じたストレス等女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題等、女性特有の問題に関する相談に対応するため、電話相談の実施や避難所等において女性相談員や保健師等を派遣する等の相談受付体制を整える。

第4 義援金の受け入れ・配分

1. 義援金の受け入れ・配分

本部班は、義援金の受け入れ窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

※資料編：9-2 災害義援金（品）受領書

2. 義援金の保管

本部班は、義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払い簿を作成し、管理・保管する。

3. 義援金の配分

本部班、福祉班は、義援金の配分に関して配分委員会を設けて、配分比率・配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

4. 義援品（救援物資）の受け入れ・配分

義援品（救援物資）については、第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救助活動」第11「救援物資の受け入れ」を参照。

第5 被災者の生活確保

1. 災害弔慰金等の支給

（1）災害弔慰金・災害障害見舞金

福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づいて制定された「那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金を被災者に支給する。

（2）災害見舞金

福祉班は、「那珂川市災害見舞金交付規程」より、災害見舞金を被災者に支給する。

（3）日本赤十字社による災害救援金（品）の支給

日本赤十字社福岡県支部は、日本赤十字社各地区からの申請に基づき、被災者に対し災害救援金（品）の配布を行う。

※資料編：3-5 那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例、3-6 那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、3-7 那珂川市災害見舞金交付規程、3-8 那珂川市災害見舞金等支給に関する応援救助措置要綱、9-3 那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の様式

2. 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく制度である。

市は、被災者が提出する申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請等の窓口業務を行い、とりまとめて県に報告する。

■ 法適用の要件

対象となる 自然災害	この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる災害であって、次のいずれかに該当するもの。 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害 ④県内で①又は②の被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤①又は②の市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥①又は②の市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、 ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害
対象世帯	次のいずれかに該当する世帯。 ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、における自然災害居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

■ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

（※世帯数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援額（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（対象世帯①に該当）	解体（対象世帯②に該当）	長期避難（対象世帯③に該当）	大規模半壊（対象世帯④に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	全壊世帯～大規模半壊世帯（『■ 法適用の要件』の対象世帯①～④に該当）	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊世帯（『■ 法適用の要件』の対象世帯⑤に該当）	100万円	50万円	25万円

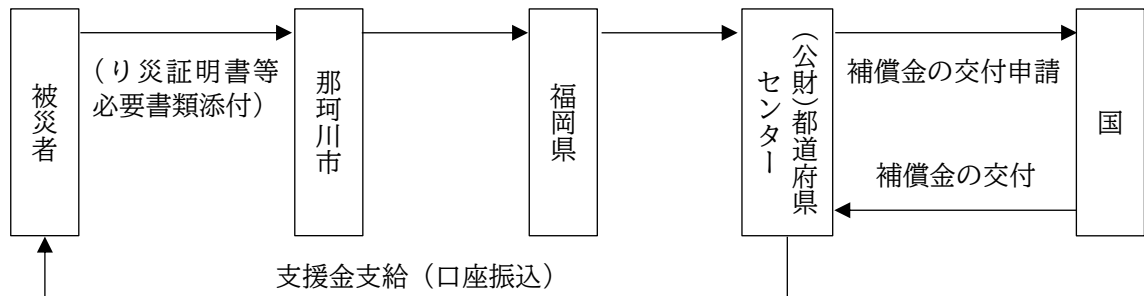
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

- ・全壊世帯～大規模半壊世帯は、合計で200（又は100）万円
- ・中規模半壊世帯は、合計で100（又は50）万円

■ 支援金の支給申請

- ◆申請窓口・・・市（福祉課）
- ◆申請時の添付書面・・・①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借）等
- ◆申請期間・・・①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

■ 被災者生活再建支援制度のフロー



※県では支援金支給に関する事務の全部を公益財団法人都道府県センターに委託している。

3. 援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 災害援護資金・生活福祉資金

災害により家財等に被害があったとき、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時には災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付ける。

※資料編：3-6 那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(2) 住宅復興資金

住宅金融公庫が住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資制度で、災害により住宅に被害を受けたとき、融資を県と協力・連携し、迅速かつ円滑に行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

筑紫保健福祉環境事務所は、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対して、下記の特例が設けられており、福祉班は、この受付事務を行う。

- ①償還金の支払い猶予
- ②事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の措置期間の延長
- ③寡婦の所得制限の適用除外

■ 資金の要件及び種類

要件	◆母子家庭の母、父子家庭の父で、児童（20歳未満）を扶養している者 ◆母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童（20歳未満） ◆かつて母子家庭の母だった者（寡婦） ◆寡婦に扶養されている子（20歳以上） ◆配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のいない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の者
----	---

種類	①事業開始	②事業継続	③住宅	④就職支度	⑤技能習得	⑥生活
	⑦転宅	⑧修学	⑨修業	⑩就学支度	⑪医療介護	⑫結婚

4. その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機関名	生活確保の取り扱い
県	(1)労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限延長等の措置を講ずる。 ①納期限の延長：災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 ②制度の周知徹底：市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、当該適用事業主に対する制度の周知を要請する。
国 〔公共職業安定所〕	(1)証明書による失業の認定 災害により、失業の認定日に出頭できない需給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。 (2)激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働保険者は除く)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。 (3)雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係わる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 ①被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ②被災地域外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ③被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵便株式会社	(1)被災者に対する通常はがき・郵便書留の無償交付 (2)被災者の差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地あて救助用郵便物(救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞いの現金書留郵便物)の料金免除 (4)被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 (5)郵便貯金関係 取扱い局・取扱い期間・取扱い業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜措置を行う。 (6)簡易保険・郵便年金関係 取扱い局・取扱い期間・取扱い業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い・保険料等の払込の際、適宜措置を行う。 (7)簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (8)被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

機関名	生活確保の取り扱い
NHK	(1)NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団・防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2)被災者の受信料免除 (3)状況により避難所へ受信機を貸与する。
NTT 西日本	(1)避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の免除（避難指示の日から同解除の日まで） (2)災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移設する契約者の移転工事費の免除
九州電力	(1)電気事業法に基づく、電気供給等に係わる特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得る。

5. 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 市税

関係各班は、市民税等の減免・納税延期及び徴収猶予を行う。

①納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付、もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

②徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時的に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申告に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむをえない理由があると認めるときは、さらに1年以内の延長を行う。

③減免等

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について次により減免等を行う。

税目	減免等の内容
個人の市民税（個人の県民税）・法人の市民税	◆被災した納税義務者の状況に応じて行う。
固定資産税	◆災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税・介護保険料・国民年金・軽自動車税	◆被災した納税義務者の状況に応じて行う。
特別土地保有税	◆災害により著しく価値を減じた土地について行う。

(2) 国税・県税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告・申請・請求その他書類の提出、又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置等を、災害の状況により実施する。

6. 雇用機会の確保

市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。

福岡労働局は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職援助に当たっては、被災地域

を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

- ◆公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。
- ◆被災地域内に臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。
- ◆公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金職業訓練受講給付金制度の活用を図る。

第6 農林関係対策

土木1班・土木2班は、県・農協等の協力により、被災した農林業関係者に対して、次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

■ 農林業関係融資

対象者	制度名	窓口
被災農業者	緊急経済対策資金	農協
	農業基盤整備資金	公庫
	農林漁業施設資金	公庫
	農林漁業セーフティネット資金（災害資金）	公庫
被災林業者	緊急経済対策資金	農協
	農林漁業施設資金	公庫
	林業基盤整備資金	公庫
被災組合	天災資金（事業資金）	中金
共同利用施設	共同利用施設災害復旧資金	公庫

※中金＝農林中央金庫、公庫＝日本政策金融公庫

第7 中小企業関係対策

土木1班は、県・商工会等の協力により、被災した中小企業者に対して、次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

- ◆政府系金融機関及び県保証協会、一般金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付
- ◆信用保証協会による融資の保証

第8 風評被害等への対応

関係各班は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。

なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- ◆インターネットによる情報提供
- ◆風評被害対策等リーフレットの作成
- ◆車内吊り公告
- ◆テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- ◆市広報紙への掲載
- ◆講演会等の開催

第3節 災害復旧事業

項目	担当班
第1 激甚法による災害復旧事業	市民班・関係各班
第2 その他の法律による災害復旧事業	市民班・関係各班

第1 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生したときは、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚災害に指定されたときは、この法律に基づいて、復旧事業を行う。

1. 激甚災害に関する調査報告

市は、市内で災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況を県に報告する。

激甚災害に指定されたときは、激甚法に基づいて、復旧事業を行う。

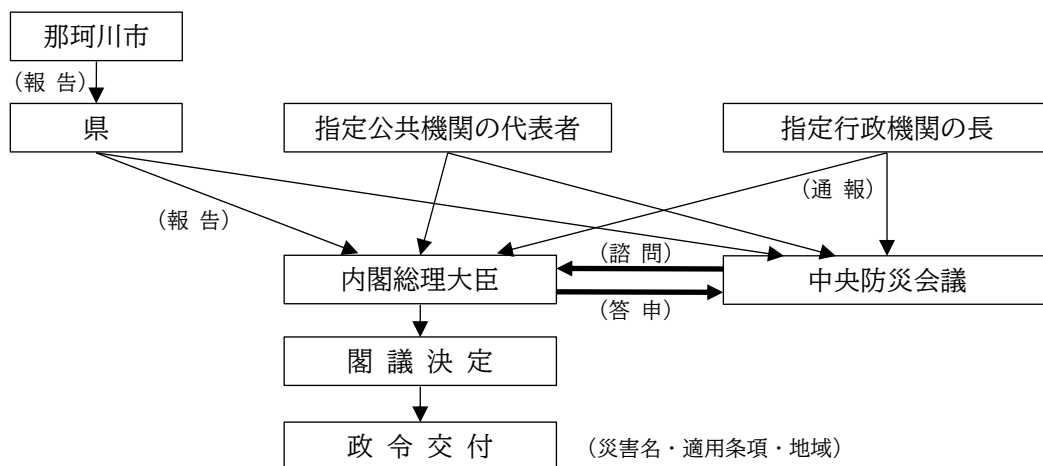
2. 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮ったうえで、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとしている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮ったうえで、閣議を経て政令公布、施行される。

■ 激甚災害指定手続きのフロー



■ 激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	◆公共土木施設災害復旧事業 ◆公共土木施設災害関連事業 ◆公立学校施設災害復旧事業 ◆公営住宅災害復旧事業 ◆生活保護施設災害復旧事業 ◆児童福祉施設災害復旧事業 ◆養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ◆身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ◆障がい者支援施設等施設災害復旧事業 ◆婦人保護施設災害復旧事業 ◆感染症指定医療機関災害復旧事業 ◆感染症予防事業 ◆堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ◆湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	◆農地等の災害復旧事業に関わる補助の特別措置 ◆農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ◆開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ◆天災による被害農林漁業者に対する貸金の融通に関する暫定措置の特例 ◆森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ◆土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ◆共同利用小型漁船の建造費の補助 ◆森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	◆中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ◆小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ◆事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	◆公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ◆私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ◆市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ◆母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 ◆水防資器材費の補助の特例 ◆り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ◆小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ◆雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2 その他の法律による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律により財政援助を行うときの事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	◆河川・砂防設備、林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜崩 壊防止施設・道路・下水道及び公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	◆公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	◆災害公営住宅の建設 ◆既設公営住宅の復旧事業
土地区画整理法	◆災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律	◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定 する、感染症指定医療機関の災害復旧事業（激甚災害のための感染 症の予防、及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の 規定による都道府県、保健所を設置する市、又は特別区の支弁、及 び同法第57条第4号の規定による、東京都の支弁に係る感染症予 防事業）
廃棄物の処理及び清掃に関す る法律	◆災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	◆臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫 補助の暫定措置に関する法律	◆農地 ◆農業用施設 ◆林業用施設 ◆共同利用施設の復旧事業
水道法	◆上水道施設の復旧事業
下水道法	◆下水道施設の復旧事業
道路法	◆道路の復旧事業
河川法	◆河川の復旧事業
生活保護法	◆生活保護施設復旧事業
児童福祉法	◆児童福祉施設復旧事業
身体障がい者福祉法	◆身体障がい者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	◆老人福祉施設復旧事業
知的障がい者福祉法	◆知的障がい者援護施設復旧事業
売春防止法	◆婦人保護施設復旧事業
森林法	◆治山事業

第4節 復興計画

項目	担当班
第1 復興計画作成の体制づくり	本部班・関係各班
第2 復興に対する合意形成	本部班・関係各班
第3 復興計画の推進	本部班・関係各班

第1 復興計画作成の体制づくり

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市は、県及び関係機関と緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、市民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

上記を踏まえ、大規模な災害が発生したときは、市長を本部長とする災害復旧・復興本部を設置し、本部班を中心に災害復興計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。災害復興事業については、復興のためのまちづくりを始めとし、経済復興や市民生活の再建等、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

第2 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行い、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努める。

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市は、県及び関係機関と諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

那珂川市地域防災計画

風水害対策編

(平成15年4月)
(平成20年7月改正)
(平成24年4月改正)
(平成25年4月改正)
(平成27年4月改正)
(令和3年4月改正)
(令和4年4月改正)
(令和7年2月改正)

編集・発行 那珂川市防災会議

事務局 那珂川市 市民生活部 安全安心課 危機管理担当

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
TEL 092-953-2211 FAX 092-953-3049